



大崎上島町第3次長期総合計画

海景色の映えるまち

～瀬戸内海から幸せつなぐ「豊かな自然と学びの島」～

令和7年度(2025)～令和16年度(2034)



ご挨拶

我らが故郷、大崎上島は風光明媚で豊かな瀬戸内海と、和船を造り操る先人たちに培われてきた歴史・文化に恵まれたまさに「宝島」です。

これまで大崎上島町の施策の根幹となる長期総合計画は10年毎に策定され、初代の藤原町長が第1次計画を、2代目の高田町長が第2次計画を、今回は3代目の私が、町民の皆様と一体となって大崎上島町第3次長期総合計画を取りまとめさせていただきました。

将来像を「海景色の映えるまち ～瀬戸内海から幸せつなぐ「豊かな自然と学びの島」～」とし、目標人口を定め、本町の持続可能性を高め、「町民が主役」となり、誰もが喜び笑顔溢れ、「大崎上島だからこそ」というまちづくりを進めてまいります。

喫緊の課題は、21世紀になって地球規模で身近に迫ってくる「自然災害」と少子高齢化により歯止めのかからない「人口減少」などであります。

この難題を解消するためには、人・もの・財・情報など地域資源の全てを投入して、皆さんの力を結集して未来への扉を切り開いていかななくてはなりません。その基本目標を次のとおり明示します。

- ①大崎上島を愛する人が育ち・集まるまち
- ②元気に充実した日々を過ごし、安心して住み続けられるまち
- ③活気に溢れ、安全で快適な住みやすいまち
- ④住民に寄り添い、力をあわせて、みんなでつくるまち

地球温暖化による豪雨と洪水、地震と津波、さらにはコロナ禍によるパンデミック危機など想定外の事案から世界中の人たちは多くを学んでいます。

産業革命を通じて右肩上がりの発展が当たり前とされていた成長神話による経済至上主義や科学技術万能主義など、現代の常識といわれている世界観が大きく揺さぶられています。

このような歴史的転換点といえる時代を生き抜いていくためには、基礎的な身近な暮らしの安定と、暮らしを支える地域コミュニティが自立的で持続可能性を持ち合わせていることが求められます。

いま、10年先の羅針盤たる長期総合計画をもとに、行政と町民が手と手を携えた地域創生の第一歩を踏み出そうとしているところです。

この令和7年度を新長期総合計画元年として、10年先の更なる向こう側にきっとあるであろう明るい未来を描くため、町内外の皆さんと協働のもと事業展開する中で、超長期的な行動理念として『大崎上島ビジョン』も探り当てていきたいと考えております。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、精力的なご審議をいただきました大崎上島町振興基本計画審議会委員各位をはじめ、ご協力いただきました多くの町民の皆様に厚くお礼申し上げます。

大崎上島町長 谷川 正 芳

目次

第Ⅰ部

総論

第1章 総合計画の基本的な考え方 ————— 2

1 計画策定の趣旨 ————— 2

2 計画の位置づけと役割 ————— 2

3 計画の構成と期間 ————— 3

第2章 町の現況と踏まえるべき変化 ————— 4

1 大崎上島町の現況 ————— 4

2 町民意識の変化 ————— 10

3 時代の潮流の変化 ————— 18

4 まちづくりの主要課題 ————— 20

第Ⅱ部

基本構想

第1章 将来像 ————— 22

1 将来像 ————— 22

2 目標人口（人口ビジョン） ————— 23

3 推進姿勢 ————— 24

第2章 基本目標 ————— 25

1 大崎上島を愛する人が育ち・集まるまち ————— 25

2 元気に充実した日々を過ごし、安心して住み続けられるまち — 25

3 活気に溢れ、安全で快適な住みやすいまち ————— 25

4 住民に寄り添い、力をあわせて、みんなでつくるまち ————— 25

第Ⅲ部

基本計画

第3章 施策体系 ————— 26

基本施策1 子育ての推進 ————— 28

基本施策2 就学前教育・学校教育の充実 ————— 30

基本施策3 コミュニティの活性化 ————— 34

基本施策4 観光の振興 ————— 38

基本施策5 移住・定住促進、タウンプロモーション ————— 40

基本施策 6	健康づくりの推進	42
基本施策 7	文化活動、スポーツ・レクリエーションの促進	46
基本施策 8	生涯学習の促進	50
基本施策 9	誰一人取り残さない地域づくり	52
基本施策10	高齢者支援の充実	56
基本施策11	障がい者支援の充実	60
基本施策12	自分らしく生きる地域づくり	62
基本施策13	農林水産業の振興	64
基本施策14	商工業の振興	68
基本施策15	雇用の創出・就業環境の整備	70
基本施策16	総合的な土地利用の推進	72
基本施策17	快適で持続可能な居住環境の整備	74
基本施策18	循環型社会の推進	86
基本施策19	利便性の高い公共交通の整備	90
基本施策20	情報・通信の充実	94
基本施策21	防災対策の推進	96
基本施策22	防犯・交通安全対策の推進	100
基本施策23	医療体制・消防力の整備	102
基本施策24	住民参画の推進	106
基本施策25	DXの推進	108
基本施策26	情報発信の充実	110
基本施策27	行財政運営	112
基本施策28	他自治体との連携	114

資料編

資料編	118
-----	-----

第 I 部

總 論

第1章 総合計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

大崎上島町では、平成17(2005)年3月に策定した「大崎上島町第1次長期総合計画」、平成27(2015)年3月に策定した「大崎上島町第2次長期総合計画（以下、「第2次計画」という）」において、「海景色の映えるまち～地域資源を活かした理想郷の実現～」を町の目指す将来像に掲げ、総合的なまちづくりを推進してきました。

第2次計画の期間中、新型コロナウイルスの感染拡大により、町民の生活や地域経済に大きな影響があり、継続的な支援・取組が求められるとともに、生活様式の変容、社会のデジタル化への対応が急務となっています。

また、人口減少・少子高齢化が続く中、人口構造の変化に伴い社会保障費の増大や労働力不足などの課題が2025年問題として顕在化しており、その他にも物価高騰による国内経済への影響、気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化といった世界規模での課題も見受けられます。

本町には、瀬戸内海の温暖な気候と風光明媚な環境、造船・水産業や柑橘栽培といった産業・技術、受け継がれてきた歴史・文化はもちろん、島を愛する気持ちを持つ町民・温かい人が織りなす島コミュニティといった、島が誇る多くの地域資源があります。

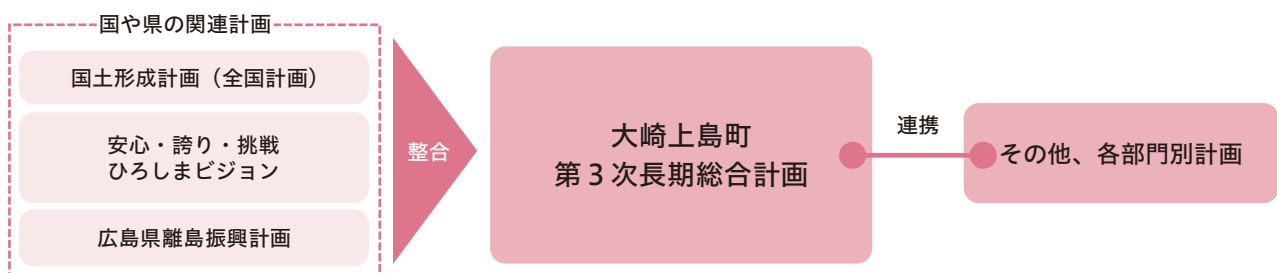
町の大切な地域資源を有効に活用しつつ、資源の循環による持続可能な自立した町を目指すため、新たに「大崎上島町第3次長期総合計画（以下、「本計画」という）」を策定し、今後も、町民ニーズに柔軟に対応する行政サービスの提供に努めるとともに、町民をはじめとした多様な主体と行政が手を取り合って、ともに地域課題を解決していく協働のまちづくりを推進し、県内唯一の離島の町としての豊かな自然環境の中で、年代問わず学び、成長できるまちづくりを進めていきます。

2 計画の位置づけと役割

総合計画は、「行政運営の総合的な指針」としての役割を持つ計画であり、健康福祉・教育・産業・環境・基盤整備など行政の各部門で策定する各種計画の最上位に位置づけられます。

また、国や県と連携して取組を推進していくため、各種計画との整合を図りました。

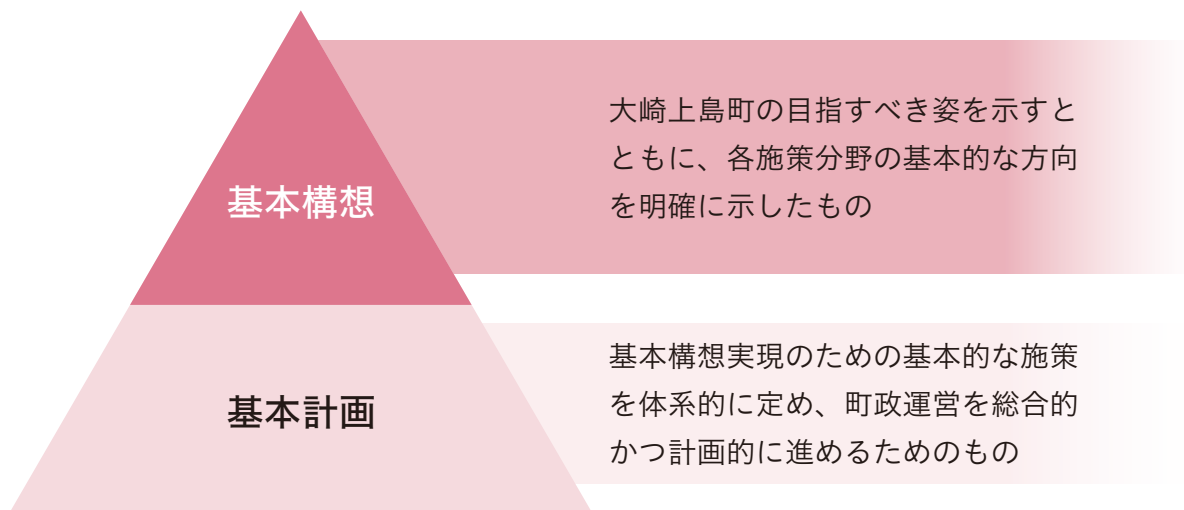
本町の目指す姿を実現するためには、町民と行政がともに取り組む協働の視点が不可欠です。町民の大崎上島町に対する想いを大切にして、それぞれが役割を担いながらまちづくりに取り組むための、「地域運営の指針」としての役割も持つ計画としました。



3 計画の構成と期間

① 計画の構成

総合計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成されます。「基本構想」は、これからの大崎上島町の目指すべき姿を示すとともに、各施策分野の基本的な方向を明確に示したものです。「基本計画」は、基本構想実現のための基本的な施策を体系的に定め、町政運営を総合的かつ計画的に進めるためのものです。



② 計画期間

本計画の計画期間は、令和7(2025)年度から16(2034)年度までの10か年とします。ただし、社会経済状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、適宜見直しを行います。

平成 27年度	～	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年	令和 12年	令和 13年	令和 14年	令和 15年	令和 16年
2015		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
大崎上島町 第2次長期総合計画												
			大崎上島町第3次長期総合計画（10か年）									

第2章 町の現況と踏まえるべき変化

1 大崎上島町の現況

①町の概要

大崎上島町は瀬戸内海に浮かぶ芸予諸島の中程に位置する大崎上島等を町域とします。南は愛媛県大三島、岡村島に海上1キロメートルで面し、北は竹原市、安芸津町に海上10キロメートルで面しています。広島県本土側とは、竹原・安芸津港とフェリーで結ばれており、その他に大崎下島、大三島・今治へのフェリー便もあります。

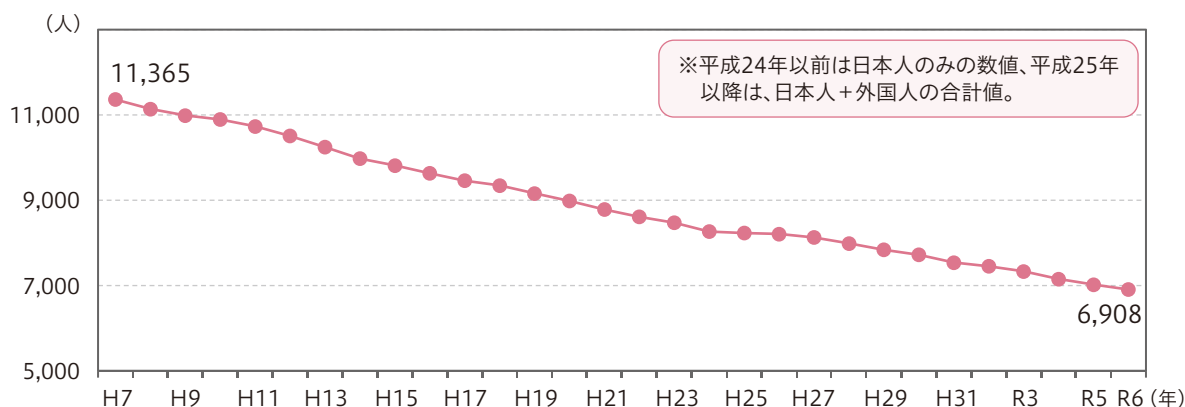
面積は43.11平方キロメートルで、年間を通して過ごしやすい瀬戸内海独特の温暖少雨な気候です。



②人口

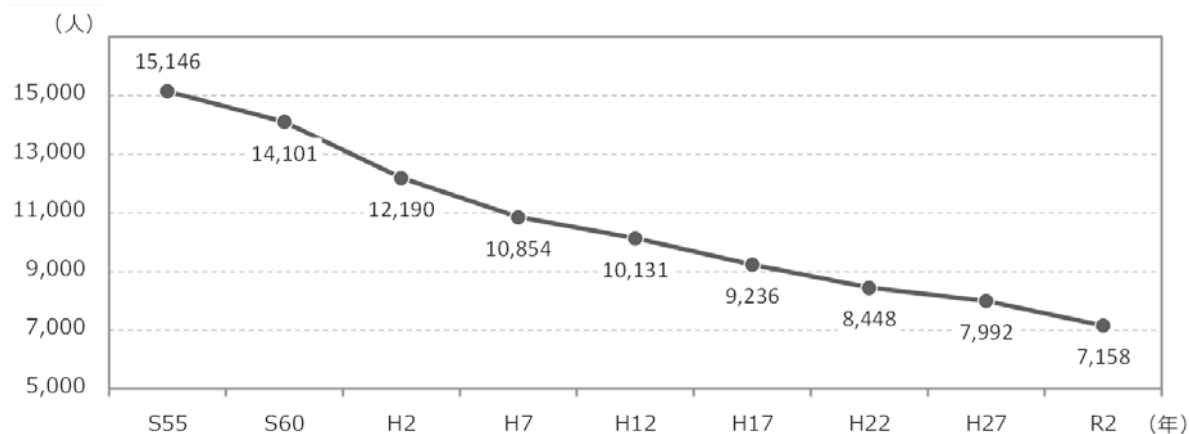
町の人口は減少傾向にあり、住民基本台帳（令和6年1月1日時点）のデータでは6,908人となっています。

■人口の推移（住民基本台帳）



資料：総務省「住民基本台帳」H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

■人口の推移（国勢調査）

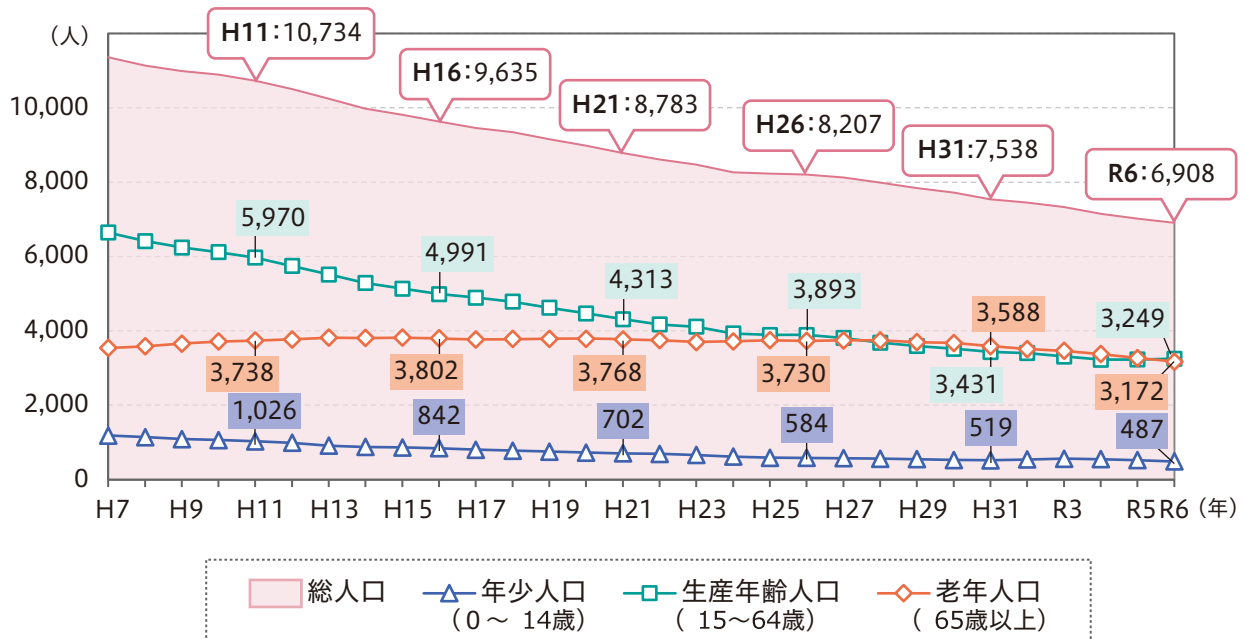


資料：総務省「国勢調査」

住民基本台帳（令和6年1月1日時点）によると、町の高齢化率は45.9%となっており、全国及び県と比較して、少子高齢化が進行しています。

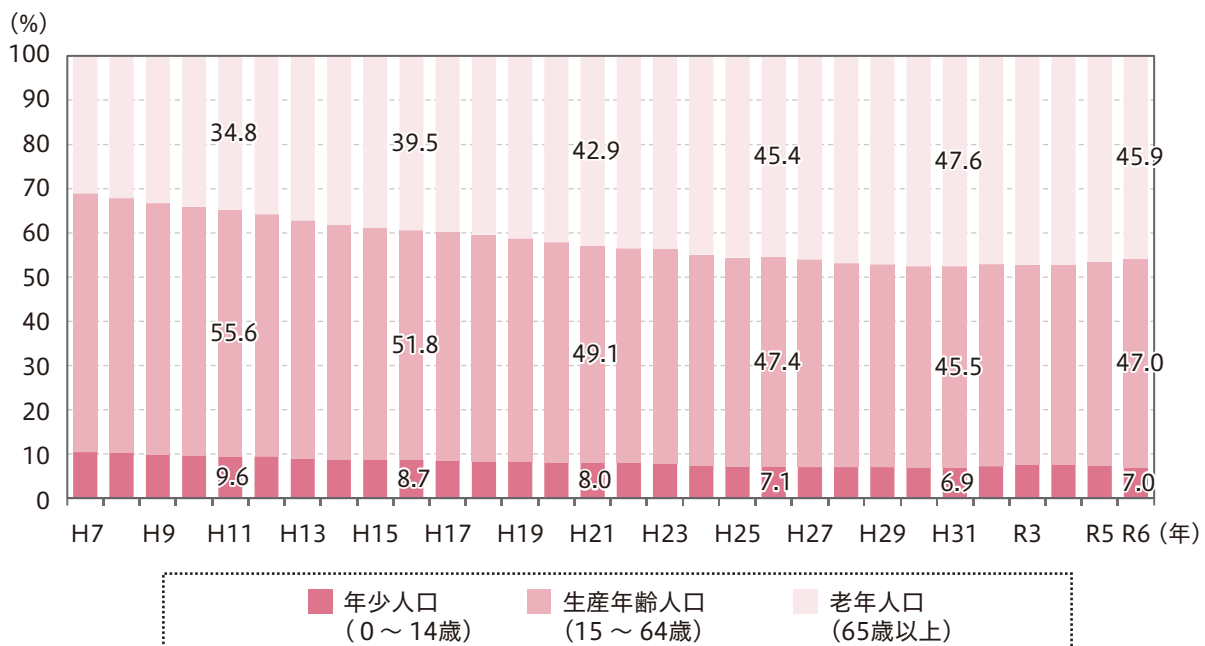
また、年齢3区分別の人口割合を直近の5年間で見ると、年少人口（15歳未満）及び老年人口（65歳以上）の割合は増加傾向となっていました。令和5（2023）年に減少に転じています。また、生産年齢人口（15歳～64歳未満）の割合は減少傾向となっていました。令和5年以降は増加傾向となっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

■年齢3区分別の人口割合の推移



資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

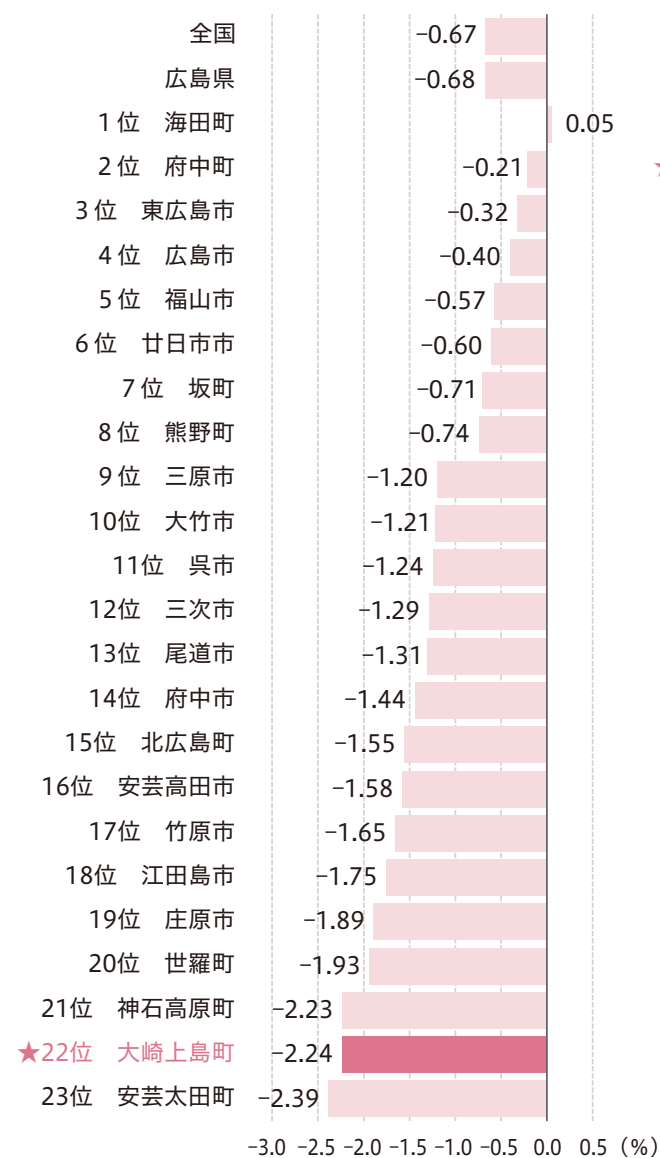
③自然増減・社会増減

住民基本台帳の人口動態によると、令和5(2023)年から令和6(2024)年にかけての町の自然増減率※は-2.24%と減少しましたが、社会増減率※は+0.61%と増加しています。

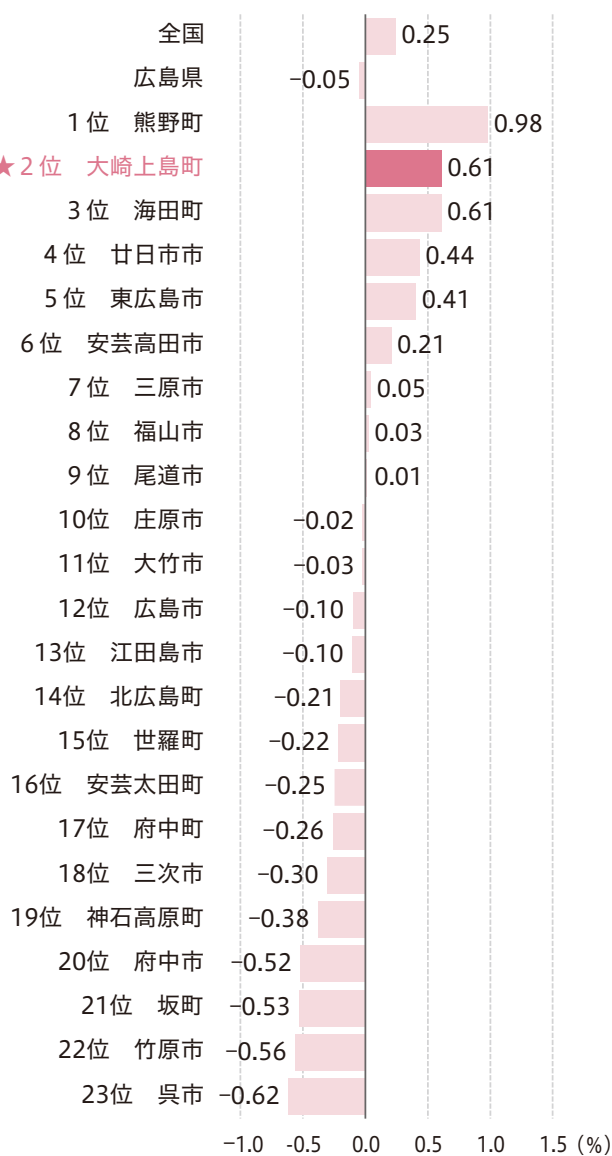
※「自然増減率」=自然増減数(出生数-死亡数)×100/総人口

※「社会増減率」=社会増減数(転入数-転出数)×100/総人口

■自然増減率



■社会増減率



資料：総務省「住民基本台帳 人口動態」(令和5年1月1日～12月31日)

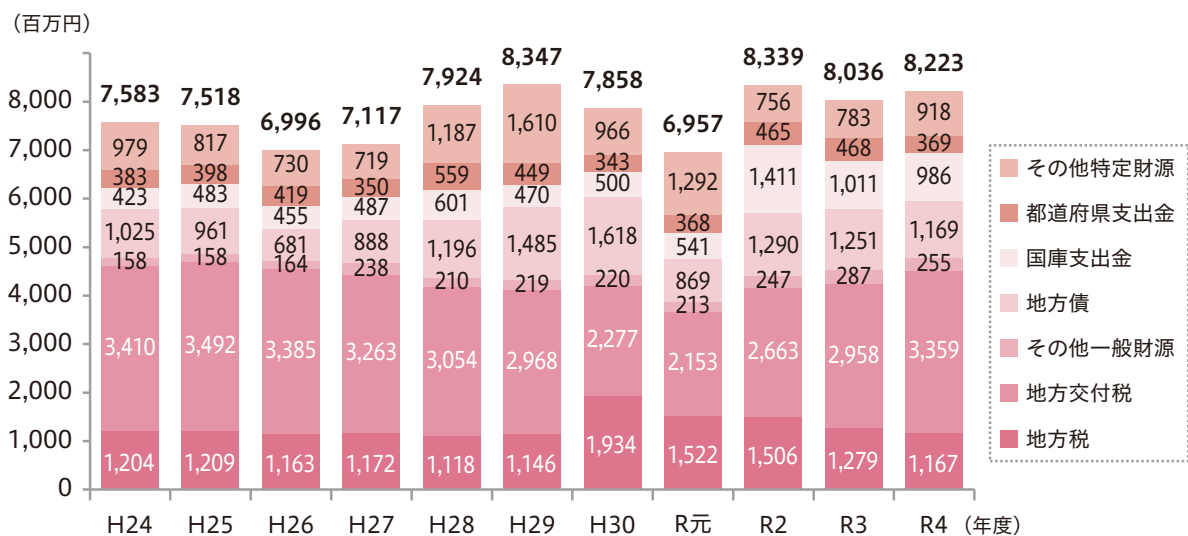
4 財政

令和4(2022)年度の普通会計における歳入総額は82億2,300万円、歳出総額は78億700万円となり、実質収支は4億1,600万円の黒字となっています。

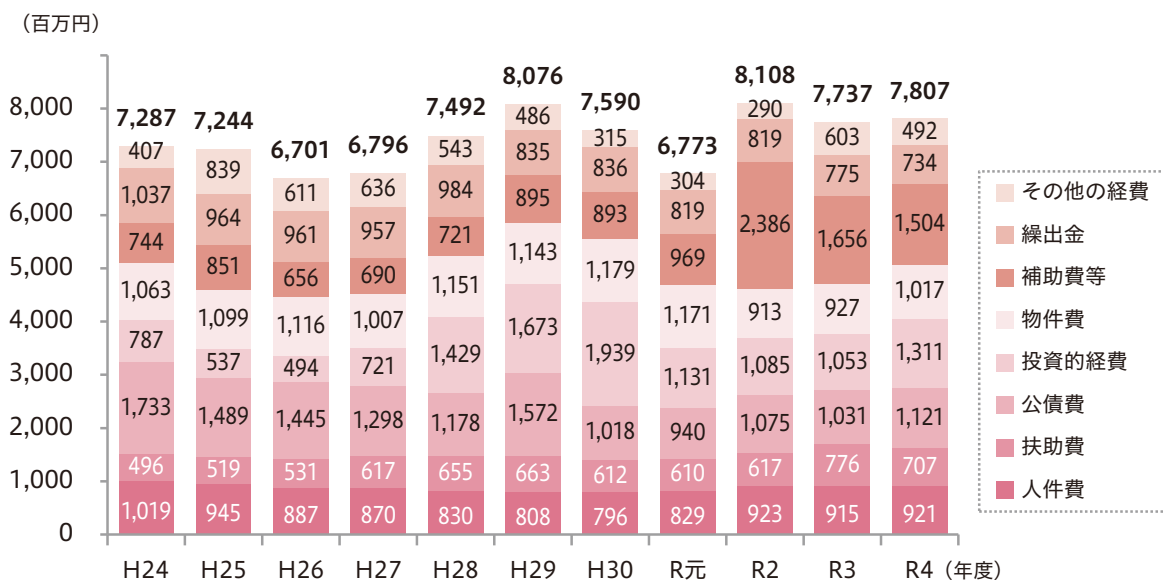
令和4(2022)年度の歳入を見ると、地方交付税や国庫支出金、町債に依存する比率が高い財政運営となっています。

令和3(2021)年度の歳出を見ると、補助費については、新型コロナウイルス感染症対策として実施した特別定額給付金事業が減少したため、前年度に比べて7億3,000万円減少しました。令和4(2022)年度は、令和3(2021)年度とほぼ同額の歳出となっています。

■ 歳入決算額の推移



■ 歳出決算額の推移

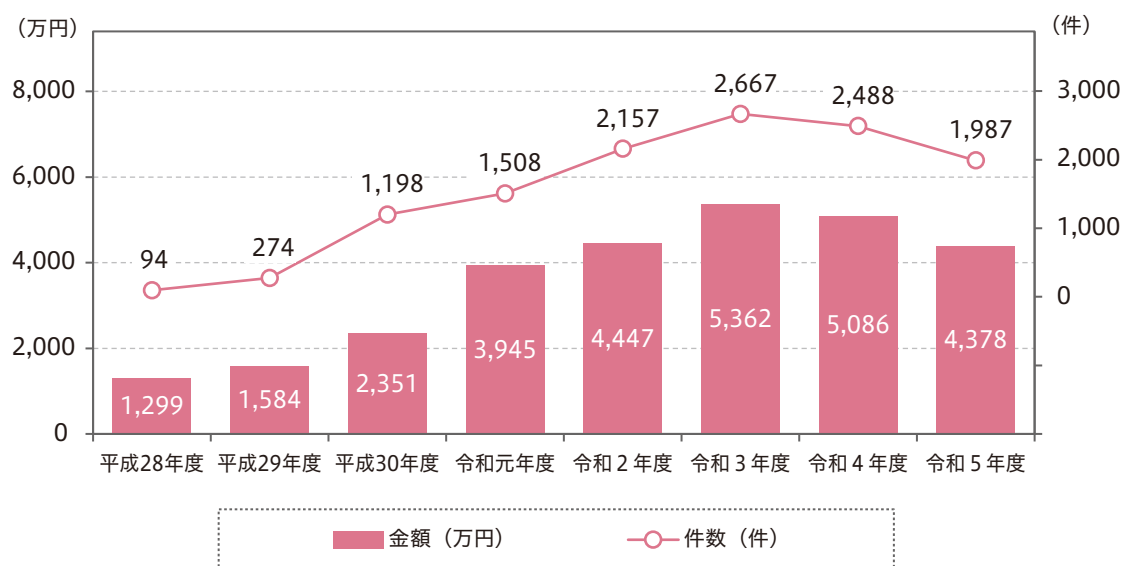


資料：総務省「地方財政状況調査」

⑤ ふるさと納税

ふるさと納税額は増加傾向にありましたが、令和4(2022)年度以降減少に転じて、令和5(2023)年度は4,378万円(1,987件)となっています。

■ ふるさと納税の受入額・受入件数の推移

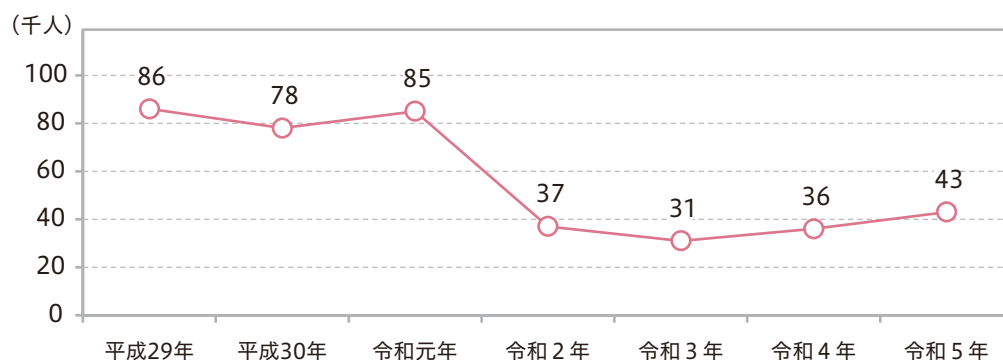


資料：総務省「ふるさと納税に関する現況調査」

⑥ 観光客数の推移

観光入込客数は令和元(2019)年までは8万人前後となっていました。コロナ禍の影響もあり、令和2(2020)年以降は3万人台で推移し、令和5(2023)年は4万3千人となっています。

■ 総観光客数の推移 (大崎上島町)



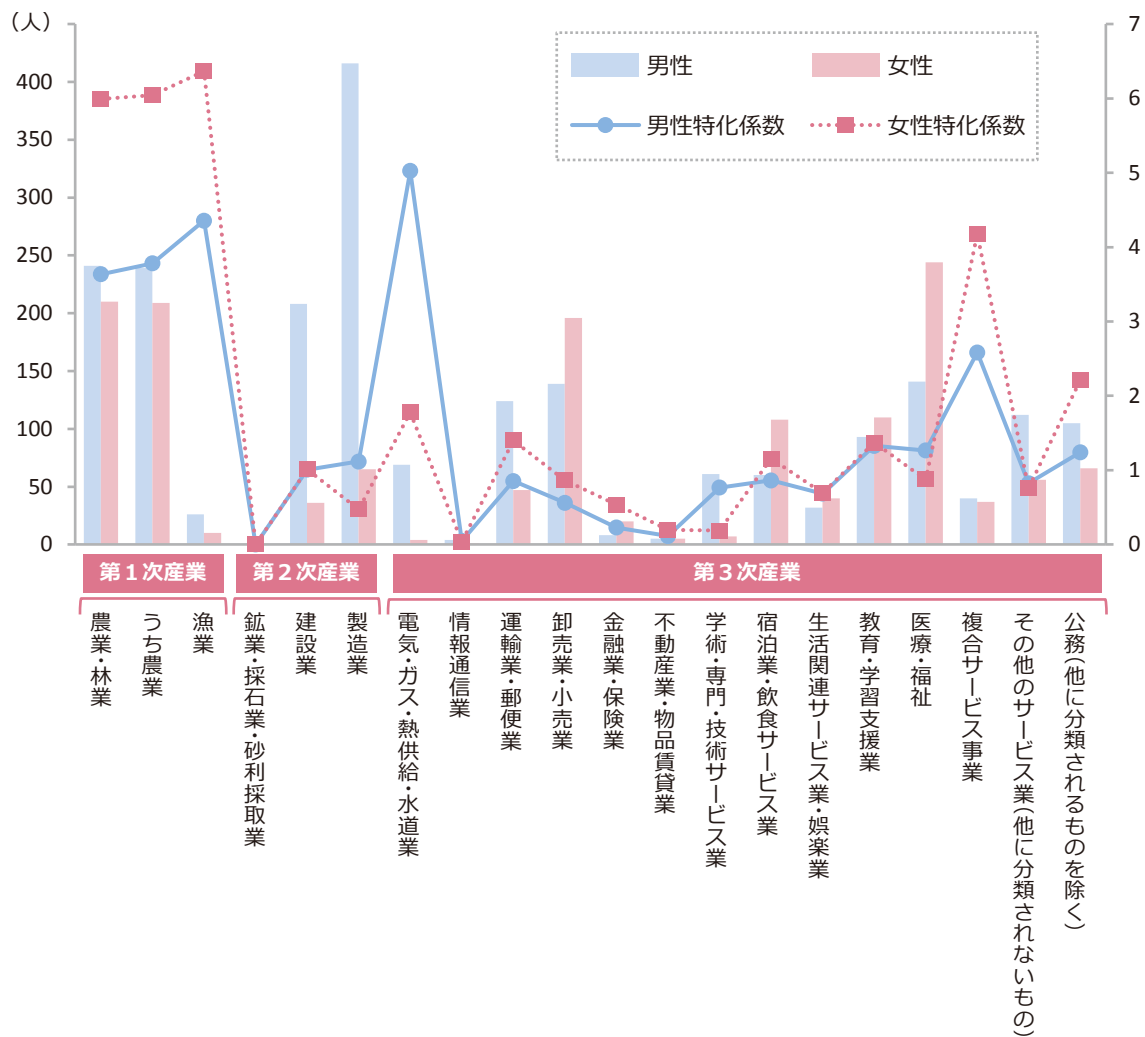
資料：一般社団法人広島県観光連盟「広島県観光客数の動向」観光客数統計表

7 産業人口

男女別産業人口を見ると、男性では「製造業」が最も多く、次いで「農業」、「建設業」となっています。

女性では「医療・福祉」が最も多く、次いで「農業」、「卸売業・小売業」の順となっています。

■産業人口（男女別）



資料：総務省「国勢調査」令和2年

※特化係数：「町のX産業の就業者比率／全国のX産業の就業者比率」であり、町の強み・弱みを見るときに用いる。特化係数が1を上回ると強く、1を下回ると弱いと判定する。

2 町民意識の変化

①意識調査（アンケート）等の概要

町民のニーズや意向を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、アンケート調査と町民ワークショップ、グループインタビュー（座談会形式）を実施しました。

■町民意識調査の概要

調査対象	町内在住の18歳以上の方1,000人（無作為抽出）
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
調査期間	令和5（2023）年11月7日（火）～11月27日（月）
配布・回収状況	配布数：1,000票／回収数：466票／回収率：46.6%

■中高生アンケート調査の概要

調査対象	町内の中学2年生、高校2年生275人（全数調査）
調査方法	WEBアンケート
調査期間	令和6（2024）年1月10日（水）～1月17日（水）
配布・回収状況	配布数：275票／回収数：206票／回収率：74.9%

■町民ワークショップの概要

開催日時	【第1回】令和6（2024）年2月21日（水） 17時30分～19時30分
	【第2回】令和6（2024）年2月27日（火） 17時30分～19時30分
開催場所	大崎上島町役場本庁2階会議室
テーマ	【第1回】～10年後のまちの姿を考えてみよう～
	【第2回】～まちの将来のためにできることを考えよう～
対象者	町民（延べ31人参加）

■グループインタビューの概要

開催日時	令和6（2024）年3月5日（火）17時30分～19時30分
開催場所	大崎上島町役場本庁2階会議室
テーマ	～10年後のまちの姿を考えてみよう～ そのために、各分野における現状と課題を語り合う
対象者	・地域づくりグループ：地域団体関係者等（5名） ・産業振興グループ：各産業・事業者等（5名） ・移住定住グループ：町内への移住者、地域おこし協力隊等（5名）

②意識調査（アンケート）結果

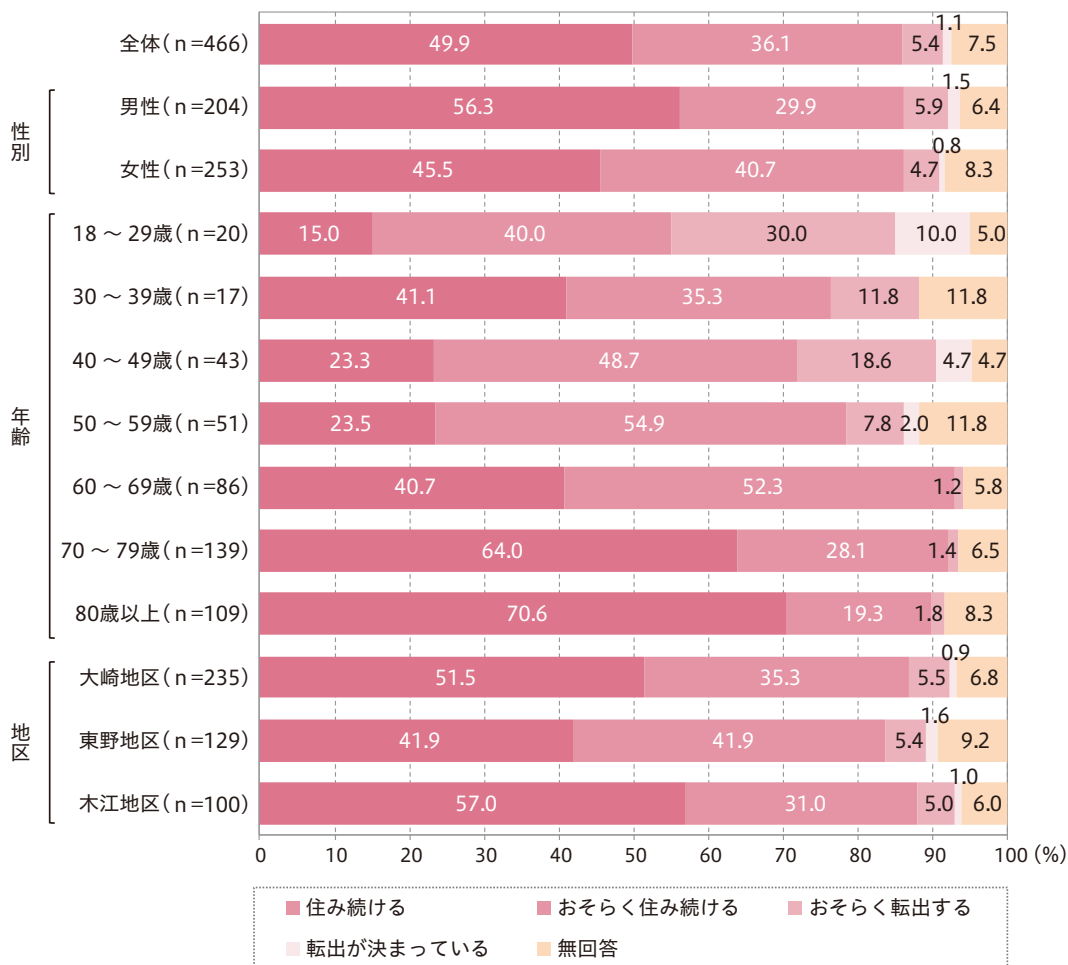
町民

これからも大崎上島町に住み続けますか。

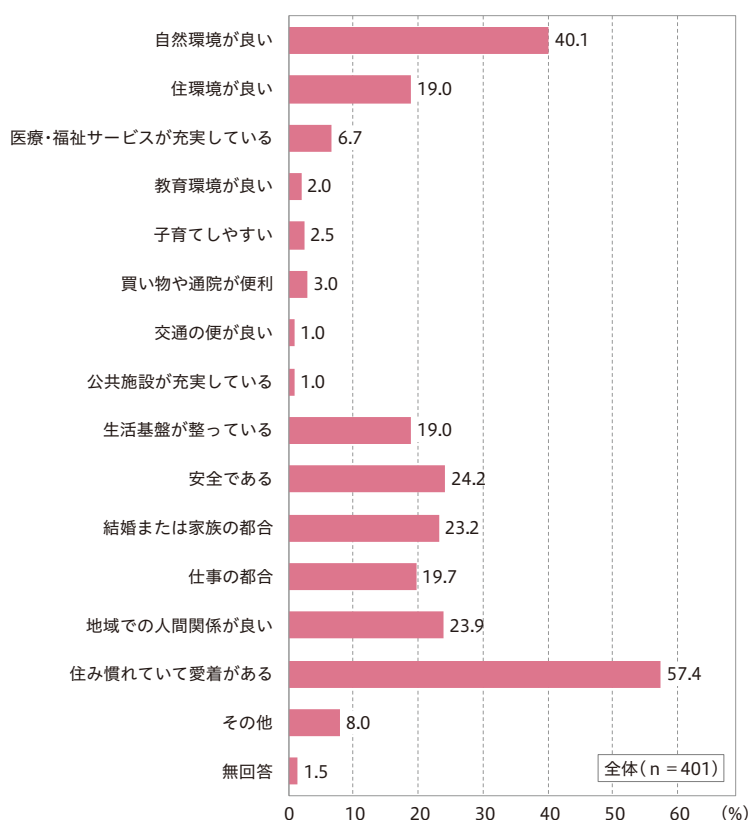
全体では、「住み続ける」が49.9%と最も高く、次いで、「おそらく住み続ける」(36.1%)、「おそらく転出する」(5.4%)の順となりました。

また、「住み続ける」と「おそらく住み続ける」を合わせた“住み続ける”は86.0%、「おそらく転出する」と「転出が決まっている」を合わせた“転出する”は6.5%となりました。

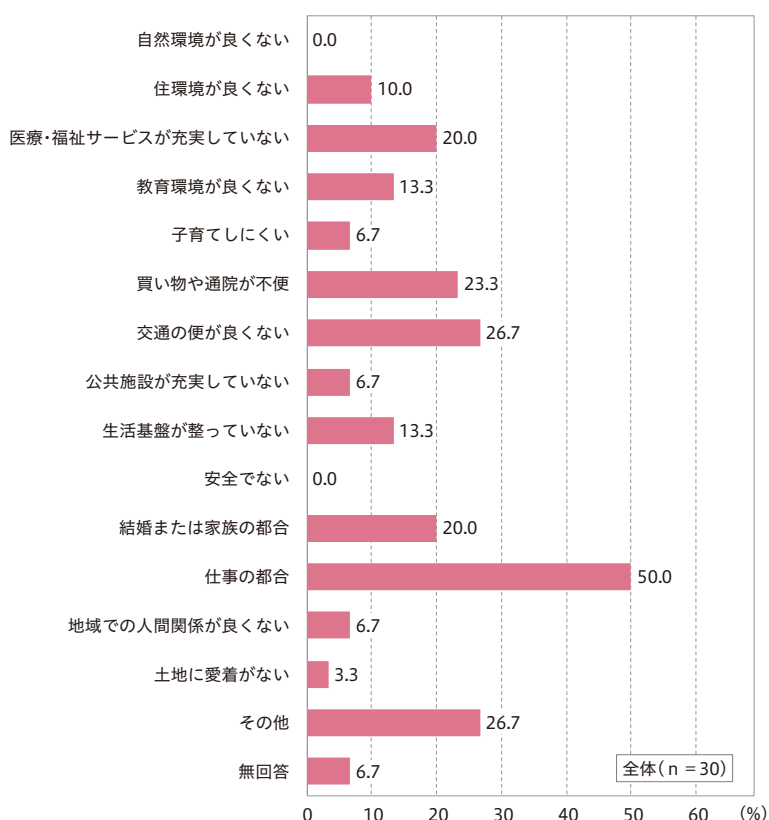
年齢層別で見ると、他の年齢層と比べて、18～29歳で“住み続ける”の割合が低く、“転出する”の割合が高くなりました。



「住み慣れていて愛着がある」が57.4%と最も高く、次いで、「自然環境が良い」(40.1%)、「安全である」(24.2%)の順となりました。



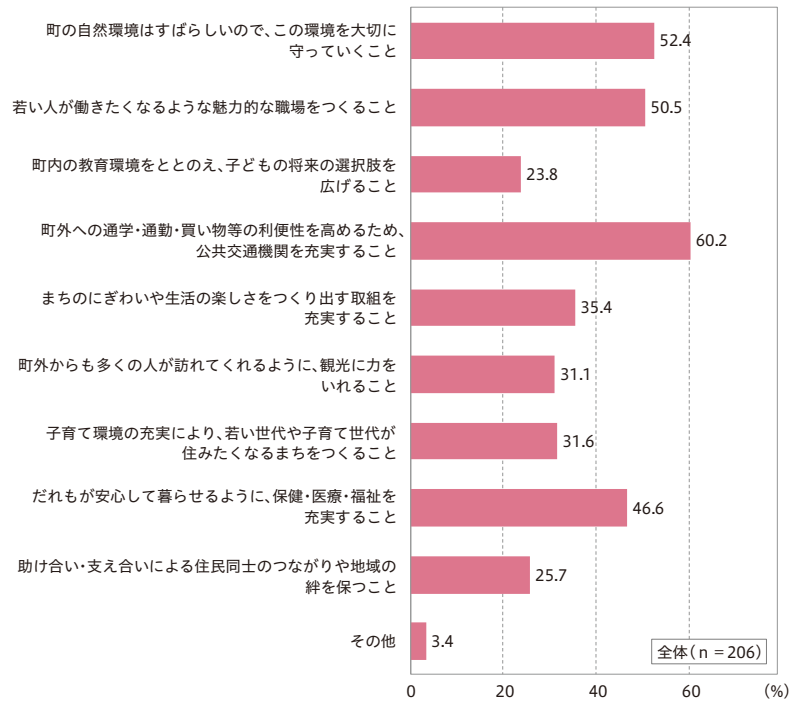
「仕事の都合」が50.0%と最も高く、次いで、「交通の便が良くない」、「その他」(26.7%で同率)、「買い物や通院が不便」(23.3%)の順となりました。



中高生

大崎上島町について、今後「もっと良くしてほしい（重要だ）」と思うことは何ですか。【複数回答可】

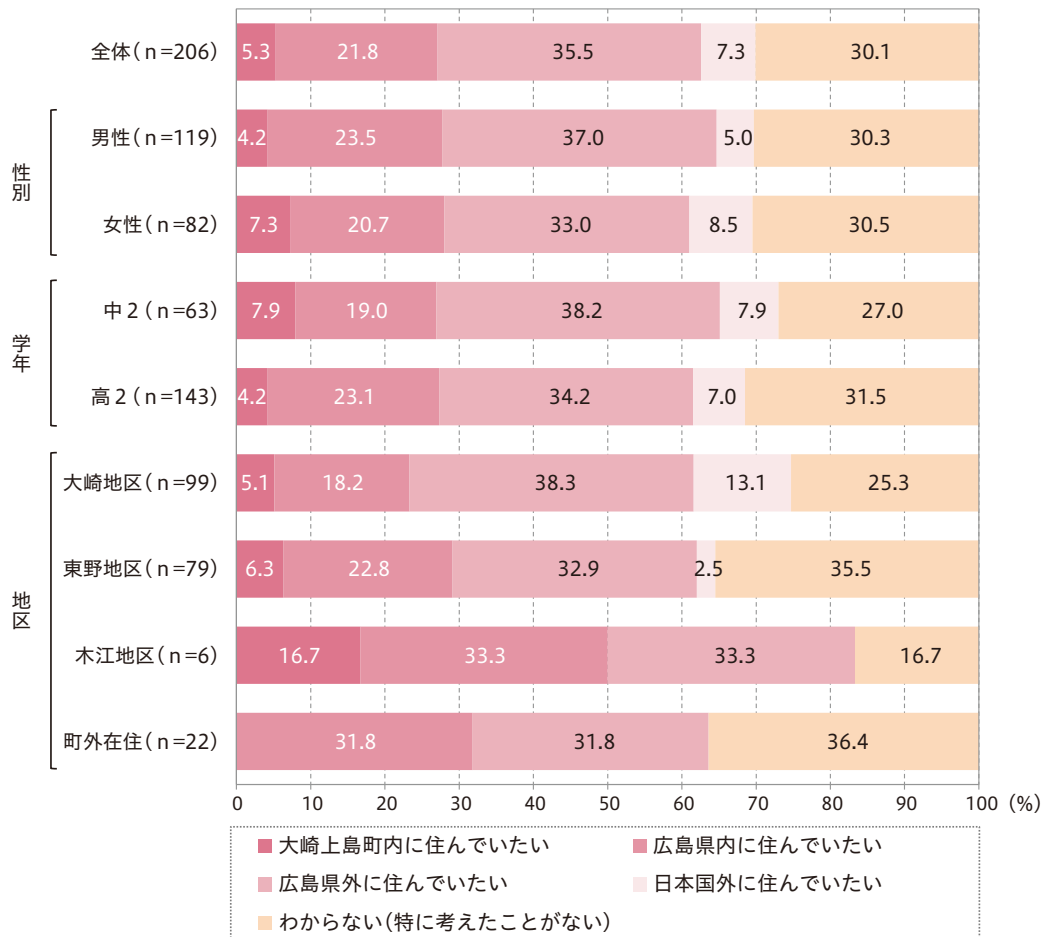
「町外への通学・通勤・買い物等の利便性を高めるため、公共交通機関を充実すること」が60.2%と最も高く、次いで、「町の自然環境はすばらしいので、この環境を大切に守っていくこと」(52.4%)、「若い人が働きたくなるような魅力的な職場をつくること」(50.5%)の順となりました。



中高生

あなたは、社会人になったら、どこに住んでいたいですか。

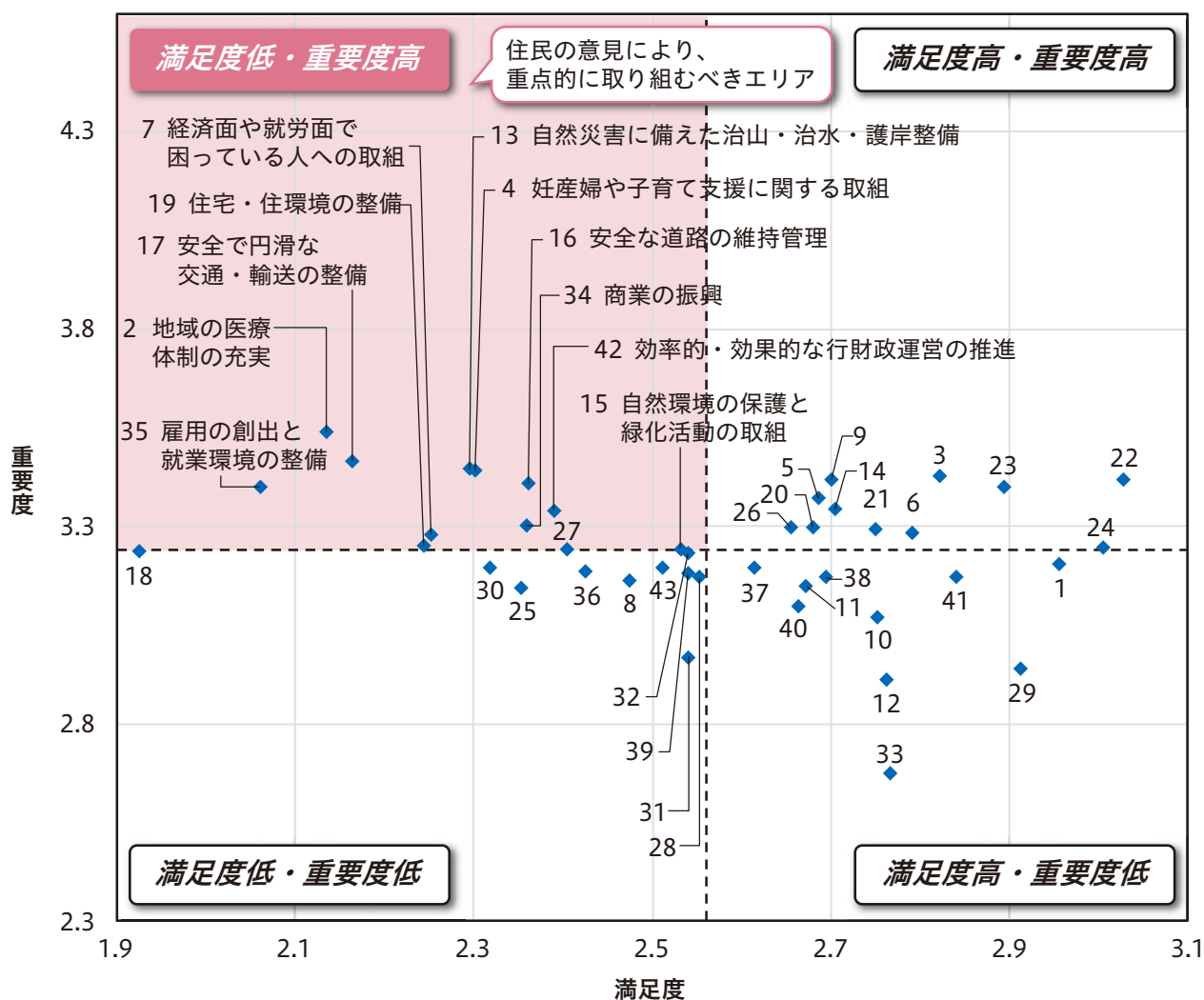
「広島県外に住んでいたい」が35.5%と最も高く、次いで、「広島県内に住んでいたい」(21.8%)となりました。



町民

あなたは、町の実施にどの程度満足していますか。
また、町の実施として今後どの程度重要だと感じますか。

現状に対する「満足度」と今後の「重要度」について、点数化を行いました。その結果、「2 地域の医療体制の充実」、「17 安全で円滑な交通・輸送の整備」、「35 雇用の創出と就業環境の整備」が、「満足度が低く、重要度が高い」（町民が最も対応を求めている施策項目）となりました。



<評価点の算出方法>

各選択肢の回答者数に回答ごとの点数（下記表1～4点）を乗じ、その合計について、「どちらとも言えない」と「無回答」を除く回答数で割った値をそれぞれの項目の評価点としました。

満足度

満足	4点
どちらかと言えば満足	3点
どちらかと言えば不満	2点
不満	1点

重要度

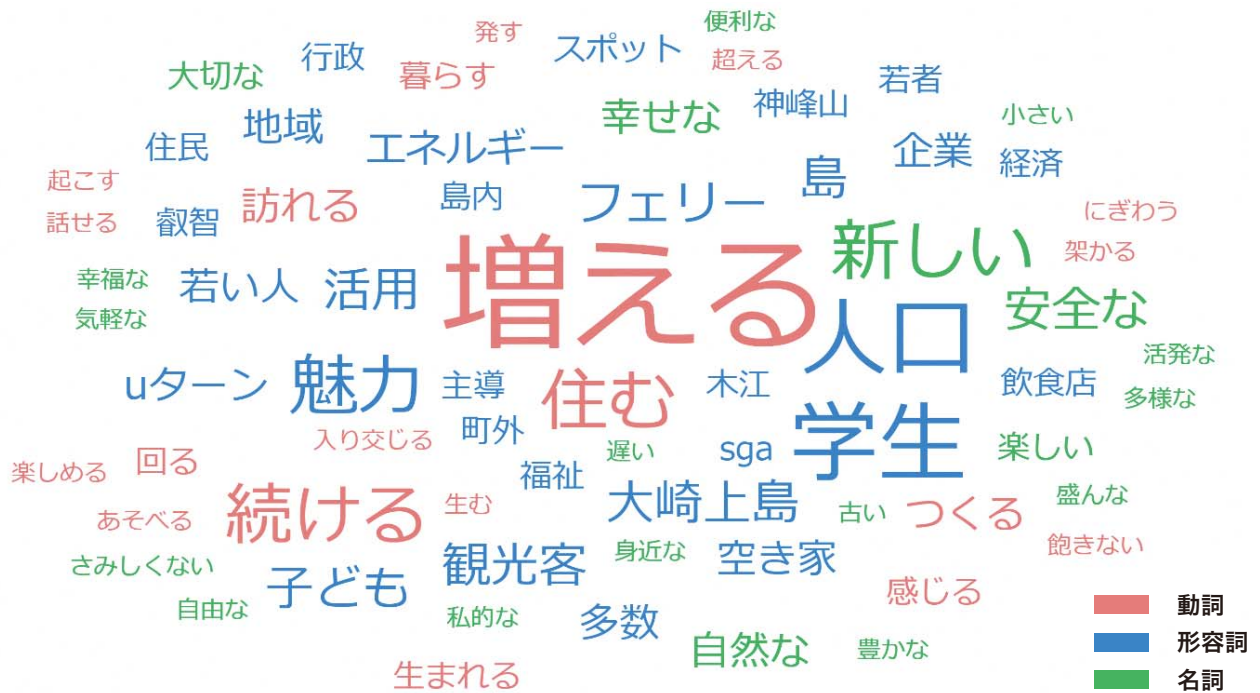
重要	4点
どちらかと言えば重要	3点
あまり重要でない	2点
重要でない	1点

③ 町民ワークショップまとめ

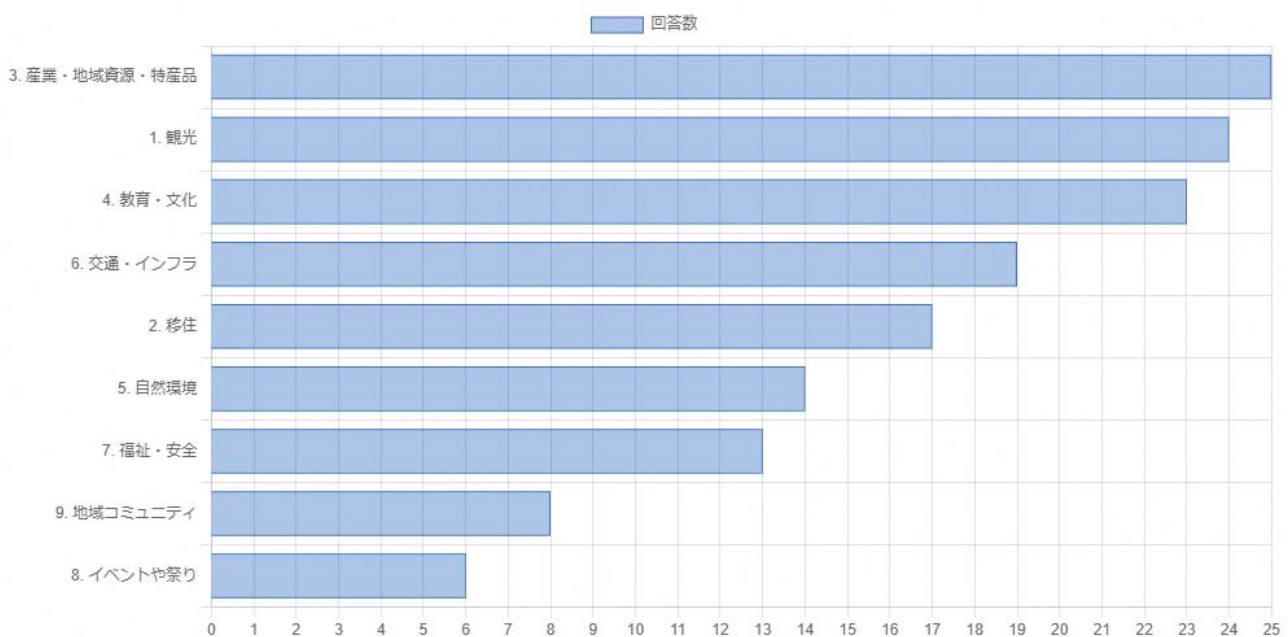
第1回 まとめ

「10年後はこんな町になってほしい」について、A～Dグループの意見をテキストマイニングで整理しました。（回答件数176件）

産業・地域資源・特産品を活かして大崎上島町の経済を活性化させることや、教育・文化・観光を振興するなどの意見があげられました。



テキストマイニングツール「AIテキストマイニング」より作成 (<https://textmining.userlocal.jp/>)

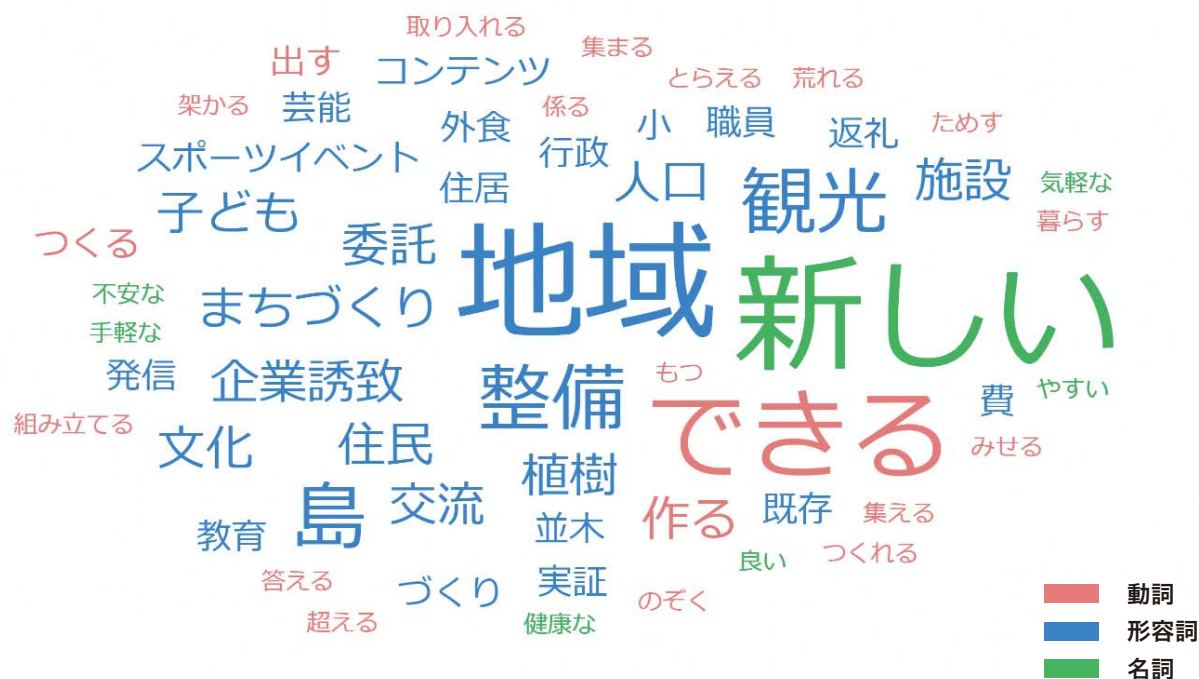


アンケート自由回答の分類ツール「コーディスト」より作成 (<https://codist.and-d.co.jp/>)

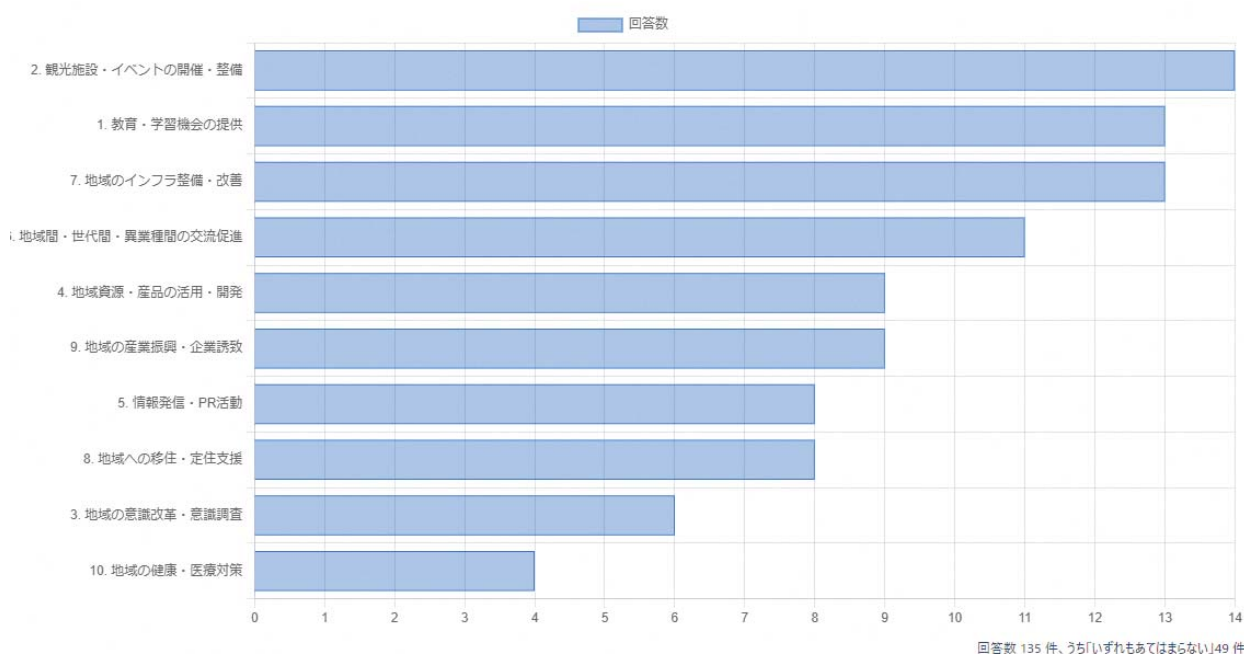
第2回 まとめ

「10年後の目指す姿の実現に向けてこれから取り組んでいくこと」について、A～Dグループの意見をテキストマイニングで整理しました。(回答件数135件)

観光施設・イベントの開催・整備に関する取組や、教育・学習機会提供の取組、地域インフラの整備・改善に関する意見が多くあげられました。



テキストマイニングツール「AIテキストマイニング」より作成 (<https://textmining.userlocal.jp/>)



アンケート自由回答の分類ツール「コーディスト」より作成 (<https://codist.and-d.co.jp/>)

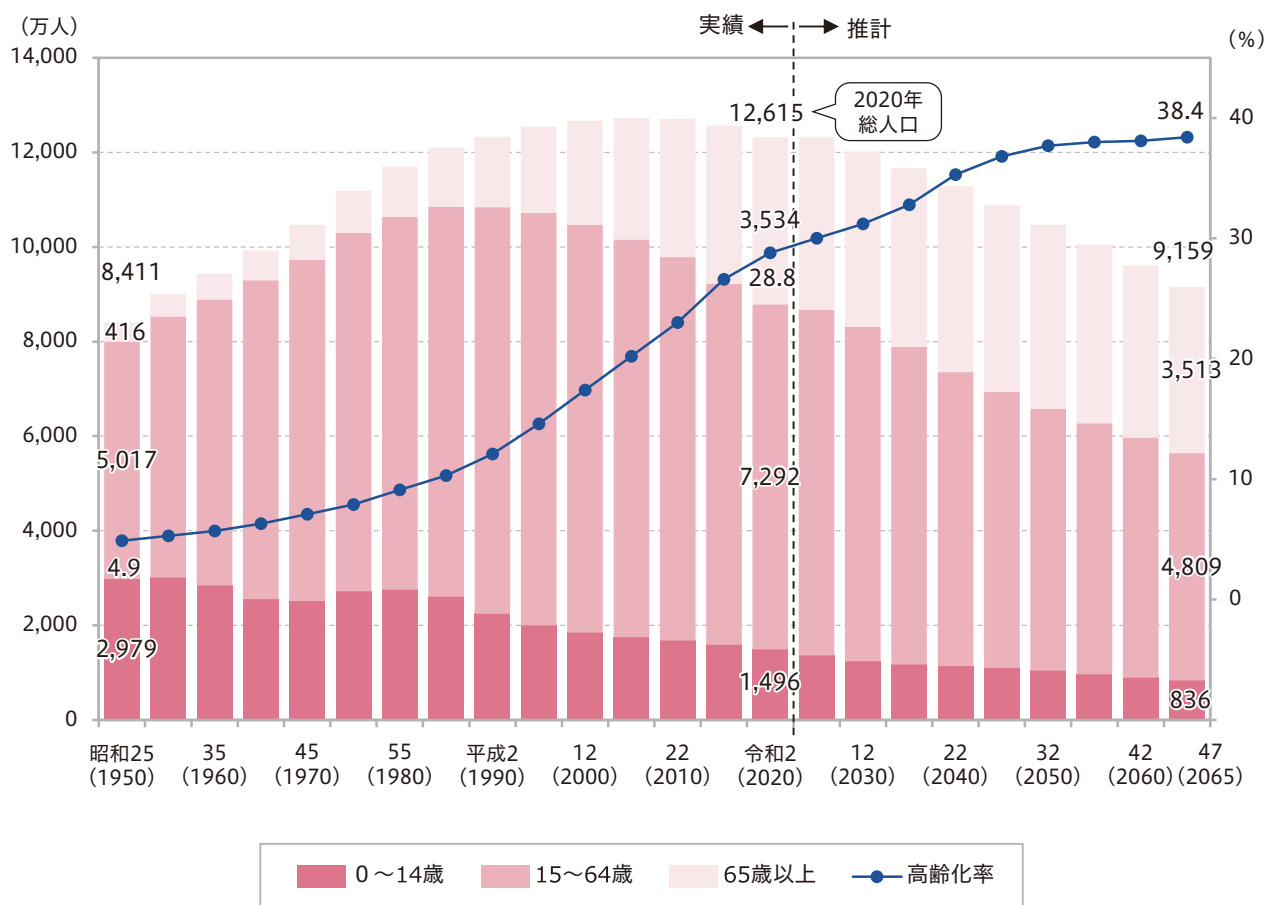
3 時代の潮流の変化

①人口減少・超高齢社会

我が国の総人口は減少傾向にあるとともに、少子高齢化が進行しています。少子高齢化の進行は、医療や介護費用の増加や社会保障費の増大につながるとともに、労働力不足による各種分野の人材不足が懸念されています。

医療・健康づくりの推進は、誰もが健康に活躍する社会の実現とともに、誰もが住みよいまちづくりの重要な視点となっています。

■国の総人口の推移と将来推計



資料：2020年までは総務省「国勢調査」、

2020年以前の高齢化率は、分母から不詳を除いて算出している。

2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位（死亡中位）推計により作成。

②社会経済のグローバル化と物価高騰への対応

グローバル化により新興国が経済力を高め、円安ドル高による物価高騰が国内経済に影響を与えています。アジアの近隣諸国との緊張が高まる一方、企業間の競争や文化交流が活発化しており、情報通信ネットワークの活用により個人や小さな企業も国際的な動きに参加していく視点は重要です。

③ 高度情報社会の進展・DXの推進

ICTの発展は社会活動・経済活動に大きな影響を与え、デジタル化とDXの推進によって人材不足の解消や地方都市の発展が期待されています。新型コロナウイルス感染拡大以降、急速に広がりを見せているテクノロジーの活用は、行政サービスの提供にも重要な要素です。

デジタルを積極的に活用した町民にとってより良い支援、サービスを提供していくことに加え、デジタル人材の育成を進めデジタル基盤を強化していく必要があります。

④ 価値観やライフスタイルの変化

人々の価値観やライフスタイルが多様化・高度化し、物質的な豊かさだけでなく生活の質や精神的・文化的な豊かさが重視されており、“ウェル・ビーイング”なまちづくりが求められています。リモートワークの進展による地方居住の意識の高まりなども含めた移住促進へのアプローチ、働き方改革やワークインライフの向上による少子化対策を進め、町民が求める暮らしづくりを進めていくことが重要です。

⑤ 安全・安心の視点も含めた地球環境・循環型社会への動き

国際的な枠組みの中で、自然環境の保全と社会経済活動の調和が求められています。近年では、気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化も起こっており、安心・安全という視点においても重要な要素です。再生可能エネルギーの普及等、SDGsの達成に向けた取組・対策を進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は国内のみならず、世界においても甚大な被害をもたらしました。誰もが安全に安心して暮らせる社会の実現は重要です。

⑥ ユニバーサルなまちづくり

年齢、性別、文化、身体状況といった様々な個性や違いにかかわらず、誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、仕組みづくりやサービス提供を行う“ユニバーサルデザイン”の考え方は、まちづくりを進めていくうえで重要な視点です。

誰もが人を想い、誰もが安心を実現していく必要があります。

⑦ 協働によるまちづくりの推進

まちづくりの推進には、行政だけでなく町民や事業者との協力や連携が重要であり、ともに取り組む協働の視点が不可欠です。また、誰もが役割を持って生き生きと活躍する社会の実現は、人口減少・少子高齢化の社会においても重要な視点です。

人口減少による財政状況の厳しさもある中で、地域課題を解決していく協働のまちづくりを推進し、持続可能なまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

4 まちづくりの主要課題

①次世代へつなぐまちづくり

中高生アンケートでは、住みにくい理由として「まち全体に活気がない」、自由意見にも「町の活性化を望む」とあり、若い世代が住みたいと思えるまちづくりとして、子どもの教育環境の充実や関係人口を増加させるための取組等の促進が重要です。また、外部との交流も大切な視点である一方で、町ではコミュニティが維持できない集落が生じつつあり、危機意識が高まっています。地域コミュニティの強化によって、町全体の地域力を高めることが重要となっています。内外のつながりと循環によって、さらなる魅力向上を図り、島のブランド力を向上させることで、次世代へつなぐ活気に溢れたまちづくりを実現していくことが必要です。

②個々の元気へのアプローチ

高齢化率は年々上昇し続け、令和6(2024)年1月時点で45.9%となっており、高齢者を含む世帯のうち約40%は単独世帯となっています。また、町民アンケートでは、元気に住み続けるために「地域医療体制の充実」や「経済面や就労面で困っている人への取組」が重点的に取り組むべき施策となっています。

このような現状から、個々が安心して充実した暮らしを実現できるよう、誰一人取り残されない、自分らしく元気に住み続けられるまちづくりが必要です。

③安全と快適さの確保

町内の企業・事業所数及び従業員数は年々減少しており、町民アンケートでは、転出理由として「仕事」、中高生アンケートでは、今後良くしてほしいことは「魅力的な職場」の割合が高くなっています。また、快適な暮らしの継続のために「公共交通」や「買い物」環境の充実が求められています。一方で、町の自慢できるところとして、「自然環境」「安全（治安が良い、災害が少ない）」などが挙がっています。

住み続けられるまちとして、活気溢れる「働く場の確保」とともに、美しい「自然環境との共存」、「災害に強く」、「安全で快適な居住環境の維持・充実」等が必要です。

④町民との相互理解による行政運営

町の人口は平成27(2015)年の7,992人から令和2(2020)年の7,158人と834人（約1割）減少し、今後さらに減少し続けることが見込まれています。このような状況の中で、町民とともに一丸となって持続可能なまちづくりを推進していくためには、行政運営に対する町民との相互理解が不可欠です。様々な地域課題の解決に向けては、デジタル技術の活用による行政事務の効率・生産性の向上とともに、人に優しい住民サービスを届けるウェル・ビーイングなまちづくりが必要です。

第Ⅱ部

基本構想

第1章 将来像

1 将来像

海景色の映えるまち

～瀬戸内海から幸せつなぐ「豊かな自然と学びの島」～

将来像に込めた思い

海景色の映えるまち

第1次長期総合計画から掲げてきた「海景色」には、瀬戸内の太陽に育まれた自然と、そこで海と船とともに培ってきた歴史・文化の2つの意味が込められています。その自然資源と社会資源が相まった真の豊かさがあふれるまちを目指します。

～瀬戸内海から幸せつなぐ「豊かな自然と学びの島」～

島を囲む瀬戸内海、神峰山からの多島美、澄んだ空気と綺麗な星空、心が和む昔ながらの原風景など、今後も守り続けていくべき豊かな自然環境の中で、子どもや若者の教育はもとより、世代や地域を超えて誰もが人生を学び、幸せだと実感できる島を目指します。

2 目標人口（人口ビジョン）

① 目標人口の考え方

将来の人口が減少し続ければ、行政サービスの低下、生活関連サービス施設の撤退や地域コミュニティの衰退など、あらゆる問題が発生することが懸念されます。

町では、「全世代の未来の生活・居場所」を守り、「町民が最期の時まで、安心して、幸せに暮らせるコミュニティ」を守るために、人口減少を抑制する対応策を講じて、2050年に4,500人の人口を確保することを目指します。

② 将来人口の推計手法

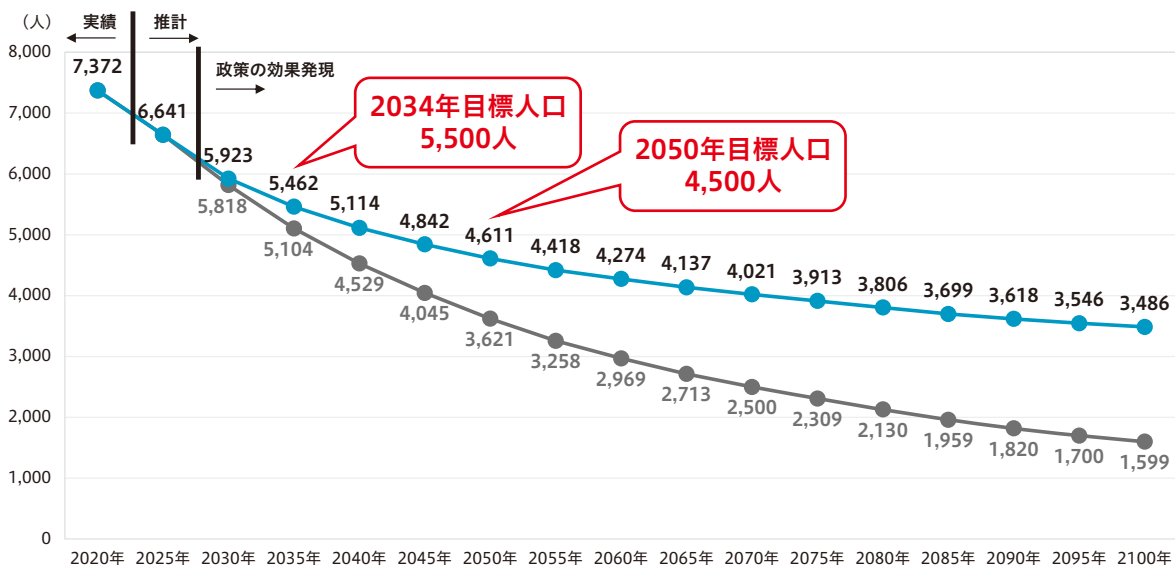
2015年及び2020年の住民基本台帳データを活用して、36地区別に性別・5歳階級別のコーホート変化率¹、子ども女性比²を算出し、コーホート変化率法³により、36地区別の将来人口を推計し、それらの人口を合算することにより、町全体の人口を算出しています。

なお、0-4歳性比⁴については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」の値を活用しています。

③ 目標人口の設定

人口の超長期展望を踏まえて、目標人口の達成に向けた政策シナリオにより、本計画の最終年度である2034年の目標人口を5,500人と設定します（2050年目標人口は4,500人）。

■ 人口の超長期展望



趨勢人口：これまでの施策だけの場合の将来人口

目標人口の達成に向けた政策シナリオ【年間約50人（5年計252人）の転出抑制または転入促進】

：5年間で、各地区ファミリー世帯1組（男性30-34歳1名、女性30-34歳1名、0-4歳1名）、

子育てがひと段落した世帯2組（男性55-59歳1名、女性55-59歳1名、男性60-64歳1名、女性60-64歳1名）

¹ 性別・5歳階級別のコーホート変化率：性別・5歳階級別の過去から現在までの人口変化率

² 子ども女性比：0-4歳と20-44歳女性人口の比

³ コーホート変化率法：現在の性別・5歳階級別人口にコーホート変化率を乗じ、将来人口を推計する方法

⁴ 0-4歳性比：0-4歳女性人口100人に対する0-4歳男性人口比

3 推進姿勢

町の将来像実現に向けて、多くの人の参画や地域資源の活用を図ります。

また、まちづくりの進捗状況や点検についても周知し、本町の持続可能性を高め、町民の協力を得ながら取り組みます。

このような考えに基づき、全ての施策・事業実施における推進姿勢として、下記の3点を徹底します。

推進姿勢（１） 町民を主役とする

本町ならではの産業や文化は、町民や企業、民間の団体などが主役となって培い、進展させていくものです。事業立案や推進にあたっては、町民の参画と主体性が発揮され、誰もが喜び笑顔あふれることを踏まえて検討、推進していきます。

推進姿勢（２） まちの個性を全ての出発点とし、実現・持続可能性を終着点とする

全国的な少子高齢化の進行や拡大する地域間格差の中、まちの個性は将来の展望に欠かせない要素です。事業や施策の策定にあたっては、「大崎上島だからこそ」を全ての出発点とし、「大崎上島でも続けられる」持続可能性を終着点とします。

推進姿勢（３） ネットワークを広げ強化する

大崎上島町に住む人が幸せだと感じられる地域づくりや産業、観光、定住促進などの経済活動の活性化を図るためには、町内外の交流やネットワークを十分に活かしていくことが不可欠です。町民の参画を広げ、交流やネットワークを活かした施策展開を図ります。



第2章 基本目標

1 大崎上島を愛する人が育ち・集まるまち

妊娠期からの切れ目のない支援や子育て家庭への経済的サポート、地域全体で子どもを支える体制づくりなどの子育て環境や、社会に開かれた教育課程において、たくましく生きぬく子どもの育つ教育環境等の充実を図ります。また、高校生と住民の交流、コミュニティ活動の支援、体験型観光等の拡充による町の魅力のPRや、定住促進のための空き家バンクの活用により、地域資源を活かしたまちの活性化を図ります。

2 元気に充実した日々を過ごし、安心して住み続けられるまち

町民の健康づくりを目的とした、行政や地域が連携した食育やスポーツ活動を支援していきます。また、権利擁護や高齢者支援の窓口を整備し、成年後見制度の利用促進や生活困窮者への自立支援を行います。福祉関連では高齢者や障がい者を支える介護・医療体制等の強化と、地域共生社会の実現、さらには男女共同参画や人権尊重に関する教育・啓発活動を進め、住民一人ひとりが個性と能力を発揮できる町づくりを推進します。

3 活気に溢れ、安全で快適な住みやすいまち

地域の持続的発展を目指し、担い手の定着と経営基盤強化、人材育成支援のほか、企業・人財誘致による雇用創出や土地の有効活用を推進していきます。また、魅力的な居住環境を整備するとともに、利便性の高い公共交通サービスの提供により、快適な暮らしを実現します。

さらに、適切な治山・治水・護岸整備や減災対策の推進により、災害に強い安全な町づくりを推進します。

4 住民に寄り添い、力をあわせて、みんなでつくるまち

町民の主体的なまちづくりへの参画を促進するため、行政情報の公開に努めていきます。また、住民の利便性向上のための各種手続のオンライン化や、高度な情報セキュリティ機能の整備による柔軟な行政サービスを実現します。さらに、各種イベント情報や町が実施する事業情報の発信により、地域の一体感を醸成するとともに、近隣市町との連携を一層強化しながら、島全体で一体となった持続可能な町づくりを目指します。

第3章 施策体系

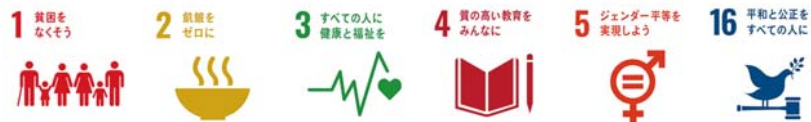
将来像	基本目標	基本施策
海景色の映えるまち 瀬戸内海から幸せつなぐ「豊かな自然と学びの島」	 基本目標1 大崎上島を愛する人が 育ち・集まるまち	1 子育ての推進 2 就学前教育・学校教育の充実 3 コミュニティの活性化 4 観光の振興 5 移住・定住促進、タウンプロモーション
	 基本目標2 元気に充実した日々を 過ごし、安心して 住み続けられるまち	6 健康づくりの推進 7 文化活動、スポーツ・レクリエーションの促進 8 生涯学習の促進 9 誰一人取り残さない地域づくり 10 高齢者支援の充実 11 障がい者支援の充実 12 自分らしく生きる地域づくり
	 基本目標3 活気に溢れ、 安全で快適な 住みやすいまち	13 農林水産業の振興 14 商工業の振興 15 雇用の創出・就業環境の整備 16 総合的な土地利用の推進 17 快適で持続可能な居住環境の整備 18 循環型社会の推進 19 利便性の高い公共交通の整備 20 情報・通信の充実 21 防災対策の推進 22 防犯・交通安全対策の推進 23 医療体制・消防力の整備
	 基本目標4 住民に寄り添い、 力をあわせて、 みんなでつくるまち	24 住民参画の推進 25 DXの推進 26 情報発信の充実 27 行財政運営 28 他自治体との連携

第Ⅲ部

基本計画

基本施策 1 子育ての推進

現状



- 我が国の少子化の流れは著しく、本町でも18歳未満の子どものいる世帯数は平成22(2010)年の461世帯から令和2(2020)年には319世帯と、約3割減少しています。
- 出生数は、令和3(2021)年まで25～30人で推移していましたが、令和4(2022)年度は13人となり、少子化に歯止めがかからない状況となっています。
- 令和5(2023)年度大崎上島町子ども・子育て支援に関する調査報告書によると、小学生以下の子どもの成長発達で悩む保護者は6割となっています。また、未就学児の保護者の中には、子育てをするうえで気軽に相談する相手がおらず不安を抱えている人もいます。

課題

- 子ども・子育て支援事業計画に掲げた施策の推進とともに、保護者のニーズに応えるための保育人材の確保が求められています。
- 子育てをする親のレスパイトや就業支援を目的とした一時預かり、また、子育てについて気軽に相談できる場の提供が求められています。
- 子育て世代には、子どもの成長発達に不安や心配を持つ人や、子育てに支援を必要としている人がいます。

10年後のまちの姿

- ・充実した子育て支援サービスの提供体制を維持しています。
- ・親子の健康保持増進サービス等を行うことで、母子保健に必要な支援を提供しています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
子育て支援手当の支給率	%	100	R5	100 (現状を維持)
こども医療費の受給者数	人	795	R5	795 (現状を維持)
地域子育て支援拠点事業（きらきらランド）の実施回数	回	120	R5	156
3歳児健康診査のフォロー率	%	100	R5	100 (現状を維持)
妊娠届け出時の面談実施率	%	100	R5	100 (現状を維持)

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
地域で子育てしたい親の割合（アンケート調査）	%	64.3	R5	100 (現状を維持)

施策推進の方向性

- 母子保健事業と連携し、妊娠期から切れ目ない支援を提供します。
- 医療に関する公共交通機関の負担軽減など、子育て家庭の経済的支援を充実します。
- 地域全体で子どもを支え、多様化するニーズに対応した施策を推進します。
- ひとり親家庭などの支援が必要な家庭に対し、状況に応じた支援ができるよう関係機関とのネットワークを確立します。
- 子育ての相談支援体制・経済的支援を継続します。

主な施策と内容

01 | こども医療の提供、増進

離島であることや町内に小児科がないことを理由に受診をためらうことがないよう、こども医療費の助成をするとともに、町外受診をする際の交通費の助成を実施します。

02 | 子育て支援の実施

地域で暮らす子どもが健やかに育つよう、経済的支援の継続とともに多様化するニーズに対応するため、学校、社会福祉協議会や障がい児の相談支援事業所等をはじめ、官民連携を含めた連携体制を強化します。

03 | 保育サービスの充実・提供体制の維持

利用者のニーズに対応できるよう、人材確保に対する補助事業の実施により、保育サービスの担い手等児童福祉人材を確保するとともに子育てについて気軽に相談できる場として地域子育て支援拠点事業（きらきらランド）の継続を図ります。

04 | 親子の健康保持、増進

妊娠前・妊娠期・出産期・子育て期において、子どもや親の健康管理を実情に適した手法（妊婦健診・乳幼児健診・乳児訪問・予防接種など）により支援します。

関連計画

■大崎上島町子ども・子育て支援事業計画

基本施策2 就学前教育・学校教育の充実

現状

2 貧困を
ゼロに3 すべての人に
健康と福祉を4 質の高い教育を
みんなに11 住み続けられる
まちづくりを17 パートナースhipで
目標を達成しよう

- 幼稚園から小・中・高等学校に至る学校教育は、子どもたちの成長と発達における基盤となる一方で、国際化・情報化に対応した教育ニーズの高まりや、いじめや不登校問題など目まぐるしく変化する社会の中で、課題は多岐にわたり山積しています。
- 国においては、第4期教育振興基本計画において、「持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」の2つのコンセプトを掲げ、予測困難な時代に社会を維持・発展させていくことのできる人材の育成や、教育を通じた日本の社会・文化的背景を踏まえたウェルビーイングを向上させる取組を行っています。
- 町内には、広島商船高等専門学校や大崎海星高等学校のほか、県立中高一貫校で国際バカロレア認定校の広島叡智学園中学校・高等学校が立地し、各校には全国から生徒が集まっており、町が推進してきた「教育の島」としての認知度も高まっています。

課題

- 少子化に伴い、学校の小規模化が進む中、将来にわたり教育水準の維持・向上を図り、たくましく生きぬく子どもを育成することができる、より良い教育環境を提供する必要があります。
- 児童・生徒の基礎学力の向上と本町の自然・歴史・伝統・文化・産業を通じた人間力を育成するため、「大崎上島学」を基盤とし、幼・小・中・高校と連携した教育の推進が必要です。
- 大崎上島中学校からの町内教育機関への進学率が5割程度にとどまっており、地元で学び続ける高校生以上の人口が少なくなっているため、町内教育機関への進学率を向上させる必要があります。

10年後のまちの姿

- ・ 将来を担い、たくましく生きぬく子どもを育成する学習環境が整っています。
- ・ 町内外の教育機関が活発に交流することで、教育を通じた町の活性化に繋がっています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
全国学力・学習状況調査通過率（全教科過去3年間平均）	% 通過率	小学国語：73 小学算数：70 小学理科：71 中学国語：73 中学数学：56 中学理科：55 中学英語：37	R3～5 平均	R13～15 平均
「大崎上島学」に関連した全国学力・学習状況調査肯定評価率（全国平均比較）				
質問①「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。」	% 肯定 評価率	全国小学：77 全国中学：64 町小学：85 町中学：69	R5 平均	R16 全国平均
質問②「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができますか。」	% 肯定 評価率	全国小学：77 全国中学：69 町小学：76 町中学：81		
一度、大崎上島町を離れても、将来的には大崎上島町に戻ってきて住んでみたいと思う中高生の割合（アンケート調査）	%	15.8	R5	30
大崎上島中学校からの地元進学率	%	51.4	R5	60

施策推進の方向性

- 「大崎上島教育推進プラン」による教育を推進し、「大崎上島の子供は大崎上島で育てる」というコンセプトのもと、学校・地域・家庭が一体となり、社会に開かれた教育課程において、たくましく生きぬく子どもの育つ教育環境の充実を図ります。
- 「大崎上島学」の発展的な継続により生徒や学生の地域への愛着度を高め、新卒就職時・大学進学時等で一度町外に転出しても、関係人口として関わり続け、帰ってきたくなる島づくりを推進します。
- 大崎海星高等学校の魅力化推進を支援するとともに、町内外の教育機関が活発に連携、交流できる場の設定などにより、地域の新たな魅力創出に繋がります。

01 就学前教育の充実

就学前児童の減少が進む中、生涯にわたる人間形成の基礎の育成のために教育内容の充実を図るとともに、義務教育及びその後の「教育の基礎」を培うものとして幼稚園教育を位置づけ、就学前教育のあり方についての検討を継続するなど、就学前教育の場の環境整備や適正配置に努めていきます。また、幼稚園と小学校との連携や、系統的なカリキュラムによるALTを活用した外国語活動を充実させ、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

02 確かな学力の育成

児童生徒の基礎学力の定着・向上を図るため、全国学力・学習状況調査結果等を活かした授業改善を実施するとともに、児童生徒の個々の状況に応じた指導を推進します。特に、児童生徒の情報活用能力の育成や各授業での効果的なICT機器の活用を推進し、学力の定着と向上を図ります。また、「社会に開かれた教育課程」の視点を踏まえたキャリア教育の充実や、コミュニケーションツールとしての英語の習得を目指し、ALTを積極的に活用した指導内容を拡充強化して外国語教育の充実を図ります。

特別な支援が必要な児童生徒については、状況に応じた指導ができる環境整備に努めるなど「個別最適な学び」を推進します。

03 豊かな心の育成

自律的で意欲的な生活態度と社会常識を身に付ける規範意識の育成と、自他を大切にする心を育む道德教育・人権教育の充実と推進を図ります。子どもたちの人間力を育成するため、大崎上島の自然・歴史・文化を探究する「大崎上島学」を基軸に、中・長期的な視点を持って特色ある教育を推進します。

04 健やかな体の育成

体力向上のため、縦割り遊びや全員遊びの実施と体づくり運動の工夫と強化を図るとともに、規則正しい生活習慣の定着や心身の健康の保持を目指し、食育を学校と家庭の連携の下に推進します。また、部活動などを通して、児童・生徒に目標を持たせた意欲的な取組の実施を図ります。防災・防犯への取組としては、学校等での防災教育はもとより地域や関係機関と連携した防災・防犯教室などを通じて、危険回避能力の向上を図ります。

05 信頼される学校

校長がリーダーシップを発揮し、組織的・機能的な学校経営体制を確立し、各種研修を通して教職員の確かな授業力、指導力の向上を図り、地域とともにある学校づくりに努めます。また、各学校でコミュニティ・スクールの活用やゲストティーチャーなど地域の人材を活用し、地域と協働した学校づくりの推進を図るとともに、学校の様子や教育活動について広くわかりやすい情報発信を推進します。

06 教育環境の充実

各学校間の課題の共有化と系統的な取組を推進するため、幼・小・中連携教育の推進を図ります。また、児童生徒の教育環境の適正化と安全・安心を確保するための学校施設の維持・修繕及び改善にも努めるとともに、学校図書館を充実することで児童生徒の読書活動の活性化を図ります。さらに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談支援体制の充実を図ります。

07 大崎海星高等学校の魅力化推進

大崎海星高等学校の生徒数を維持するため、公営塾による学習環境の充実、首都圏でのPRや学校見学ツアーを実施することで生徒の確保に努め、高校生と地域住民との関わりによる地域の活性化やまちづくりに繋がります。

08 教育機関の連携支援

町内外の教育機関の連携や交流促進を支援します。生徒や学生による「大崎上島学」をはじめとしたテーマごとの意見交換会などを設けることにより、新たな交流を創出するとともに、若者のアイデアを魅力的なまちづくりに繋げ、地域への愛着度を高めます。また、学校間の活発な交流を新たな魅力として発信することで、地域の魅力と地元進学率の向上に繋がります。

関連計画

- 教育振興基本計画
- 大崎上島町教育推進プラン
- 大崎上島町教育の島基本構想



基本施策3 コミュニティの活性化

地域コミュニティ活動



現状

- 地域コミュニティは、住民同士の支え合いや孤立防止、地域の活性化、防災・安全の向上、文化継承などを通じて、地域全体の生活を高めるために必要な最も身近な社会です。まちづくりに関しても、取り組むべき行政課題を解決するには、コミュニティの主体的な取組や相互扶助機能との連携が極めて重要です。本町では、地域と行政をつなぐ重要なパイプ役である自治会が36区あり、コミュニティ活動の中心的存在となっています。
- 少子高齢化に伴う人口減少により、各地区では地域行事の担い手不足が進行しています。

課題

- 地域活動の衰退を防止するため、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図る必要があります。
- 人口を考慮した活動内容や実施体制等の見直しなども必要となっています。

10年後のまちの姿

- ・ 地域コミュニティ活動が充実し、地域の持続的発展と住民福祉の向上が図られています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
幸福度（10点満点）の平均値（アンケート調査）	点	6.8	R5	7.8

施策推進の方向性

- 地域コミュニティの共助力を高めることで、全世代にとって住みやすいコミュニティの実現を図るとともに、転出抑制に繋がります。

主な施策と内容

01 | 地域コミュニティ主体の活動への支援

共助力の向上や地域課題の解決に資する活動に対し、支援します。

人づくりと交流活動

現状

- 本町では、平成25(2013)年度から民泊を利用した体験型修学旅行を誘致しており、これまで多くの中学生と高校生が修学旅行で町を訪れ、権伝馬を活用した海の体験のほか、漁業体験や食の体験を通じて、大崎上島の生業や文化を学ぶ交流を継続しています。
- 姉妹町・友好都市との交流を継続し、特産品の物販交流等を行っています。
- 令和5(2023)年度から運用を開始した大崎上島町教育・交流施設では、県内外の学生等が教育活動・交流を目的に利用しているほか、大学との共同研究により木江旧警察官舎をコミュニティ活動の場へと改修する事業を進めています。

課題

- 体験型修学旅行を継続していくために、民泊の新規受入れ家庭を増やす必要があります。
- 姉妹町・友好都市との交流にあたっては、多分野での人づくりを進めるため、産業別での訪問テーマを持った交流活動を進める必要があります。
- 大崎上島町教育・交流施設等の利用を促進するため、各種ツールを活用し、広く情報を発信する必要があります。

10年後のまちの姿

- ・他地域との交流を行い、島を愛する人の笑顔が溢れています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
体験型修学旅行の受入れ人数	人	844	R5	1,000
姉妹町・友好都市や周辺都市との交流イベント実施件数	件	2	R5	5

施策推進の方向性

- 民泊の受入れ家庭数を安定的に維持しながら体験型修学旅行を継続することで、関係人口の拡大を図ります。
- 町民が広く町外の人々と交流を図り、普段接することのできない文化、産業、自然を体験することで、本町の魅力の再認識や地域振興に繋がります。
- 大崎上島町教育・交流施設等を活用し、県内外の学生等との交流を深めることで、人づくりと地域の活性化を図ります。

01 | 民泊による体験型修学旅行の誘致

修学旅行生の来町は、観光面・経済面での効果が大きいため、広島湾ベイエリア・海生都市圏研究協議会と連携して、エージェントへのプロモーション活動や民泊受入れ家庭を対象とした研修会を開催することで、民泊受入れ家庭の拡大に努めるとともに、体験型修学旅行の誘致を推進します。また、来町した生徒たちが大崎上島ファンとなり、リピーターとなり、最終的にはＩターンするといった可能性を踏まえ、その促進も行っていきます。

02 | 地域間交流の促進

姉妹町・友好都市との交流を促進することで、本町の魅力をPRするとともに、人材育成や特産品の販路拡大に繋がります。

03 | 人づくりと関係人口の拡大

大崎上島町教育・交流施設等の活用事例や利用者の声を効果的にPRし、利用促進を図ることで、関係人口を拡大します。



基本施策 4 観光の振興

現状

8 働きがいも
経済成長も11 住み続けられる
まちづくりを12 つくる責任
つかう責任17 パートナースhipで
目標を達成しよう

- 本町の観光入込客数は、令和元(2019)年までは8万人前後となっていましたが、コロナ禍の影響もあり、令和2(2020)年以降は3万人台で推移しています。令和5(2023)年の目的別観光客数は「温泉」が18,000人と最も多く、次いで、「海水浴、潮干狩り、釣り」が9,000人、「ハイキング、登山、キャンプ」が7,000人となっています。
- 観光情報は、大崎上島町観光協会ホームページを中心に、町の観光情報や、季節ごとの祭り・イベント情報のほか、島ならではの進水式など様々な情報を発信しています。また、広島中央地域連携中枢都市圏の参画市町で発行する圏域情報誌を活用し、イベント情報や特産品、文化・観光情報を発信しています。

課題

- 町内の観光施設数は多くないため、離島ならではの地域特性や文化を活かした観光誘客を図る必要があります。
- 観光客数の底上げを図るため、関係機関等が実施するイベントへの積極的な参加や、観光事業者等と連携した観光メニューの開発に注力する必要があります。
- 紙媒体の観光パンフレットは配布できる範囲が限定されるため、SNSやメディアを活用した幅広い情報発信により、インバウンドを含めた観光誘客に繋げていく必要があります。

10年後のまちの姿

- ・交流人口の拡大により、町が活性化しています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
観光入込客数	人	43,484	R5	88,000
地域の魅力を発信するイベントへの出展回数	回	5	R5	12

施策推進の方向性

- 観光客の傾向が団体から個人へシフトし、現地の文化や自然などに触れる滞在型・体験型観光が主流となっていることから、島ならではの体験やアクティビティの充実を図ります。
- イベント等の情報発信を積極的に行うとともに、集客が見込まれる県内外主要施設で島の魅力的な文化、伝統行事や特産品を発信することで、知名度の向上を図るとともに、誘客を促します。

主な施策と内容

01 地域資源を活かしたブランド力の向上

豊かな自然などの地域資源を活かした魅力ある体験型観光メニューを開発し、SNSや各種メディアを活用して国内外へ観光情報を発信し、大崎上島ファンを増やし、地域ブランド力を向上させます。また、周辺市町や関係機関と連携した広域的な観光周遊ルートを形成し、町内への来訪者を増やします。

02 既存の観光資源の魅力の向上

施設整備や案内標識の設置により、大串キャンプ場・海水浴場、野賀海水浴場や神峰山などの既存観光資源の魅力を向上させ、観光客の誘致や周遊に繋がります。

03 情報発信の強化

各種イベントへの出展により、地域の魅力を発信します。また、新たな県内施設（広島駅ビルやエディオンピースウィング広島など）や、首都圏、主要都市での新規イベントに積極的に出展することで情報発信の場を拡大します。出展にあたっては、効果的なレイアウトや動画等の活用により、大崎上島町への興味関心を高めます。

04 祭り・イベントなどの充実

各地域の伝統的な行事を絶やすことなく継続し、観光資源としていきます。

町の祭りや、民間企画イベントなどをSNSや各種メディアなどを積極的に活用し、リアルタイムでの動画配信等により、町外からでも参加できる仕組みづくりを行うなど、インバウンドを含めた観光客の増加に繋がります。

基本施策5 移住・定住促進、タウンプロモーション

現状

8 働きがいも
経済成長も9 産業と技術革新の
基盤をつくろう10 人や国の不平等
をなくそう11 住み続けられる
まちづくりを12 つくる責任
つかう責任17 パートナースhipで
目標を達成しよう

- 本町では、「大崎上島町移住・定住支援ポータルサイト」で定住促進のための情報を発信するとともに、定住希望者に対し、町の生活情報や相談、地域の紹介や仲介等の支援を行っています。また、希望される方には定住・移住アドバイザーを紹介しています。
- 首都圏で開催されるアイランダーや離島フェアなどへの参加をはじめ、町内外でパンフレットの配布などにより、定住促進に向けた情報を発信しています。
- 移住希望者が一定期間、大崎上島町での暮らしを体験し、定住に繋げていくためトライアルハウスを2棟整備し、定住促進に取り組んでいます。
- 空き家情報バンク制度では、所有者から登録申請のあった町内の空き家を定住希望者に紹介し、定住促進による地域の活性化を図っています。また、空き家活用の促進を図るため、改修工事に対する助成金を交付しています。
- 町内には民間の賃貸住宅が少ないうえ、住居の選択肢が限定的であることから、各定住促進住宅は入居率が高い状況にあります。

課題

- 少子高齢化に伴う人口減少が進行する中、町外からの移住・定住促進により、生産年齢人口を維持していくことが重要です。あらゆる機会を捉え、移住・定住を促進するためのPRに取り組む必要があります。
- 移住希望者は一定数いるものの、住居確保が困難なことからなかなか定住に結びつかないケースが多いため、魅力ある住宅を整備・確保する必要があります。

10年後のまちの姿

- ・移住・定住者の増加により、生産年齢人口が維持されています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
トライアルハウス大串2棟の合計稼働日数	日	544	R5	600
空き家情報バンク制度、トライアルハウス大串などを利用した定住者数	人	11	R5	20
空き家活用助成金の交付件数	件	15	R5	15
定住促進住宅の戸数（累計）	戸	34	R5	54

施策推進の方向性

- 離島ならではののどかな雰囲気や海に囲まれた生活、温暖少雨な気候、權伝馬競漕などの独自の文化に加え、東京からのアクセスの良さなどを、SNS等のツールを用い積極的にPRします。
- 移住・定住イベントで興味を示した希望者を対象に、お試し体験を通じて本町の魅力を伝えます。
- 若者や子育て世代の移住・定住促進を図るため、住宅の整備・確保を進めます。

主な施策と内容

01 都市圏での情報発信

定住・移住アドバイザーと連携し、都市圏の関連施設で発信力を高めるよう移住・定住フェアを実施します。SNSやメディアなどにより本町の情報を発信し、移住先を求めている人たちに、穏やかな瀬戸内での島暮らしに興味を持ってもらえるようPRします。

02 移住体験ツアーの実施

移住・定住イベントで興味を示した希望者を対象に、移住体験ツアーを実施し、大崎上島町が誇る豊かな自然環境や温かい地域住民との交流機会を設けることで、移住・定住に繋げる契機とします。

03 空き家の活用促進

空き家情報バンク制度をはじめ、空き家の流通・活用を促進します。

04 定住促進住宅の整備

U・Iターン者等の定住を図るため、住みたいと思える魅力ある定住促進住宅を整備します。

基本施策 6 健康づくりの推進

現状



- 本町では、第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画を令和5(2023)年度に策定し、これらの計画に基づき健康課題解決に向けた保健事業を実施しています。特定健康診査等事業は、令和元(2019)年度よりAIを活用した受診勧奨事業を開始しています。このほか、生活習慣病予防事業及び重症化予防事業を実施しています。
- 主要死因別死亡者数は、第1位が悪性新生物(がん)、第2位が心疾患、第3位が老衰、第4位が脳血管疾患となっており、悪性新生物が4割以上を占めています。心疾患、脳血管疾患が占める割合は、県内の同規模自治体と比較して高い状況にあります。
- がん対策事業については、がん死亡の減少を目的に5大がん(肺・胃・大腸・子宮・乳)の対策型検診を国の指針に基づき実施し、受診率向上のため早朝受付、個別検診の拡充、個別受診勧奨に取り組んでいます。肺がん検診のみ個別検診が実施できていません。
- 平均自立期間(要介護2以上)は、男性79.9歳、女性81.8歳であり、男性、女性ともに県平均より低い水準となっています。
- 「健康増進計画・食育推進計画」「第3期データヘルス計画」「第4期特定健康診査等実施計画」などに基づき、各種事業を推進するとともに、医師会、歯科医師会、地区組織など地域の協力を得ながら、感染症予防、かかりつけ医の普及や食育活動を進めています。
- 本町における令和5(2023)年の自殺死亡率(人口10万対)は、42.7となっており、全国と比較して高い現状にあります。

課題

- 特定健康診査事業、特定保健指導事業のいずれも受診率、終了率が低いため、特定健康診査受診者数を伸ばす取組の中で健康に課題のある者を抽出し、重症化予防対策事業に繋げていく必要があります。
- 肺がんの個別検診には、2名の医師を確保(二重読影体制)する必要があるが、常時確保が困難なため実施できていません。
- 健康づくりの取組には個人差がみられるため、町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という健康意識を高められるよう、様々な形での情報提供や保健事業のあり方を工夫していく必要があります。
- 「高血圧症」「脂質異常症」が招く心疾患、脳血管疾患が本町の死因の上位を占めており、要介護原因にもなり、平均自立期間の短縮に繋がっていることから、健康相談、健康教育、個別支援等の保健事業を通して、重症化予防を行っていく必要があります。
- 特に男性の壮年期の自殺対策を進めていく必要があります。

10年後のまちの姿

- ・健康意識の向上により、介護に頼らない自立した生活に繋がっています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
特定健診受診率	%	29.2	R4	60
特定保健指導実施率	%	8.6	R4	60
がん検診受診率	%	14.5	R4	20
生活習慣改善に意欲のある人の割合 (国保データベース)	%	24.2	R4	35

施策推進の方向性

- 生活習慣病予防及び重症化予防の観点から、特定健診受診者のうち、特定保健指導該当者へは特定保健指導教室への参加呼びかけに保健師が介入し、参加に繋げていきます。
- 町民の健康づくりを支援するため、心身の健康に関する情報提供、啓発に取り組みます。また、町民、地域、行政、関係機関等と連携し、保健事業サービスの充実に努めます。
- 望ましい食習慣の確立のため、ライフステージに応じた食育を推進します。

主な施策と内容

01 | 生活習慣病の発症・重症化予防

健（検）診や住民意識調査の結果などから、運動不足や生活習慣の乱れが課題となっている町民が多いため、健（検）診データなどを活用し、かかりつけ医と連携することで、疾病の早期発見や早期治療に繋げ、いきいきとした豊かな生活を送ることができるよう支援します。

02 | 心身の健康づくり

町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、健（検）診の受診を促進します。健康に関する正しい知識の普及と自らの健康管理を実践できる力を育てるため、健康教育や健康相談などの実施、運動や食生活を通じた健康づくり活動の支援を充実して健康寿命の延伸を図ります。また、ライフステージ別に健康づくりを推進していくために、関係各課との連携、関係機関・団体、地域で活動している団体などとのネットワークを構築します。

加えて、心の健康づくりを推進するために、広報等を活用したメンタルヘルスの啓発や、精神科医療機関、精神保健福祉士等の専門職と連携し、定期的な相談会を開催します。

03 | 健康づくり体制の整備、食育の推進

自身の健康について気軽に相談できる相談体制の整備や、町民が有効に活用できる健康づくりの推進体制を整備し、町民のニーズに基づく健康教育の実施、保健サービスの充実により、町民が健康づくりを継続的に行うことができるよう支援します。健康的な食のあり方を学び、実践するための環境づくりとして、地域や関係機関と協働した効果的な食育に取り組むとともに、健康づくりを目的とした地域活動に対して主体的に関わっていく町民を増やし、健康づくりの活動だけでなく地域の繋がりを深めます。

関 連 計 画

- 大崎上島町健康増進計画・食育推進計画
- 大崎上島町データヘルス計画・特定健康診査等実施計画
- 大崎上島町自殺対策計画





基本施策 7 文化活動、スポーツ・レクリエーションの促進

文化活動

3 すべての人に
健康と福祉を11 住み続けられる
まちづくりを

現状

- 豊かな人間性を育て、他者と共感しあう心を通じてともに生きる社会基盤を形成するために必要不可欠な文化活動として、町内文化施設を活用した町民主体の文化・芸術活動を支援しています。
- 大崎上島文化センターでは、良質な文化・芸術の鑑賞機会を提供するとともに、併設している情報プラザ・エルは、町の図書室として広く町民に利用されています。
- 文化財の保存及び活用については、文化財保護委員会のもとで、各資料館（海と島の歴史資料館、木江ふれあい郷土資料館、大崎郷土資料館）の活用と合わせて、総合的な計画立案を行っており、大崎上島町史の編纂にも取り組んでいます。

課題

- 少子高齢化に伴う人口減により、文化の担い手が不足しているため、若い世代の活動への参加を増やす必要があります。
- 質の高い文化・芸術に触れる機会を充実させていく必要があります。
- 既存文化財のデジタル保存及び情報発信や活用への取組を強化していく必要があります。

10年後のまちの姿

- ・町民が主体的に文化・芸術活動に参加しています。
- ・文化財資料の保存・活用が充実しています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
大崎上島文化センターでの芸能・文化グループ発表回数	回	5	R5	5 (現状を維持)
大崎上島文化センター ホール「神峰」稼働率	%	14.2	R5	15.0
郷土資料館・歴史資料館来館者数	人	3,144	R5	3,144 (現状を維持)
町指定文化財のデジタル保存率	%	0.0	R5	50.0

施策推進の方向性

- 町民の主体的な文化・芸術活動を支援します。
- 大崎上島文化センターを拠点として、質の高い文化・芸術に触れることのできる自主事業を開催します。
- 歴史的資産である文化財をデジタル化するなど、保存と伝承に努めます。

主な施策と内容

01 文化・芸術活動の振興

文化・芸術活動においては、町民の自主的な活動を支援します。関係機関・団体などと連携し、活動が活発に展開されるよう、情報提供や発表の場づくりなどに努めます。また、文化芸術への関心を高めるため、文化施設を積極的に利用した催しを行います。

02 歴史的・文化的風土づくりの推進

町の文化財や地域の伝統行事・風習などの保護のため、調査・収集・研究を続けるとともに、デジタル化による情報発信や貴重な文化財など地域文化の保存と次世代への継承に努めます。また、大崎上島町史の編纂により、誰もが郷土の歴史・文化財を観て触れて親しめる環境を整えることで、伝統文化を活かした地域おこしに努めます。



スポーツ・レクリエーション

現状

- 長い人生を健康に過ごし、他者や地域との絆をつくっていくために、各種のスポーツ・レクリエーション活動への参加は大きな意義を持ち、社会の変容が進行している中で重要性も一層大きくなっています。
- 国が令和4(2022)年に策定した「第3期スポーツ基本計画」では、全ての人が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力のある社会へと、絆の強い社会を目指すという目標を掲げています。
- 本町でも、町民それぞれの体力、年齢、技術、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの支援や「わがまちスポーツ」の推進を図っています。

課題

- 町民の体力測定への参加や、気軽に参加できるスポーツ活動への参加機会を増やす必要があります。

10年後のまちの姿

- ・スポーツ・レクリエーション活動の場が充実し、身体的、精神的健康の向上及び活動の場を通じたコミュニティが形成されています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
スポーツ団体主催のスポーツ大会開催数	回	6	R5	6 (現状を維持)
屋内運動場の稼働率	%	59.1	R5	60.0

施策推進の方向性

- 子どもから高齢者まで、いつでも、誰でも、どこでも気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の環境づくりに取り組みます。
- スポーツ推進委員会、町体育協会、総合型地域スポーツクラブなどと連携を図りながら、活動の場の拡充、指導者の育成を図り、町民のスポーツ活動を支援します。

主な施策と内容

01 | スポーツ・レクリエーション活動の場の充実

現在は、各学校施設及び社会体育施設が利用されていますが、老朽化などで耐震補強が必要な施設もあるため、改修・改善などにより既存施設の有効活用を図り、スポーツを楽しむことができる環境整備に努めます。

02 | スポーツ推進体制の充実

わいわいスポーツクラブを中心に、スポーツ推進委員会、各スポーツ少年団及び体育協会と連携し、指導者の育成を図るための講習会や研修会への参加促進や、活動の活性化を図るための自主的なグループ・団体などへの体制づくりや活動支援に加え、「わがまちスポーツ」の普及に努めます。

03 | 生涯スポーツの振興

子どもから高齢者まで全ての町民に生涯スポーツを推進し、健康促進を図ります。また、スポーツ推進委員による体力測定の周知を図り、参加者の増加、指導者の育成、施設の管理などの体制づくりを行い、町民一人ひとりがそれぞれの体力に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境整備に努めます。

関連計画

■ スポーツ基本計画



基本施策 8 生涯学習の促進

現状

1 貧困を
なくそう4 質の高い教育を
みんなに11 住み続けられる
まちづくりを

- 国では、令和 5 (2023) 年に策定した「第 4 期教育振興基本計画」において、人々が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学習することができる環境整備を進めています。
- 本町でも、年齢を重ねるごとに学習の機会が減少している状況を踏まえ、町民が生涯にわたり学び続け、学んだ知識や技能を活かせる場の創出や、多様化する地域・家庭に合わせた社会教育事業を展開しています。

課題

- 既存事業の継続発展を図るとともに、町民のニーズに合わせた生涯学習の機会と場の提供に取り組む必要があります。

10年後のまちの姿

- ・町民が生涯、学習への意欲を高めることができる環境が整備されています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
公民館教室数	教室	50	R5	50 (現状を維持)
情報プラザ・エル利用者数	人	14,941	R5	14,941 (現状を維持)

施策推進の方向性

- 生涯にわたる自己啓発と社会参加を促進し、いきいきとした暮らしを実現します。
- 町民の自主的な学習活動を支援し、つなぎあうことで「学びあい、支えあう」社会づくりを推進します。

主な施策と内容

01 生涯学習推進体制の整備

自主活動の場として公民館などの施設の活用を促進します。また、産業文化祭への参加促進や、公民館教室や文化団体などの発表会の開催を支援します。

02 学習活動の活発化

町民が学習機会の情報を的確に得られるよう、公民館教室や情報プラザ・エルなどの情報発信や周知に取り組むとともに、学びたい人が学べる環境を整えます。

03 子どもの育成と家庭教育の推進

子どもが健やかに育つ環境づくりと、地域の人々との繋がりの中で多様な体験をしながら育まれるよう、関係機関・団体などと連携し育成活動を推進します。

関連計画

■ 教育振興基本計画



基本施策 9 誰一人取り残さない地域づくり

地域福祉

1 貧困を
なくそう16 平和と公正を
すべての人に17 パートナースhipで
目標を達成しよう

現状

- 「元気に住み続けたい気持ちを実現するまち」を基本理念として、地域包括支援体制の充実、地域での声掛けや見守り活動、地域支え合いの意識啓発など福祉サービスの充実に取り組んでいます。
- 犯罪や非行をした人が刑期を終えた後、安定した就労や住まいを確保できず、社会復帰が困難になっています。

課題

- 少子高齢化、単身世帯の増加など、地域社会や生活様式の変容により、これまでと違った社会的不安や悩みが生じるなど、多様化・複雑化する課題やニーズへの対応が必要です。
- 高齢化や過疎化に伴う独居高齢者など、日常的な見守りを必要とする世帯を見守る仕組みの拡充が必要です。
- 高齢者や障がい者など、意思決定に支援を要する人の権利を守るための支援が必要です。
- 犯罪をした人などが地域社会に復帰できるよう、必要なサービスを提供する体制や関係機関とのネットワークづくりが必要です。
- 公益性が高いシルバー事業を推進するという趣旨から、大崎上島町シルバー人材センターは、「公益認定基準」を満たした法人としての運営が求められています。

10年後のまちの姿

- ・支援や見守りが必要な人が地域で支えられ、安心して町に住み続けています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
既存の見守り事業に加え、ICTを活用したひとり暮らし高齢者等への支援件数（累計）	件	40	R5	200
高齢者等の権利擁護支援件数（成年後見制度利用支援）	件	1	R5	5
関係機関と連携したケア会議の実施回数	回	13	R6	0
シルバー人材センターの法人化	—	任意団体	R6	公益社団法人

施策推進の方向性

- 配食サービス事業や緊急通報体制整備事業に加え、ICTの活用やインフォーマルサービスとの連携等により、見守り体制を拡充します。
- 権利擁護支援の中心となる窓口を整備し、高齢者や障がい者など、意思決定に支援を要する人の権利擁護の相談に対応するとともに、成年後見制度等の利用を促進します。
- 犯罪をした人などに対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労などの支援を適切に提供できるよう、関係機関との連携体制を確立します。
- シルバー人材センターを一般社団法人化し、時機をみて公益認定基準等を満たした公益社団法人として運営します。

主な施策と内容

01 生活支援・福祉サービスの推進

緊急通報装置やICTを活用した新たな見守りサービスの取組等により、見守りが必要な世帯の生活支援を拡充します。

02 権利擁護支援の推進

権利擁護支援の中心となる窓口を整備するとともに、成年後見制度等の利用に係る手続きを支援します。

03 犯罪をした人などへの支援

犯罪をした人などの就労支援と住居の確保を図るため、自立相談支援事業や自立支援事業住居確保給付金を活用したサービスの周知を行います。また、警察、支援機関、更生保護に関わる機関・団体と相互に連携・協力できるネットワーク体制を整備するとともに、広報・啓発活動を実施します。

04 シルバー人材センターの法人化に向けた支援

シルバー人材センター会員による自主的な運営を推進し、法人化に向けた事業の拡大・人材の育成等の必要な支援を図ります。

関連計画

- 大崎上島町地域福祉計画
- 大崎上島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 大崎上島町再犯防止推進計画

生活困窮者支援

現状

- 生活困窮者を相談窓口適切に繋げ、生活保護により自立を促しています。
- 自立相談支援事業・家計改善支援事業及び就労準備支援事業を一体的に実施しています。

課題

- 地域との関わりを密にすることで、生活に困窮している人を早期に発見して支援に繋げていく必要があります。
- 住まいに課題を抱える生活困窮者に対し、総合的な相談支援から、見守り支援・地域との繋がり促進までを一貫する「住まい支援システム」の構築が必要です。

10年後のまちの姿

- ・生活困窮者一人ひとりの状況に応じた支援が行き届いています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業の一体的な実施	—	—	R5	継続実施
居住支援協議会の設置	—	—	R5	設置

施策推進の方向性

- 生活困窮者からの相談に対し、抱える課題の評価・分析によりニーズを把握し、自立支援計画により支援を行います。

主な施策と内容

01 生活困窮者の自立支援

生活保護に至る前の段階から、一人ひとりの状況に応じて自立に向けた支援計画により早期に支援します。

02 居住支援体制の強化

住まいに関する相談について、住宅と福祉の関係者が連携した総合的・包括的な居住支援体制を整備します。

関連計画

■ 大崎上島町地域福祉計画

基本施策10 高齢者支援の充実

現状



- 本町の高齢化率は45.9%（令和6年1月1日時点）となっており、全国及び県と比較して進行している中で、地域包括ケアシステムを推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が営める体制を目指し取り組んでいます。そのため、介護サービス等を安定して提供できる体制が必要となりますが、介護福祉人材の専門職の担い手が不足しています。
- 平成20(2008)年度に後期高齢者医療制度が開始されて以来、町主体で実施してきた高齢者の保健事業は、後期高齢者医療広域連合が主体となりました。平成28(2016)年度の法改正により高齢者の特性に応じた保健指導等は後期高齢者医療広域連合の努力義務となりましたが、高齢者の保健事業は健診のみしか実施していませんでした。令和元(2019)年度、令和2(2020)年度の医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正により、市町において高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の枠組みが国において構築されましたが、その間の市町における後期高齢者の疾病対策は立ち遅れてきました。本町では、令和元(2019)年度からフレイル対策として低栄養防止・重症化予防事業を、また、令和5(2023)年度から高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、様々な課題分析から疾病の重症化予防対策、フレイル対策、健康状態不明者対策に取り組んでいます。一方で、本町における平均自立期間は県平均より短く、「生活に不満がある」と回答した者の割合は10.3%（令和5年度国保データベースシステムより）で、県平均より高くなっています。

課題

- 地域に暮らす住民を支えるためには、地域包括ケアシステムの深化に向けた機能強化及び住み慣れた地域での生活を継続するための支援が必要です。
- 利用者のニーズに対応した適切な福祉サービス等が安定して提供できるように、介護福祉人材の確保及び定着に向けた取組が必要です。
- 年齢によるサービスの分断が起こっているため、後期高齢者医療データを分析し、国民健康保険等から切れ目なく必要なサービスを提供できる体制整備が必要です。
- 平均自立期間が男女ともに短いため、疾病の重症化予防対策や介護予防対策を強化する必要があります。
- 生活に不満がある高齢者が多いため、現状把握をしたうえで、サービスを充実させる必要があります。

10年後のまちの姿

- ・現状に即した対応により、高齢者が安心して生活しています。
- ・高齢者が必要なサービスを利用しながら自立し、生活に満足しています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
高齢者人口に占める通いの場の参加率（住民主体による概ね週に1回以上実施されている体操教室）	%	13.8	R5	15.0
介護福祉人材の確保に向けた取組件数（累計）	件	4	R5	45
毎日の生活に不満がある人の割合（国保データベース）	%	10.3	R5	6.9以下
後期高齢者の健診受診率（国保データベース）	%	10.5	R5	30.0以上
後期高齢者の歯科健診率（事業実績）	%	1.2	R5	20.0以上
後期高齢者の脳血管疾患者の割合（国保データベース）	%	22.3	R5	19.9以下

施策推進の方向性

- 医療・介護の複合ニーズが高まる85歳以上人口の急増を見据え、最期の時まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療や在宅介護を質・量ともに充実させ、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図ります。
- 介護サービスの質の向上及び円滑な運営ができるよう、サービス提供体制を維持するため、介護福祉人材を確保します。
- 認知症のリスク（危険性）は、年齢が高くなればなるほど増し、特に85歳以上になるとより増すとされていることから、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みの整備を図ります。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業と連携し、介護予防・健康寿命の延伸を図ります。
- 壮年期から切れ目ない高齢者の保健サービスの提供ができる体制を整備します。
- 疾病の重症化、要介護状態を早期発見し、必要な人に必要なサービスを速やかに提供できるよう、かかりつけ医・福祉関係機関・行政が密に連携できる体制を整備します。
- 本町の実態に即したサービスの創設や提供のため、高齢者の生活や意向調査、高齢者の保健・医療・介護のデータ分析を行います。



主な施策と内容

01 地域包括ケアシステムの深化と推進

町民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、地域包括支援センターの機能充実を図り、地域の様々な主体との連携を強めることで、町内外の医療サービス、介護サービス、介護予防・生活支援サービス、地域交流・社会参加活動の充実に取り組みます。

02 介護サービスの充実・提供体制の維持

利用者のニーズに対応できるよう介護サービス等の担い手の確保に向け、医療及び福祉従事者就職支援事業、医療及び福祉従事者奨学金返還支援補助事業及び介護資格取得等支援事業等の各種事業を実施し、介護福祉人材の確保及び定着を図ります。

03 認知症施策の推進

認知機能の低下をできるだけ遅らせる仕組みづくりを推進します。また、認知症になった場合でも、早期医療と介護サービスの利用や地域住民などの支え合いにより、認知症のある高齢者や家族が安心して生活できるよう認知症地域支援推進員を配置し、町内の認知症サポート医や認知症疾患医療センターとの連携のもと、認知症初期集中支援事業の継続、認知症ケアパスの活用促進、認知症カフェの開催継続、認知症サポーターの育成等に取り組みます。

04 介護予防、見守り・生活支援、健康推進

介護予防・健康増進効果のある通いの場の維持・充実を図ります。

高齢者の病気や要介護状態となるおそれのある方の早期発見・早期治療を進めていきます。また、栄養改善、一人暮らしの高齢者の見守りや介護支援に取り組みます。

05 高齢者への保健事業と介護予防の一体的な取組

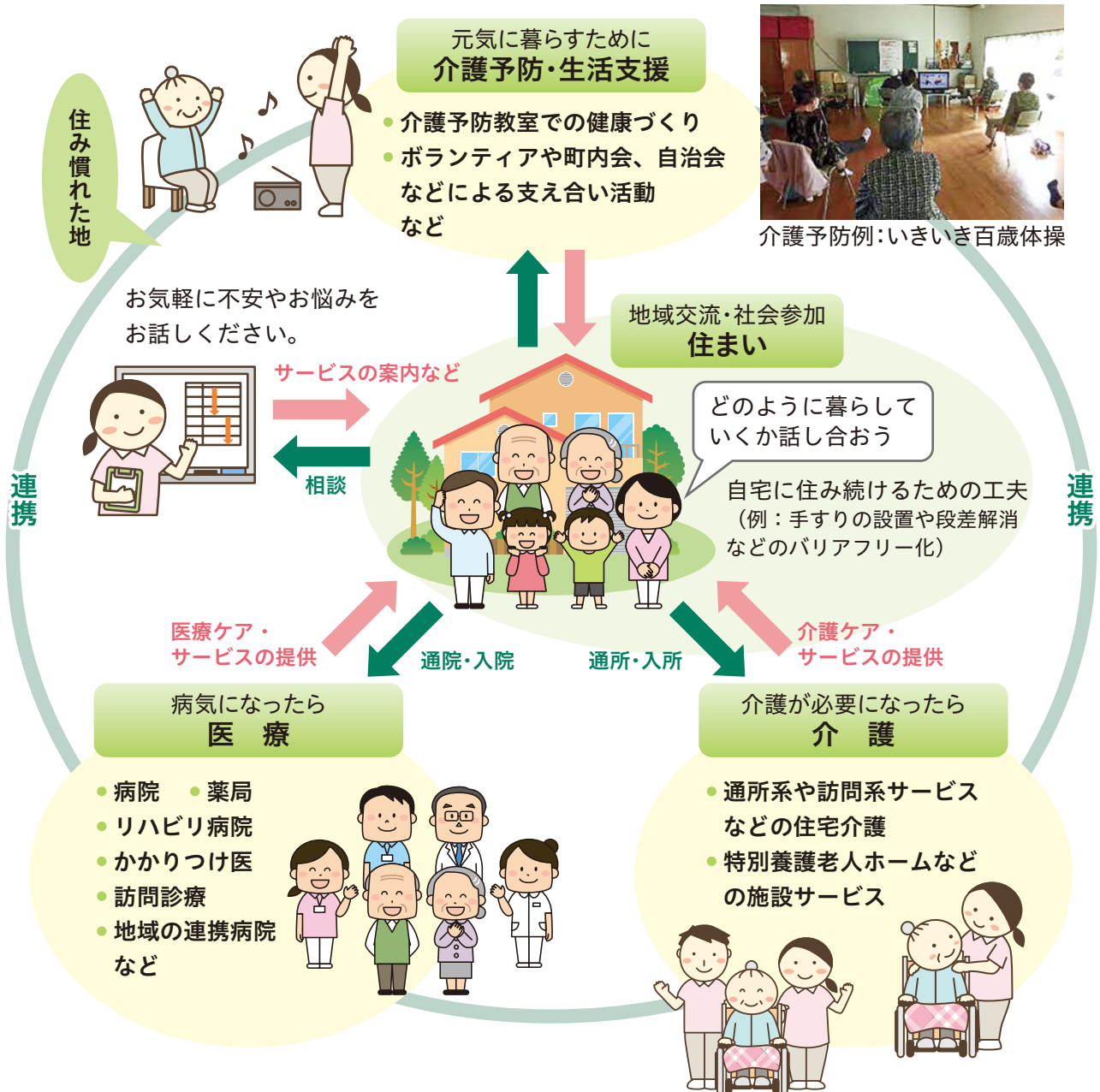
特定健診から切れ目なく高齢者の健康を保持し、疾病の重症化を予防するため、医療機関と連携した個別後期高齢者健診を実施します。また、令和6(2024)年度に開始した高齢者の歯科健診の対象者を拡大し、歯科医・歯科衛生士と協働した口腔フレイル予防に取り組むとともに、いきいき百歳体操の会場に積極的に出向き、地域の専門職と多職種が連携した後期高齢者の低栄養防止、フレイル・疾病の重症化予防等を実施します。

加えて、ハイリスク者に対しては、かかりつけ医との連携のもとで個別支援を行い、必要なサービスの早期提供に繋がります。

関 連 計 画

- 大崎上島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 大崎上島町健康増進計画
- 広島県後期高齢者医療広域連合データヘルス計画

地域包括ケアシステムのイメージ



基本施策11 障がい者支援の充実

現状

1 貧困を
なくそう4 質の高い教育を
みんなに16 平和と公正を
すべての人に

- 地域共生社会の実現を目指し、障がい者が可能な限り住み慣れた地域でいきいきと生活できる地域の実現に向けて施策を推進しています。
- 障がい者の地域社会への参加促進や就労支援のため、関係機関との連携に努めています。

課題

- 障がい者が住み慣れた地域でいきいきと生活し続けるためには、相談窓口と関係機関のネットワーク強化や、幼少期からの切れ目ない支援体制を構築する必要があります。
- 障がい者の地域社会への参加促進や就労支援のため、地域活動等への参加などの機会の拡充による障がい者の意欲向上が必要です。

10年後のまちの姿

- ・ 障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送っています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
一般就労への移行者数（累計）	人	0	R5	5
就労体験実習受入事業所数（累計）	事業所	0	R5	3
個別避難計画策定率	%	0	R5	100

施策推進の方向性

- 障がい者の権利と個性を尊重する「地域共生社会」の実現に向け、保健・医療・福祉・教育・まちづくり・支え合い活動など、住み慣れた地域での暮らしを支える支援を拡充します。
- 障がい者の日常の生活、雇用など社会参加、生活や就労意欲向上を促進するための活動の場をつくるとともに、差別なく安心安全に暮らせるまちを目指します。

主な施策と内容

01 | 住み慣れた地域における福祉基盤の充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送り、ともに助け合い支えあうために、多様な障がいに対応できる相談支援体制や生活支援等サービスの充実、保健・医療・教育等関係機関との連携強化を図ります。また、障がい者の権利擁護と差別解消に向けた取組を進めます。

02 | 一人ひとりが輝き活躍できる地域の推進

社会生活において特別な配慮や支援が必要な発達に特性のある子どもの心身の調和のとれた発育支援、障がい者の地域行事等への参加の機会と場の確保に取り組みます。

また、障がい者の個性と能力に応じた就労支援を実施するとともに、関係機関と連携し就業体験の受け入れ事業所を確保します。

03 | 誰もが安心安全に暮らすまちづくり

広報啓発により障がいに対する町民の理解を深め、障がい者の地域での受け入れを推進します。また、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、災害発生時の避難行動要支援者の避難支援対策を進めます。

関連計画

■ 大崎上島町障害者福祉計画（障害基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）



基本施策12 自分らしく生きる地域づくり

現状

4 質の高い教育を
みんなに5 ジェンダー平等を
実現しよう10 人や国の不平等
をなくそう16 平和と公正を
すべての人に

- 女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人・HIV感染・ハンセン病患者・犯罪被害者など様々な人権問題が存在しています。同和問題については、結婚や就職を中心に依然として差別意識が根深く存在し、賤称語などを使用し相手を誹謗中傷する悪質な差別事象も絶えません。
- 急速に変化する社会情勢や新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、顕著となったインターネット上の人権侵害や性別役割分業意識、性の多様性に関する問題など、様々な差別や偏見、ジェンダー不平等など人権問題は複雑・多様化しています。
- 関係機関などと連携し、各種研修や学習会、講演会、人権相談会などを開催するとともに、広報紙を活用した人権啓発を推進し、人権意識の向上を図っています。

課題

- 町民や職員一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重に係る基本的・普遍的視点の養成が必要です。
- 計画的かつ効果的な人権教育・啓発の推進及び環境・体制づくりが必要です。
- 継続的な人権教育・啓発が、効果的に人権意識・知識を向上するためのものとなるよう、工夫が必要です。

10年後のまちの姿

- 子どもから高齢者まで、学校・家庭・地域・職場など様々な場所や機会を通じて、人権教育・啓発が進んでいます。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
広報紙への人権教育・啓発記事の掲載率	%	100	R4	100 (現状を維持)
各種委員会への女性委員の登用比率	%	34	R4	45
各種人権研修への町民の参加率	%	65	R4	80

施策推進の方向性

- 啓発は、講演や講義、映画上映だけでなく、参加者による意見交換なども導入し、人権意識を高め、人権尊重に係る基本的・普遍的視点の養成に努めます。
- 人権の花教室、人権標語や作文などの募集を通して子どもたちの人権問題への興味・関心を育み、積極的な参加意識の向上を図ります。
- 啓発にあたっては、具体的な事例を取り上げるなどし、一人ひとりにより身近に感じられる内容の工夫に努めます。
- 男女共同参画の視点に立った基本計画の策定などの推進、政治・行政分野における男女共同参画の推進に取り組みます。
- 性別、年齢、国籍、障がいの有無、性自認、性的指向などに関係なく一人ひとりの個性と能力を発揮できるよう、関係機関などと連携し、人権教育・啓発及び相談・支援体制の整備を図ります。

主な施策と内容

01 人権教育と啓発の推進

人権に関する正しい知識を広めるため、関係機関と連携・協力して、学校・職場・地域において人権教育を推進し、町民への啓発学習活動を積極的に展開します。

02 男女共同参画社会の形成

「大崎上島町男女共同参画推進計画」に基づき、男女が性別に関係なく、自らの意志によってあらゆる分野に参画できる社会の実現に向けて取り組みます。

03 同和問題の啓発推進

現代社会においても、被差別部落に対する偏見や差別が存在していることを認識し、同和问题への正しい理解を深めるための啓発活動と研修を行い、差別のない社会の実現に取り組みます。

04 権利擁護の推進

子どもや高齢者、障がい者、外国人などの基本的人権が侵害されないよう、関係機関と連携を図りながら権利擁護に関する認識の啓発と制度の周知を推進します。

関連計画

- 大崎上島町男女共同参画推進計画
- 大崎上島町人権啓発推進計画
- 大崎上島町人権教育・啓発推進指針

基本施策13 農林水産業の振興

農林業

1 貧困を
なくそう2 飢餓を
ゼロに4 質の高い教育を
みんなに8 働きがいも
経済成長も9 産業と技術革新の
基盤をつくろう12 つくる責任
つかう責任14 海の豊かさを
守ろう15 陸の豊かさも
守ろう

現状

- 生産販売農家数は減少傾向で推移しています。農業者の平均年齢は70歳以上であり、小規模経営の農家が多いのが現状です。
- イノシシをはじめとする有害鳥獣被害が続いており、耕作放棄地の拡大により有害鳥獣の出没が増加しているため、現行の対策に加えて新たな対策が必要となっています。

課題

- 新たな農業の担い手の育成が課題であり、そのためには、生産性や所得の向上に向けた支援・取組が求められています。
- 有害鳥獣被害を減少させるため、耕作放棄地における伐採等の環境整備が必要です。また、有害鳥獣駆除の担い手が減少しているため、担い手を増やすための取組が必要です。

10年後のまちの姿

- ・担い手が安心して農業を続けています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
新規就農者数（累計）	人	20	R5	50
有害鳥獣駆除の担い手数（累計）	人	40	R5	70
地産地消活動件数	件	3	R5	10

施策推進の方向性

- 担い手が定着できる仕組みづくりや自立できる基盤づくりを推進します。

主な施策と内容

01 大崎上島の営農モデル作成

「レモンの島構想」など、本町の振興する品目で営農モデルを提示し、農業経営者の育成を図ります。

02 担い手（新規就農者・農業生産法人）の育成

新規就農者の営農定着や、農業生産法人の経営安定化を推進します。

03 優良農地の確保・継承

残すべき優良園地を確保・集積し、担い手農家への継承を図ります。

04 作業効率がよく収益性が高い農地の造成

基盤整備による傾斜地などの作業効率の向上や、施設ハウスの建設支援などで収益性の向上を図ります。

05 スマート農業の導入促進

ロボットやICT等の先端技術を活用し、生産性を大きく向上させる効果のあるスマート農業の導入を促進します。

06 有害鳥獣対策の拡充

イノシシなどの鳥獣被害が増大していることから、従来の駆除対策と防止対策に加えて、耕作放棄地に対する伐採等の環境整備対策を行い、被害防止に努めます。

07 地産地消活動、食育活動の推進

農産物を地元で消費する地産地消活動を関係各課と連携して推進します。そのためにも、定期的な料理教室の開催や、給食関係への食材提供などによる「食育」活動を進め、農産物の消費拡大と郷土食材への理解と共感を高める取組を推進します。

関連計画

- 大崎上島町鳥獣被害防止計画

水産業

現状

- 我が国の水産業は、本格的な200海里の到来に伴い大規模な遠洋漁業の持続が難しくなったことや、食生活の変化と人口の減少傾向により国内での魚食が長期的に減少してきたことから、ピークとなった昭和59(1984)年の漁業・養殖業生産量1,282万トンから令和4(2022)年の392万トンへと大幅に減少し、厳しい状況におかれています。
- 本町でも、周辺海域で海藻類や魚類等の水産資源が減少し、漁獲量は減少傾向にあります。3トン未満の漁船を持つ漁業経営体が多く、経営規模は漁業者の高齢化や魚価の低迷により年々零細になっています。町では、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」へ重点を移行し、中間育成事業や幼稚魚放流事業により漁場環境の改善及び漁獲高の向上を狙っていますが、未だ漁家の生計の改善までには至っていません。また、高齢化による漁業者の減少から、漁業協同組合の存続も危ぶまれる状況にあります。

課題

- 町周辺海域で減少している水産資源を増大させるため、従来の幼稚魚放流に加えて藻場の保全活動の推進や、海藻類に対するアイゴ・ウニ等の食害防止対策が必要となっています。また、魚類への食害をもたらすカワウの駆除を推進し、水産資源の被害防止を図る必要があります。
- 新規漁業者を確保・育成するために、定住フェアでの漁業体験プログラムのアピールや、新規漁業従事者に対する支援が必要となっています。

10年後のまちの姿

- ・地元住民及びU・Iターン者が安心して漁業を始められています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
新規漁業者数（累計）	人	1	R5	5
カワウの年間駆除数	羽	7	R5	40
地産地消活動件数	件	4	R5	10

施策推進の方向性

- 「つくり育てる漁業」を推進します。

主な施策と内容

01 「つくり育てる漁業」の推進及び水産資源の確保

メバル・オコゼ・アコウ等の有益性の高い魚種を継続して放流し、水産資源の増大を図ります。また、放流効果を高めるための藻場の保全活動や、海藻類の増殖に取り組むとともに、カワウの食害を防止することによって漁場環境を改善し、漁獲高の向上を図ります。さらに、新たな魚種など陸上養殖へのチャレンジを図ります。

02 観光漁業の推進

「沖浦漁港観光物産館」や「シーサイドパークおおさき」の活用により、漁業者による販売力を強化し、自然環境を活かした体験型イベントの開催や、漁師レストラン・漁師民泊などへの展開を目指した「海業」の具体的事業化を目指します。

03 漁家の経営安定対策の推進

漁船保険に対する補助を継続し、県関係各課と連携しながら水産指導体制を強化し、新たな水産技術の導入や人材育成を進めます。また、新規漁業就業者支援事業を活用した新規漁業就業者の育成を図ります。

04 水産振興対策の整備

大崎上島産のメバル・マダコ・タイ・アサリなどの地域ブランド化確立に向けた取組を進めます。そのため、資源増大と資源管理を目的とした築磯整備や漁礁等の設置を計画的に進め、漁場の環境改善を図ります。

05 地産地消活動、食育活動の推進

より多くの人々に、地元水産物や農産物を、地元で消費する地産地消活動を関係各課と連携して推進します。そのためにも、定期的な料理教室の開催や、給食関係への食材提供などによる「食育」活動を進め、魚食の拡大と郷土食材への理解と共感を高める取組を推進します。

また、すでに未利用魚となり食害の原因となっている、チヌ・エイ・アイゴ等の食材利用を進め、環境保護活動と漁業者の収益拡大を図ります。

基本施策14 商工業の振興

現状

1 貧困を
なくそう4 質の高い教育を
みんなに8 働きがいも
経済成長も9 産業と技術革新の
基盤をつくろう12 つくる責任
つかう責任13 気候変動に
具体的な対策を

- 商工業者等の団体への助成や中小事業者への事業継続に対する助成及び特定中小企業認定の実施により、経営の安定と育成を図り、活力あるまちづくりを推進しています。
- 町内で新たに創業する者や既存事業者の設備投資等への補助により、担い手の育成を図っています。
- 商工業を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少などによる人出不足や経営者の高齢化、後継者不足となっています。

課題

- 後継者不足解消のため、移住施策と紐づけた県内や都市部への働きかけにより、事業継承者を確保する必要があります。
- 小売業者の廃業などにより、商工会加入事業者が減少しています。
- 商工業の活性化に向け、創業・起業などを志すあらゆる人へのサポートが必要です。

10年後のまちの姿

- ・ 町内の商工業者が安定した経営と人材育成を図り、活力あるまちづくりの一翼を担っています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
商工会加入事業者数	人	386	R5	386 (現状を維持)
小規模事業者振興事業補助金の交付件数	件	14	R5	20

施策推進の方向性

- 商工会などの関係団体と連携し、商工業者の経営基盤の強化を図るための積極的な支援や人材確保・育成に向けた長期的な支援を行います。

主な施策と内容

01 商工会の活動支援

商業活動の拠点である商工会の活動を支援するとともに、商業に関わる各種事業について商工会と連携を図ります。助成金制度を活用し、商工業者の生産性向上を目的とした機械化や、IT化への設備投資などの最新技術の導入を促進します。

02 担い手の育成

小売店舗の担い手確保のため、商工会と連携し、FFアイランド大崎会、商工会青年部などの活動を支援します。

また、新規事業者や既存事業者の活動を支援することで、新たな担い手の確保や、担い手の育成を目指します。

03 特産品のブランド化・販路拡大・流通

地域の生産者や商工業者等と連携し、都市圏のアンテナショップやインターネットなどの販売チャンネルを活用した町の特産品PRや販路の開拓・拡大を図ります。

また、大崎上島ブランド認定のために必要な商品開発費用を、助成金により支援します。

04 創業・起業への支援

大崎上島町創業支援事業計画に基づき、商工会、ひろしま産業振興機構や金融機関と連携し、経営、財務、人材育成、販路開拓などに関する適切な支援を行うことで、町内の創業・起業の促進を図ります。

関連計画

■ 大崎上島町創業支援事業計画



基本施策15 雇用の創出・就業環境の整備

現状

1 貧困を
なくそう4 質の高い教育を
みんなに8 働きがいも
経済成長も9 産業と技術革新の
基盤をつくろう

- U・Iターン者を雇用した事業主に対して奨励金を交付するなど、雇用者への支援を実施しています。
- 公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、年3回、町内において相談窓口の開設を実施しています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、社会でリモートワークの導入が進み、サテライトオフィスの需要が高まっています。本町でも、大崎上島町お試しサテライトオフィスを活用した企業誘致に取り組んでいるものの、なかなか進出には繋がっていません。

課題

- 町外転出を抑制するため、就業環境の整備や、若者が就職したくなるような魅力的な企業の立地が求められています。
- 企業誘致に向けて、お試しサテライトオフィスの体験事業者募集のほか、視察ツアーの受け入れや首都圏で開催されるマッチングセミナーなどに参加しているものの、本町への進出に繋がっていないことから、進出を後押しする取組が必要です。

10年後のまちの姿

- ・ 就業の場が増えることで、若者や子育て世代をはじめとしたあらゆる人に、町内での就職の選択肢が広がっています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
大崎上島町U・Iターン就職者正規雇用促進奨励金の交付件数	件	2	R5	5
町内への進出企業数	社	1	R5	4
大崎上島町お試しサテライトオフィスの利用企業数	社	16	R5	26

施策推進の方向性

- 雇用者への支援を図るとともに、ハローワークなどの関係機関と連携し、最新の求人情報を提供していきます。
- 新たな雇用を創出するため、PR動画やSNS等のあらゆるツールを活用し、地域の活性化に貢献し、地域の新たな価値を生み出すパートナーとなる人材や企業を誘致します。また、企業が求める進出条件を的確に把握し、順次、対策を講じていきます。

主な施策と内容

01 雇用者への支援の充実

U・Iターン者の正規雇用を促進するため、雇用主に対してU・Iターン就職者正規雇用促進奨励金を交付し、両者が安心して働き続けられる雇用環境の継続を図ります。

02 雇用機会の創出

雇用対策について、広島県やハローワークなどの関係機関と連携して取り組みます。

03 新たな就業の場の創出

人財誘致や企業誘致により新たな就業の場を創出することで、地域経済の発展に加え、若者のU・Iターンの促進や人口流出の抑制に繋がります。

04 新たな事業拠点の環境整備

オフィス整備に必要となる不動産情報の提供や、ライフラインやインフラ関連等の整備を支援することで、人財誘致や企業誘致を促進します。



基本施策16 総合的な土地利用の推進

現状



- 未利用土地の売却と住宅用地の分譲を進めています。
- 大崎地区、東野地区、木江地区の順番で、地権者の立会のもと地籍調査を実施しています。大崎地区は完了し、東野地区と木江地区の調査を進めています。

課題

- 町有地の有効な活用方法の検討が進んでいないとともに、今後も活用見込みのない土地の洗い出しができておらず、土地管理に係る経費が増加しています。
- 地権者の高齢化や、遠方への転出などの理由で立会が得られず、調査が滞ることも多いことから、該当者に図面を郵送して境界確認を依頼するなど、円滑に調査を進める必要があります。

10年後のまちの姿

- ・ 町民のニーズに対応した有効な土地活用がなされています。
- ・ 東野地区の調査が完了し、木江地区も調査の完了に向けて努めています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
活用方法（売却等を含む。）を決定する土地（累計）	件	1	R5	20

施策推進の方向性

- 財産利活用検討委員会などを活用し、有効な土地の活用方法を検討します。
- 本庁舎周辺の町有地等を有効活用し、白水港を起点とした「居心地が良く歩きたくなる」空間を整備することで、町の玄関口としての魅力を向上させます。
- 利活用の見込みがない土地の洗い出しを行い、売却等を推進します。
- 町内全域の地籍調査が望ましいものの、山林部については利用者が少なく、立ち入ることも困難な状態にあるため、耕地部を中心に地籍調査を実施します。

主な施策と内容

01 有効な土地利用の推進

財産利活用検討委員会やサウンディング型市場調査等を活用して土地の有効活用を検討するとともに、自主財源確保のため、利活用の見込みがない土地については売却等を推進します。

02 国土調査法に基づく地籍調査事業

土地の所有と地籍の明確な基礎データを築きます。



基本施策17 快適で持続可能な居住環境の整備

住宅・住環境の整備

4 質の高い教育を
みんなに6 安全な水とトイレ
を世界中に11 住み続けられる
まちづくりを12 つくる責任
つかう責任

現状

- 大崎上島町が管理する住宅は、町営住宅（特定公共賃貸住宅を含む）55棟、231戸のほか、垂水団地、子育て住宅、定住促進住宅、その他住宅があり、管理戸数は合計80棟、328戸となっています。昭和30年代に建設された木造住宅は全て耐用年数を超過しています。住戸規模については、昭和30～40年代に建設された住宅に世帯人員1人の際の誘導居住水準50㎡を下回る住戸が74戸あります。平成になり、70～80㎡を超える住戸が建設されるようになり、70㎡を超える住戸が30戸あります。

課題

- 耐用年数を超えた狭小な公的住宅が集積しているため、居住者の意向を尊重しつつ、用途廃止や建替え・修繕を進め、効率的に管理する必要があります。
- 65歳以上の世帯員がいる世帯のバリアフリー化が進んでいないため、町が管理する住宅も含め、リフォームやバリアフリー住宅への住替えの促進により、居住環境の向上を図る必要があります。

10年後のまちの姿

- ・誰もが安心して暮らせる快適な居住環境が安定的に供給されています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
住宅新築改築助成金の交付件数	件	40	R5	40
危険建物除却促進事業の交付件数	件	19	R5	19

施策推進の方向性

- 持続可能な住宅循環システムの構築と、良質な住宅ストックを形成します。
- 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能を整備します。
- 入退去や世帯構成の把握や、施設の修繕履歴と修繕予定、建替えや統合の計画など、効果的な施策を展開するため、住宅管理に関するDXを推進します。
- 空き家の適切な管理・除却・更新を推進します。

主な施策と内容

01 快適な居住環境の整備

住環境の向上のため、住宅の新築・改築工事をする町民を対象に助成金を交付します。

02 心安らぐ住環境の整備

バリアフリー化の推進により、高齢者や障がい者が安心して暮らせる住環境を整備します。

03 効率的な町営住宅の維持・管理

町営住宅の効率的な管理・運営の下、低所得者や高齢者・障がい者など、住宅に困窮する社会的弱者に対して、良好な住宅供給を行います。

関連計画

- 広島県耐震改修促進計画
- 大崎上島町住宅マスタープラン
- 大崎上島町営住宅等長寿命化計画
- 特定空家等に対する措置ガイドライン



上水道

現状

- 令和4(2022)年4月1日に料金改定を行い、料金収入等が増加しており、経営の改善を図っています。
- 令和5(2023)年4月1日から、広島県と14市町が水道事業を統合し、事業運営の効率化を進めています。

課題

- 多くの管路や施設が老朽化しており、災害時や老朽化による断水の危機に直面しているため、老朽化した管路を計画的に更新する必要があります。
- 給水人口減少等による水需要の減少に伴い、料金収入の減少が見込まれるため、施設の統廃合や給水区域の見直しによる経営の安定化が必要となっています。

10年後のまちの姿

- ・健全な事業運営を行い、災害に強く、安全な水を安定供給しています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
基幹管路の耐震化率	%	0.7	R5	20
上水道の有収率	%	88.5	R5	90

施策推進の方向性

- 企業団への事業統合に伴う国の交付金事業を活用し、老朽化した管路や施設の更新を進めます。
- 水需要の予測や計画的な施設整備により、施設の統廃合や耐震化を進め、水の安定供給を行います。

主な施策と内容

01 老朽化した管路及び施設の更新

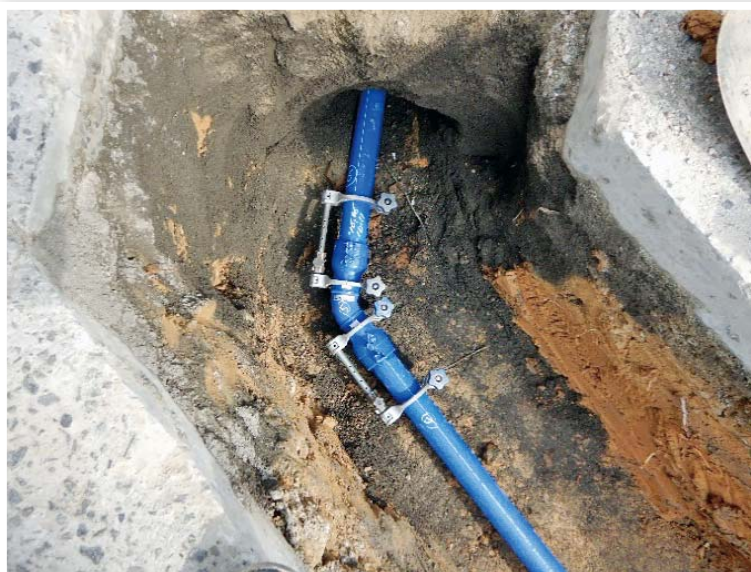
広島県と14市町が事業統合したことによる国の交付金事業が活用できることから、老朽化した管路及び施設の更新を進め、災害や老朽化等による断水事故を未然に防止します。

02 安全な水の安定した供給

水需要を予測し、施設の最適化によりLCC（ライフサイクルコスト）の低減に努めます。また、水道事業の経営安定を目的にした中期での経営計画を定め、経営の安定化を進めます。

関連計画

■ 広島県水道広域連合企業団広域計画



生活排水処理

現状

- 生活排水処理は、公共用水域（海、河川）と関連深い本町の暮らしにおいて生活環境保全のための重要な事業です。令和6（2024）年度から下水道事業が下水道事業公営企業会計に移行し、財政・経営状況の健全化が急務となっています。
- 令和6（2024）年度から農業集落排水事業を特定環境保全公共下水道事業に統合し、大崎浄化センターに集約しました。統廃合により、令和6（2024）年3月末現在の接続率は84%となっています。また、漁業集落排水事業処理区域は、加入促進を行っているものの、接続率は令和6（2024）年3月末現在で57%に留まっています。
- 下水道区域以外では、小型合併処理浄化槽設置整備事業として、補助金交付により合併浄化槽の普及を進めています。また、広島県が中心となり、県下の市町で共有できる浄化槽台帳の整備を進めています。

課題

- 下水道事業の経営については、人口減少に伴う使用料収入の減少が見込まれます。また、下水道施設の機械や電気設備を中心に老朽化が進んでおり、頻繁に故障も見られるため、今後は下水道施設の更新、修繕の費用が増大していくことから厳しい経営状況となっています。
- 漁業集落排水事業と特定環境保全下水道事業の統合について、費用対効果を踏まえ、下水道事業計画の早急な再検討が必要です。
- 災害時には下水道施設（管きょ・ポンプ・処理施設）の損壊が見込まれるため、施設の耐震化計画の策定・実施が必要です。
- 検査の未受検者や管理者が不明な浄化槽を洗い出すため、精度の高い浄化槽台帳を整備する必要があります。

10年後のまちの姿

- ・水洗化率が向上し、公営企業の経営が安定しています。
- ・浄化槽台帳の整備が進み、管理者への適切な指導が行われています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
水洗化率	%	85.6	R5	88.0
11条検査C判定に対する改善報告書の提出率	%	58	R5	70

施策推進の方向性

- 合併浄化槽の整備を推進します。
- 浄化槽の適正管理指導を実施します。
- 広島県と協力し、浄化槽台帳の整備を進めます。

主な施策と内容

01 下水道ストックマネジメント計画の推進

老朽化対策については、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な更新を実施します。

02 小型合併処理浄化槽設置整備事業の推進

単独処理浄化槽から小型合併浄化槽への転換を推進します。補助金制度と法定検査費の補助を継続することで、浄化槽の普及促進と管理の負担軽減に努めます。

03 浄化槽の適正管理指導の実施

浄化槽台帳の整備を進め、所有者とその管理状態を確実に把握することで、適切な指導や啓発を行います。

関連計画

- 広島中央地域循環型社会形成推進地域計画
- 大崎上島町下水道ストックマネジメント計画
- 大崎上島町下水道事業計画

火葬場

現状

- 葬儀の多様化により、従来のような自宅や集会所以外に、火葬場の交流スペース・待合室を斎場として利用する例も見られるようになりました。
- 火葬場が山奥に設置されているため、携帯電話の電波が届かないケースや駐車場の不足に対する改善要望があります。

課題

- 経年劣化する機器や調度品等の修繕や交換を適切に行う必要があります。
- 通信環境が悪いため、ストレスなく携帯電話で通話できる環境を整備する必要があります。
- より多くの車を駐車できるように、駐車場の確保を行う必要があります。

10年後のまちの姿

- ・ 火葬場施設が継続して適切に維持管理されています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
基地局の設置基数	基	0	R5	3
駐車場の台数	台	11	R5	15

施策推進の方向性

- 交流スペース・待合室の利活用を推進します。
- 利用者のニーズに沿った設備整備を実施します。

主な施策と内容

01 火葬場の利便性の向上

火葬炉を安定して使用できるよう、設備の修繕・更新を進めるとともに、火葬場の交流スペース・待合室を告別式・通夜などにも使用されるよう継続して取り組みます。また、固定電話の設置に加え、携帯電話の基地局の設置により通話環境を改善するほか、多くの車が駐車可能な環境を整備します。

緑化・公園の整備

現状

- 森林は林産物の供給・水源の涵養・山地災害の防止などの多面的機能を発揮し、国民生活に恩恵をもたらす存在です。また、地球環境問題への対応（地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保など）としても重要であり、豊かな地域づくりの基本ともなります。
- 本町でも、森林整備については、概ね計画通りに推進しており、町民の水と緑の保全・自然環境の豊かさに対する満足度は6割を超えるまでになっています。
- 令和元(2019)年度から始まった森林環境譲与税の譲与額は県内の市町で最も少なく、令和5(2023)年度までの総額は500万円程度であるため、一定額の基金額が確保できた時点で事業を実施します。

課題

- 神峰山へのアクセス道路については、不特定多数が通行できるような管理は必要のない林道でしたが、今後は観光などによる利用者数増加が見込まれることから、アクセス道路については維持管理していく必要があります。

10年後のまちの姿

- ・ 緑地の保全と緑化を推進しています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
森林環境譲与税を活用した事業の実施箇所数（防災等） （累計）	箇所	0	R5	3
神峰山公園道整備率（道路拡幅）	%	56	R5	100

施策推進の方向性

- 町民や観光客に愛される美しい自然環境を保護していきます。
- 町民と連携して自然公園の緑の保全と景観形成に努め、町の自然環境に対する町民の関心を高め、緑化活動を町全体に広げていきます。
- 観光道路を整備します。

主な施策と内容

01 町民と連携した緑化・景観形成の促進

町民の自主的な緑化活動、公園管理などの取組に対する支援・連携に努めます。

02 神峰山へのアクセス道路の整備

優れた景勝地である神峰山は町を代表する観光資源であり、神峰山からの展望は町の自慢であることから、自然環境が保全されるよう調和を図りつつ、観光などによるアクセス道路にするため、狭あい箇所の拡幅と維持管理を行います。

関 連 計 画

■ 大崎上島町森林整備計画



動物愛護

現状

- 野良猫の増加により各地で被害が報告される一方で、繁殖を抑制するための地域猫活動の実施が増加しています。
- 野良犬の目撃情報や、犬による糞尿被害が報告されています。

課題

- 地域猫活動を実施していない地域での被害が報告されているため、周辺住民の理解と協力を得て地域猫活動を実施することにより、頭数を抑制する必要があります。
- 既存の捕獲手法の見直しなどにより、野良犬の捕獲効率を向上させる必要があります。

10年後のまちの姿

- ・動物の適切な管理により、人と動物との調和のとれた共生が実現しています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
地域猫活動地域数	地域	12	R5	12 (現状を維持)
野良犬の目撃通報件数	件	5	R5	0

施策推進の方向性

- 全ての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないよう、動物の習性を理解した上で、人間と動物が共に生きていける地域を目指します。

主な施策と内容

01 動物愛護の推進

ホームページや広報紙等を通じて、動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深めるための広報・啓発を実施します。

02 地域猫活動の推進

猫と地域の共生を図るため、地域猫活動の普及啓発を図ります。また、駆虫薬等の配布等により活動を支援します。

03 地域猫活動構成員への適正な指導の実施

広島県動物愛護センターと連携して、地域猫活動構成員への活動上の留意点等に関する適正な指導を実施します。

04 犬の飼い主への適正な指導の実施

糞尿被害や放し飼いによる物品の破損・咬傷事件を防ぐため、広島県動物愛護センターと連携して、犬の飼い主としてのマナーの指導を実施します。

05 デジタル技術の活用による野良犬の捕獲

遠隔操作の捕獲おりをはじめとしたデジタル技術を効果的に活用することで、野良犬がいない安心・安全に暮らせる環境づくりを推進します。

関 連 計 画

■ 広島県地域猫活動ガイドライン



基本施策18 循環型社会の推進

ごみ・リサイクル

現状

- 一人1日あたりのごみ搬出量は、平成25(2013)年度は953gで広島県内第4位でした。令和4(2022)年度には909gと減少しましたが、広島県内第6位になりました。（「平成25年度一般廃棄物処理事業の概況」「令和4年度一般廃棄物処理事業の概況」広島県環境県民局循環型社会課）
- ごみは、東広島市と竹原市とともに広島中央エコパークの「高効率ごみ発電施設」で最終処分まで行っています。本町では、可燃ごみと不燃ごみは減少傾向ですが、資源ごみのうち、ダンボールと粗大ごみが増加しています。
- 山中や空き家、海岸へのごみの不法投棄が複数箇所で確認されています。

課題

- 正しいごみの分別ができておらず、本来であればリサイクルされるダンボールや粗大ごみなどが可燃ごみとして捨てられている結果、家庭からのごみ排出量を増加させる要因となっています。
- 不法投棄は、環境の汚染、景観の悪化や悪臭などの問題のみならず、最終的には町が処分することとなり、町財政への負担も大きくなるため、不法投棄防止策を強化する必要があります。

10年後のまちの姿

- ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底により、ごみの減量化が図られています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
ごみ排出量	kg	1,973,370	R5	1,644,475
不法投棄回収量	t	16	R5	8

施策推進の方向性

- 東広島市・竹原市・大崎上島町が設立した一部事務組合である広島中央環境衛生組合において、分別方法、ごみ袋の統一化、炉の長寿命化対策を検討し、粗大ごみの収集運搬状況、エコパークへの運搬頻度、稼働日数などの情報共有を図りながら、適切な管理を行います。
- ごみを正しく分別し、減量化するために必要な整備を進めます。
- 不法投棄対策のための機器の設置等を行います。

主な施策と内容

01 | ごみの減量化、3 Rの推進

家庭ごみの減量化に向けて、啓発、実践に取り組みます。3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するための講演会や出前講座などの実施、古紙回収や食品ロスの徹底、フリーマーケットの開催や官公庁オークションへの出品のほか、生ごみ減量化のための生ごみ処理機購入費用の補助やグリーン購入を推進します。

02 | 家庭ごみの分別徹底

ごみの分別の周知徹底について、ホームページ等の啓発や外国語によるポスター等の掲示により、ごみステーションに家庭ごみが正しく出されるよう働きかけます。

03 | 不法投棄の防止

山林・荒地・空き家・海岸などへの不法投棄防止対策のため、定期的な巡回や指導に加え、監視カメラの設置など必要に応じた措置を実施します。

関連計画

- 大崎上島町一般廃棄物処理計画
- 大崎上島町分別収集計画



脱炭素・持続可能社会の推進

現状

- 令和3(2021)年3月に、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」に町民・事業者等が一体となって挑戦することを宣言し、取組を推進しています。
- 「大崎上島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において、本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量を平成25(2013)年度から令和12(2030)年度までに70%削減する目標を掲げ、令和5(2023)年度は22%の削減となりました。
- 庁内では、クールシェア、クールビズ、ウォームビズ、公共施設における節電の啓発など、省エネルギーや二酸化炭素の排出抑制に取り組んでいます。

課題

- 温室効果ガス削減の目標達成に向けた取組の周知と、継続的な意識啓発を行う必要があります。
- 省エネルギー化に向けて持続的に取り組むためには、公共施設における空調・照明の使用基準、機器の保守・清掃等について指針を示す必要があります。

10年後のまちの姿

- ・ゼロカーボンの取組を推進し、CO₂排出量が削減されています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量	t-CO ₂	1855.2	R5	715
次世代自動車導入促進補助金の交付件数（累計）	件	—	R5	50

施策推進の方向性

- 再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギーの普及促進により、脱炭素社会と持続可能な町づくりを目指します。
- 公共施設における省エネルギー・省資源化の取組を推進し、温室効果ガス削減に向けた意識啓発を行います。
- 脱炭素化を促進するにあたり、町民にとって有用な情報提供を積極的に行います。

主な施策と内容

01 地球温暖化対策の推進

町内の公共施設において、省エネルギー・省資源に向けた活動を推進するとともに、新たな藻場づくりによるブルーカーボンクレジットの活用などにより、温室効果ガス排出量を削減していきます。

02 省エネルギーの普及促進

地球環境への負荷が少ない脱炭素社会の実現に向けて、家庭や事業所、公共施設等における省エネルギーの普及啓発に取り組みます。

03 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーの導入促進を図り、町民や事業者等との共同事業の展開に取り組みます。

04 次世代自動車の普及促進

環境負荷の少ない次世代自動車を、公用車に順次導入します。また、補助制度の利用促進と啓発により、町内での普及を図ります。

関連計画

■ 大崎上島町地球温暖化対策実行計画



基本施策19 利便性の高い公共交通の整備

道路

現状

- 町内の主要幹線道路は、大崎上島全体を環状に走る主要地方道の大崎上島循環線及び島の中心を南北に縦貫する大田木江線、大西港と大崎上島循環線を結ぶ大西大西港線があります。これらの県道に町道や農道・林道が接続しており、重要な生活道路となっています。
- 現在、県道改良事業は大崎上島循環線など幹線道路の2車線化と歩道整備を進めており、事業は概ね計画通りに進んでいます。町道についても改良事業実施中で「社会資本整備総合交付金事業」として、3路線の改良を進めています。また、橋梁やトンネルといった重要な道路施設については、修繕計画に基づき順次修繕を行っています。舗装については、令和5(2023)年度の路面性状調査の結果を踏まえ、必要な箇所から計画的に補修します。

課題

- 道路改良については、用地取得において登記名義人の死亡等により相続手続きに時間を要するなど、事業の遅延が目立っています。
- 橋梁補修については概ね計画通りに進めていますが、長島大橋については長大橋であることから、補修に多大な費用が必要となります。
- 舗装補修については経年劣化による傷みが激しい部分が目立ち、計画的な舗装修繕が望ましいものの、国の補助制度が活用できません。

10年後のまちの姿

- ・ 道路の狭あい区間が解消され、誰もが安心して通行できる道路ネットワークが構築されています。



目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
町道の改良距離（道路拡幅・一部バイパス）（累計）	km	0.1	R5	1.5
町道の法面对策箇所数（落石対策など）（累計）	箇所	0	R5	3
橋梁の補修数（健全性の低い橋梁）（累計）	橋	6	R5	8
舗装の補修距離（損傷が著しい箇所）（累計）	km	0.0	R5	1.2

施策推進の方向性

- 県道・町道・農道・林道を一体的に整備することにより、アクセスの利便性を高めます。
- 住宅密集地、通学路では、車道と歩道の分離、山間地においては農作業の効率化を図るとともに、防災・観光など多様な機能を持つ道路ネットワークの整備を推進します。

主な施策と内容

01 幹線道路の狭あい区間の解消

幹線道路の改良（2車線化や歩道整備など）により、狭あい区間を解消します。

02 安全に安心して通行できる道路の整備

橋梁やトンネルといったインフラ施設の老朽化に対し、適時適切な対策を行います。落石などが発生している斜面の対策を行い、安心して通行できる道路を整備します。

03 災害に強い道路ネットワークの整備

農道と林道を活用し、迂回路として使える道路ネットワークを整備します。

関連計画

- 広島県道路整備計画
- 大崎上島町橋梁個別施設計画
- 大崎上島町トンネル個別施設計画

交通・輸送

現状

- 本町では、少子高齢化が急速に進んでおり、暮らしに必要な移動を自動車に頼れない町民が増加しつつあります。
- 人口減少に伴う公共交通の利用者の減少等や燃料価格に高騰により、航路事業者の経営環境が圧迫されています。
- 本町と本土間の海上移動には時間的な制約があります。
- 本町に到着後の交通利便性が低く、移動需要を十分に満たせていません。

課題

- 運転免許証の返納後の引きこもり防止のためにも、高齢者が利用しやすい移動手段を確保する必要があります。
- 町民が安心して暮らせるよう、利便性が高く持続可能な公共交通サービスの充実を図る必要があります。
- 自由度の高い海上交通環境を整備する必要があります。
- 観光客や来町者にとって利便性の高い町内の公共交通サービスを提供する必要があります。

10年後のまちの姿

- ・誰もが安心して利用できる町内の交通手段が確保されるとともに、本土とのアクセス性が向上しています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
町内における公共交通（陸上交通）利用者数	人	103,000	R5	103,000 (現状を維持)
将来の交通手段をととても不安に感じる町民の割合 (アンケート調査)	%	28.6	R2	25%未満

施策推進の方向性

- 公共交通の利用状況やニーズ、地域の実情を考慮した役割・効果などを総合的に勘案しながら、陸上・海上交通が一体となった、持続可能で利用しやすい公共交通体系の構築を図ります。

主な施策と内容

01 公共交通サービスの確保・維持

利用者の減少や燃料費高騰などによる経費増額等を念頭に、通勤者・通学者・高齢者をはじめ、町民の日常生活に不可欠な公共交通サービスの確保・維持に努めるとともに、海上交通と本土交通のバスや鉄道の乗継などの利便性の向上においても、関係機関と協議しながら取り組みます。

02 公共交通サービスの改善・再編

公共交通サービスを利便性が高く効率的なものとするため、大崎上島町公共交通連携協議会と連携して、サービス改善や再編に向けた検討を継続的に実施します。

また、デマンド型や定時定路線型バスの効果的な運行や、フェリーとの接続を改善することで、快適で利用しやすい公共交通を整備します。

03 新たな技術の導入

ドライバー人手不足等の深刻化する社会課題の解決に向けて、自動運転バスや自動運航船などの新しい技術の導入を、実証を含め積極的に推進します。

04 カーシェアリング事業の推進

土日の来町者等の移動需要を満たすため、公用車を活用したカーシェアリング事業の取組を推進します。

05 架橋建設構想・計画の推進

安芸灘諸島連絡架橋8号橋の計画実施や竹原市への架橋の早期実現に向け、関係機関と連携を強化して取り組みます。

関連計画

- 広島県地域公共交通ビジョン
- 大崎上島町地域公共交通計画

基本施策20 情報・通信の充実

現状



- 社会・経済のデジタル化が加速し、情報通信ネットワークの整備・高度化や課題解決に効果的なデジタルソリューションへの需要が増大しており、住民サービスを支えるための基盤として、質の高い通信インフラの整備が重要です。
- 本町の情報通信ネットワークは平成15(2003)年度から公設民営方式でサービス提供を開始しましたが、令和4(2022)年度末には民設民営方式(生野島・契島間の海底ケーブルを除く)へ転換し、町内全域へのサービス提供が可能な状態を維持しています。
- ラジオの受信状況が良くない地域が確認されています。また、テレビの視聴が難しい地域では共同アンテナ設置等により対策が講じられています。携帯電話については町内全域で利用可能となっています。

課題

- 現在と同水準、またはそれ以上のサービスを提供できる環境を維持する必要があります。

10年後のまちの姿

- ・各種情報通信サービスの世帯カバー率を維持しています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
超高速情報通信ネットワークの世帯カバー率	%	100	R5	100 (現状を維持)

施策推進の方向性

- 最新技術の情報を収集し、質の高い情報通信サービスが提供される環境を確保します。
- 災害や人口減少の影響により、住民や民間事業者で各種通信インフラの維持管理が不可能とならないよう、災害に強い通信インフラの維持・充実に努めます。

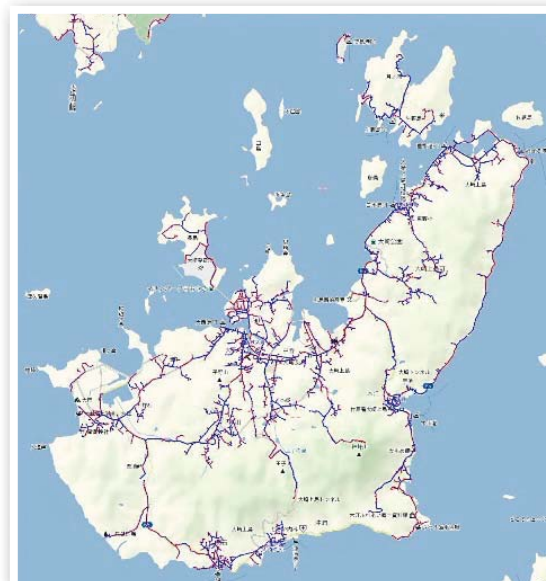
主な施策と内容

01 超高速情報通信ネットワークの維持管理

超高速情報通信ネットワークの提供事業者と連携し、現在と同水準以上のサービスを提供します。

02 災害に強い通信インフラの維持・充実

携帯電話、テレビ及びラジオなどの民間に依存するサービスについて、不感地帯の把握や状況改善に活用可能な制度の情報収集に努めるとともに、安定して最新のサービスの提供を受けられるよう、通信事業者等に働きかけます。



基本施策21 防災対策の推進

治山・治水・護岸整備

1 貧困を
なくそう9 産業と技術革新の
基盤をつくろう11 住み続けられる
まちづくりを13 気候変動に
具体的な対策を15 陸の豊かさも
守ろう

現状

- 本町では、地域住民の理解・協力を求めながら、急傾斜地や水辺空間の環境保全を図り、急傾斜地崩壊対策事業と治山事業に取り組んでいます。急傾斜地崩壊対策事業は県事業として3地区で実施しており、町事業としては住民要望がある箇所について調査を行ったうえで、対策を実施しています。
- 「ひろしま砂防アクションプラン」に基づき、砂防河川の整備を進めています。
- 住宅地や農地など町民の生活を守るために、河川の氾濫、浸水などへの対策を実施しています。
- 海岸線では、過去に被害があった箇所を中心に、大西地区・鮎崎地区・木江地区で高潮対策事業を実施しています。

課題

- 急傾斜地崩壊対策事業と治山事業の実施にあたって、地元調整及び用地を確保する必要があります。
- 法面改良や落石防止柵等の設置が必要です。

10年後のまちの姿

- ・適切な治山・治水・護岸整備により、災害に強いまちづくりが進められています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
急傾斜崩壊対策事業実施箇所数（事業認定5）	箇所	3	R5	5
高潮対策事業実施箇所数（事業認定6）	箇所	4	R5	6
浸水対策事業実施箇所数（事業認定3）	箇所	1	R5	3

施策推進の方向性

- 急傾斜崩壊対策事業では、斜面对策を実施します。
- 高潮対策事業では、浸水対策を実施します。

主な施策と内容

01 急傾斜地の崩落対策

自然災害による被害を予防するため、急傾斜地崩壊対策を推進します。

02 海岸線の整備

高潮・異常潮位などによる被害を防止するため、海岸線の整備を推進します。

03 町民とともに取り組む河川等の整備促進

河川氾濫、浸水などの対策を進めていますが、河川の点検や清掃など普通河川等の維持管理については、地域密着型、住民参加型での取組を進めます。

関連計画

- ひろしま砂防アクションプラン
- ひろしま川づくり実施計画
- ひろしま海岸整備プラン



防災

現状

- 本町は南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されており、円滑な避難、総合的な防災体制の確立の強化が求められています。
- 自主防災組織の組織化を進めていますが、現在は自主防災組織率52.5%となっています。
- 令和5(2023)年2月に大崎上島町避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)を定め、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難支援関係機関と連携して避難支援対策を推進しています。
- 高齢者に対応した指定福祉避難所の運営体制の整備を図っていますが、障がい者等のより支援を必要とする方を受け入れる避難所がありません。
- 災害レベルが高齢者等避難体制に移行した際に、妊産婦、乳幼児の体調と所在の確認を実施しています。

課題

- 大規模災害に備え、関係機関との協定の締結及び防災に関する各種マニュアルを整備する必要があります。
- 南海トラフ地震等の大規模災害発生時には膨大な量の生活物資や作業用資機材の備蓄が必要となりますが、想定される備蓄量に対し、保管場所も物資も不足しています。
- 町民の防災意識の向上を図るための防災訓練や講習会の開催及びホームページ等による情報発信が不足しているため、町民及び自主防災組織の「自助」及び「共助」の意識が向上していません。
- 要支援者台帳に登録済みの方について、個別避難計画を策定する必要があります。
- 要支援者台帳登録への同意が得られていない方に対し、登録を勧奨する必要があります。
- より支援を必要とする方を受け入れる福祉避難所を指定する必要があります。
- 災害時の妊産婦、乳幼児の体調悪化時の支援体制を構築する必要があります。

10年後のまちの姿

- ・要支援者等の避難を地域で支え、誰もが安心して生活できる災害に強いまちづくりが進められています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
自主防災組織率	%	52.5	R6	100
要支援者台帳記載者に対する個別避難計画策定率	%	0	R5	100
福祉避難所の指定(累計)	箇所	3	R5	5

施策推進の方向性

- 住民、自主防災組織、事業者と行政が一体となって、命を守るために適切な行動をとることができるよう、減災の推進を図ります。
- 備蓄物資、備蓄倉庫を拡充します。
- 町民及び自主防災組織への防災教育や訓練の実施体制を強化し、「自助」及び「共助」を推進します。
- 個別避難計画の策定を進めるとともに、要支援者台帳に未登録の方への登録勧奨のアプローチにより、避難行動要支援者への避難支援対策を推進します。
- 町内の関係団体と協議し、障がい者等のより支援を必要とする方を対象とした福祉避難所を新たに指定します。

主な施策と内容

01 地域防災計画による予防・応急対策の確保

町と関係機関が各種災害対策を迅速・的確に実施するため、地域防災計画をより一層充実させ、町民それぞれが積極的に取り組むことで、避難行動要支援者を地域で支える体制づくりを強化します。また、災害時に町民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図るとともに、防災用品の備蓄や地下水、井戸水の確保など、避難生活を想定した対策を講じます。

02 地域の安心安全対策の推進

個別避難計画の策定を進めます。避難行動要支援者に該当する方を把握し、要支援者台帳への登録を勧奨します。

03 福祉避難所の確保・整備

要支援者に配慮した新たな福祉避難所の確保と運営体制の整備を図ります。

関連計画

- 大崎上島町地域防災計画
- 大崎上島町国民保護計画
- 大崎上島町災害時受援計画
- 大崎上島町業務継続計画
- 大崎上島町地域福祉計画

基本施策22 防犯・交通安全対策の推進

現状



- 交通死亡事故ゼロを県内最長3,000日以上継続し、県内最長記録を更新しています。
- カーブミラー及び防犯灯の新設・更新、関係機関と連携した啓発を実施しています。
- 町内の交通主要箇所には防犯カメラを設置しています。

課題

- 設置後の定期点検等適切な維持管理ができていないため、カーブミラー及び防犯灯の老朽化が進んでいます。
- 高齢化社会の進行に伴い、高齢者が交通事故の被害者・加害者となる例や振り込め詐欺などが増加し、大きな問題となっています。

10年後のまちの姿

- ・ 犯罪や交通事故の少ない町で、町民が安全に暮らしています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
交通死亡事故件数	件	0	R5	0 (現状を維持)

施策推進の方向性

- 竹原警察署等の関係機関と連携し、交通安全啓発を継続します。
- 竹原警察署等の関係機関と連携し、特殊詐欺等への防犯情報を防災行政無線等で迅速に発信します。
- 老朽化したカーブミラー及び防犯灯の更新を順次実施します。

主な施策と内容

01 | 防犯・交通安全施設の整備及び啓発活動の推進

カーブミラー、防犯灯や防犯カメラを設置・更新するとともに、犯罪防止及び交通事故防止のための啓発活動を推進します。

関 連 計 画

■ 大崎上島町強靱化地域計画



基本施策23 医療体制・消防力の整備

地域医療



現状

- 町内の医療機関は、内科 6 箇所、歯科 5 箇所、柔道整復 4 箇所の計15箇所あります。
- 不足医療科目の耳鼻咽喉科を平成18(2006)年度から町営にて新規開設し、毎月 2 回の診療を実施しています。同様に、住民より多くの要望がある眼科・小児科といった不足医療については、開設等に至っていません。
- 通院の利便性向上と通院支援を目的に、要介護・要支援認定者や障がい者等への外出支援サービスを実施するとともに、透析や障がいのある方等への通院費（主にフェリー代）を助成しています。

課題

- 医師の高齢化による担い手不足に伴い、医療機関の存続に対する不安があります。
- 不足医療科目である眼科・小児科は依然として町内での診療ができないため、町外への通院による経済的負担や、子どもを持つ親の不安が強くなります。このため、地域の課題を踏まえながら、オンライン診療を導入しつつ医療整備を行う必要があります。
- 休日・夜間における町内での早急な受診が難しく、救急搬送で本土へ行けた場合でも対応に遅れが出る可能性があります。
- 高齢者人口に応じ、外出支援サービス支援員の登録者数を維持していく必要があります。

10年後のまちの姿

- ・ 通院への支援を現状維持し、快適に生活しています。
- ・ オンライン診療を取り入れた医療整備・救急医療体制が充実しています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
町内医療機関数	機関	15	R5	15 (現状を維持)
オンライン診療を活用した医療整備科目数（眼科・小児科）	科目	0	R5	2
外出支援サービス支援員登録者数（累計）	人	48	R5	50

施策推進の方向性

- 耳鼻科診療所の継続実施と、その他不足医療科目の解消に取り組みます。
- 医療機関15箇所の維持と、入院施設のある病院を確保します。
- 医療従事者等への就職に係る長期的な支援を行い、人材不足の解消及び安定的な担い手の確保に向けて働きかけます。
- 外出に支援が必要な方の通院支援を継続します。
- 障がいのある方等の町外への通院に対し、通院費の助成を継続します。

主な施策と内容

01 疾病予防と連携のとれたプライマリ・ケアの推進と在宅医療推進

疾病の一次予防と生活の質の向上、医療と保健・福祉の連携がとれたプライマリ・ケアの推進及び在宅医療の充実を目指し、町内の医療機関・保健・福祉・介護が連携し、一体的に提供できる体制の整備を図ります。在宅当番医制については地元医師会と連携・調整し、充実を図ります。また不足診療科目解消のため、既存施設の活用やオンライン診療の導入・医師の確保などに段階的に取り組みます。

02 通院の利便性の向上と通院に関する支援

各種通院費の助成の対象者等の拡充を図るとともに、外出支援サービス支援員の登録数の維持を図り、サービスを継続実施します。

03 救急医療体制の充実

緊急時におけるドクターヘリの円滑な受け入れのため、ヘリポート周辺環境維持及び、常時最適な医療を提供するための、救急艇等の整備・医療備品の更新に努めます。また、各医療機関、医師会及び消防機関との連携・協力体制を一層強化し、一次・二次の救急医療体制の役割を明確にすることにより、それぞれに応じた機能の充実を図ります。さらに地域住民及び各種団体に対する普通救命講習会などを実施し、バイスタンダー（現地で応急措置ができる人）を養成するなど、応急手当の知識や技術の普及・向上に努めます。

関連計画

■大崎上島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画



消防

現状

- 本町では、常備消防の消防事務を東広島市消防局に委託しています。また、防火水槽整備、積載車や資機材の更新を進めることにより、消防力の維持強化を進めています。
- 多様化する災害への対応には消防団の機能強化が必要ですが、消防団員の高齢化が進行しています。

課題

- 消防力維持のため、消防水利の整備や計画に準じた常備消防資機材及び積載車等の更新が必要となります。また、老朽化や損傷により消防団の活動に支障をきたしている消防屯所が点在しており、随時改修する必要があります。
- 消防資機材を町内全域に配置していますが、老朽化した資機材が数多く、毎年一定数を更新しているものの更新が進んでいません。消防力を維持強化するために更新を急ぐ必要があります。
- 消防団員の高齢化や転居による退団者数が入団者数を上回る傾向にあることから、消防力を維持していくために、消防団員を確保する必要があります。

10年後のまちの姿

- ・多様化する災害に対応するよう、消防力を向上させます。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
防火水槽の更新箇所数（累計）	基	149	R5	156
積載車等の更新台数（累計）	台	1	R5	5
消防資機材の更新箇所数（累計）	箇所	10	R5	100
消防団員数	人	305	R5	315

施策推進の方向性

- 消防水利、常備消防資機材、消防屯所、積載車等を順次更新します。
- 消防用資機材及び水防資機材を整備します。
- 消防団への加入を促進し、消防団員を確保します。

主な施策と内容

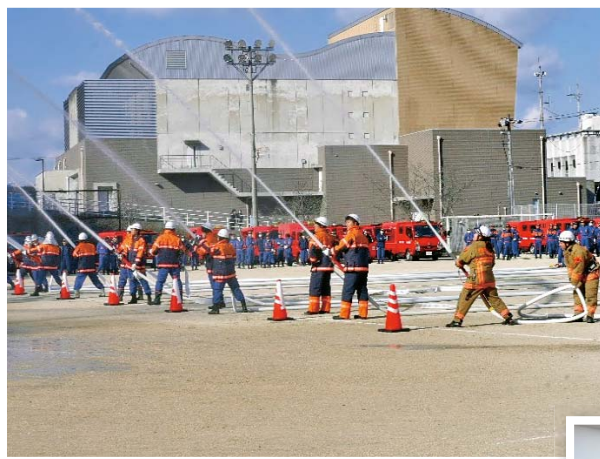
01 消防力の確保・消防水利の整備

消防用資機材及び水防資機材を整備するとともに、老朽化した消防水利及び消防資機材の更新を順次行います。

また、消防団員に対して団員確保の必要性を周知し、新入団員の加入を推進します。

関連計画

- 大崎上島町地域防災計画
- 大崎上島町強靱化地域計画



基本施策24 住民参画の推進

現状

1 貧困を
なくそう11 住み続けられる
まちづくりを17 パートナースhipで
目標を達成しよう

- 町民が町に対して意見等を提出する機会を設け、町政に反映させ、町民と行政との協働のまちづくりを推進するため、意見箱を設置しています。また、連絡区からの要望書にも対応しています。
- ホームページや広報紙等を通じて、町政に関する情報を公開するとともに、情報公開条例に基づく公文書開示に対応しています。

課題

- 町民の意見をまちづくりに活かすため、意見箱の周知に加え、計画策定等におけるパブリックコメントを積極的に実施する必要があります。
- 公文書開示請求に迅速に対応できるよう、公文書管理のルール等を見直す必要があります。

10年後のまちの姿

- ・ 町の施策に町民の意見が反映されています。
- ・ 適切な公文書の管理、開示が行われています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
計画策定等におけるパブリックコメントの実施件数（累計）	件	0	R5	20

施策推進の方向性

- 町民意見を的確に把握することで行政サービスの改善や向上を図り、魅力あるまちづくりに繋がります。
- 町民の主体的なまちづくりへの参画を可能とするため、行政の情報は基本的に町民に公開します。

主な施策と内容

01 町政への町民参画の推進

ホームページをはじめ、広報紙等で意見箱の設置について周知を図ります。

また、町民が町に対して、意見、提案、要望等を述べる機会を設け、町民と行政との協働のまちづくりを推進します。

02 情報公開の推進

公文書の保存年限の明確化や保管ルール化などを見直すことで、公文書開示請求に迅速に対応します。

また、ホームページをはじめとした外部への公開情報については全庁的な基準を示し、積極的に公開します。



基本施策25 DXの推進

現状

1 貧困を
なくそう13 気候変動に
具体的な対策を16 平和と公正を
すべての人に17 パートナースhipで
目標を達成しよう

- デジタル技術が発展し、社会に普及する中、国においてはマイナンバーカードの普及促進やデジタル庁の創設、デジタル・ガバメント実行計画の閣議決定等、デジタル改革を推進しています。
- 本町の行政事務は紙媒体が中心になっており、業務効率化やデジタル化が遅れています。

課題

- 内部事務手続きや行政手続きの大半がオンライン化されておらず、多様化する住民ニーズに対応できていません。
- 制度の複雑化によって職員一人あたりの業務量は増加傾向にあり、一層の業務効率化が求められる中、各業務でデジタル技術を活用するための人的資源が不足しています。

10年後のまちの姿

- ・ 離島という地域特性に応じたデジタル技術を活用しつつ、対面を基本とする「誰一人取り残さない、人にやさしい」独自の行政サービスを確立しています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
コピー用紙購入量の削減率	%	0	R5	90
職員の庁舎外勤務実施率	%	0	R5	30
行政手続きのオンライン化率	%	8.3	R5	90
オープンデータ化件数（累計）	件	1	R5	120

施策推進の方向性

- 職員が場所を問わずに働くことのできる高度な情報セキュリティ機能を備えた事務環境を整備します。
- 各種手続きをオンライン化し、住民の利便性向上を図ります。
- 情報システムの標準化・共通化に伴い、業務プロセスの見直しや業務効率化を推進します。
- 町が保有する様々なデータをオープンデータ化します。
- デジタルデバイドの解消に努めます。

主な施策と内容

01 | 多様な働き方の推進

高度な情報セキュリティ機能を備えた事務環境を整備することで、リモートワークのほか、災害や感染症発生時にも柔軟に対応可能な行政サービスを実現します。

02 | 行政手続きのオンライン化

各種手続きのオンライン化を推進し、スマートフォン等で手続きが完結する環境を整備することで、住民の利便性向上を図ります。

03 | 情報システムの標準化・共通化の推進

国が主導する地方公共団体情報システムの標準化・共通化に対応し、住民が行政手続きにおいてデジタル技術の便益を享受できる環境を整備します。また、手続きの標準化・共通化に併せて、業務プロセスの見直し、業務効率化を定期的にも実施できる体制を確立します。

04 | 行政データの活用

町が保有する様々なデータをオープンデータ化し、民間事業者や学校等の多様な主体による活用を促進します。また、デジタル化したデータを行政事務に活用することで効果的な施策展開に繋がります。

05 | デジタルデバイド対策

高齢者をはじめとした住民等に対し、パソコンやスマートフォン等の利用方法を学ぶ機会を提供します。

基本施策26 情報発信の充実

現状



- 本町では、広報紙やホームページなどを通じて、町政に関する情報を発信しています。特に、広報紙では、地域イベントや防災、健康情報など多岐にわたり、地域の繋がりを重視した内容を町民に届けるよう、内容の充実に努めています。
- 広報媒体のうち、即時性が求められる情報は、主にホームページへの掲載や防災行政無線により発信しています。令和元(2019)年度のホームページのリニューアルにより、スマートフォンへの対応や検索機能による利便性の向上、ハザードマップの追加や、災害等の緊急情報を見やすくするよう機能改善を実施しました。

課題

- ホームページの体系が整理されておらず、利用者が欲しい情報にたどり着くことが容易でないことから、特に町外に向けた十分な魅力のPRに繋がっていないと考えられます。
- 行政やイベントに関する情報をより手軽に、かつ、緊急性の高い防災情報などを迅速に得られるよう、SNS等を積極的に活用する必要があります。
- 高齢化が進展する中、情報提供については、情報のわかりやすさを追求するとともに、インターネット上の各種コミュニケーションツールなどを活用し、より多くの人に効果的かつ迅速な手段を検討する必要があります。

10年後のまちの姿

- ・多様な情報手段を活用し、町内外に情報を届けています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
公式SNSアカウントの登録者数（累計）	人	－	R5	10,000

施策推進の方向性

- 広報紙やホームページを活用し、イベント情報のほか町が実施する事業の発信により地域の一体感を醸成するとともに、住民にとって有益な情報を積極的に発信します。
- SNSやメディアを活用し、離島ならではの特色ある景色や特産品などの町の魅力やイベント情報を町内外に広く発信します。

主な施策と内容

01 広報紙・ホームページの活用

町の施策や事業、地域の活動などの情報を町民に幅広く周知し、住民に正しい情報を伝えるとともに、町内外に大崎上島町の魅力をPRします。

02 SNSやメディアの積極的な活用

公式SNSを活用し、緊急性の高い防災情報をはじめ、様々な町の魅力を発信します。また、プレスリリースの活用により、新聞、地上波をはじめ、様々な媒体でのメディア露出を増やし、注目を高めます。

03 デジタル技術を活用した情報発信方法の刷新

利用者が必要とする情報を簡単に得られるよう抜本的な改善を図ります。また、最新の行政情報やイベント情報、各種手続きの案内をリアルタイムに発信するよう努めます。



基本施策27 行財政運営

12 つくる責任
つかう責任17 パートナースhipで
目標を達成しよう

現状

- 人口は6,800人台の水準となり、10年前と比べ1,000人以上減少しています。
- 歳入では、人口減のほか、景気変動等による法人の業績悪化や、火力発電実証施設の減価償却により税収減の懸念が高まっています。
- 歳出では、平成27(2015)年度以降の教育の島、定住促進、悪水等ため池排水施設事業や、令和2(2020)年度以降のごみ処理施設建設事業等で借り入れた地方債償還のための公債費のほか、物価・燃料高騰による物件費、公共施設の維持管理費等による経費が増大しています。

課題

- 施設等の統廃合の検討を含めた歳出削減に取り組む必要があります。
- 事務事業の見直しと新たな事業計画とのバランスを取る必要があります。
- 財政健全化を維持する必要があります。

10年後のまちの姿

- ・健全な財政運営と未来に向けた投資がなされ、町民がいきいきと誇りを持って住み続けています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
実質赤字比率（財政健全化判断）	%	赤字無し	R5	赤字無し
連結実質赤字比率（財政健全化判断）	%	赤字無し	R5	赤字無し
実質公債費比率（財政健全化判断）	%	10.7	R5	17.0
将来負担比率（財政健全化判断）	%	0.0	R5	0.0

施策推進の方向性

- 人口規模、財政規模に応じた適切な予算編成を行います。
- 中長期的な財政計画と財政状況を踏まえた事業展開を行います。
- 官民連携を積極的に推進します。

主な施策と内容

01 効率的・効果的な行政運営の推進

限られた財源、人材の中で、安定した行政サービスを継続するため、事務事業の見直しを行い、スクラップアンドビルドを取り入れた行財政運営を実施します。

02 組織・機構の弾力的運用

町民ニーズに迅速かつ丁寧に対応できる組織編成を行うとともに、業務量等に応じた適切な定数配分を行います。施策を展開するうえで、不足するものは、出身者や島に共感し縁のある人材を誘致し、取組を進めます。

03 行政サービスの向上

行政サービスの向上に欠かせない、職員一人ひとりの資質向上と組織力の強化に努めます。職務を遂行するにあたって発揮した能力及び業績を評価し、人事管理の基礎として活用していきます。

04 財源の確保

税収や交付税等のほか、魅力ある返礼品の開発によるふるさと納税寄付金の増収や未活用の町有財産の活用・売払い等を積極的に推進し、新たな自主財源の確保に努めます。また、債券や定期預金等の運用により、基金残高の確保等にも努め、財政力を維持するとともに、底上げを目指します。

05 計画的な財政運営

社会経済情勢の把握と、中長期的な視野に立ち、町民ニーズの把握や重点度・優先度などを勘案した施策などを予算編成に反映し、計画的・効率的な財政運営を推進します。

公営企業についても、計画的な施設整備・更新など適切な維持管理を図りながら、経営の健全化に努めます。

06 官民連携の推進

ふるさと納税制度を活用し、町の課題解決に取り組むNPOや一般社団法人を支援し、連携したまちづくりを推進します。また、PPP / PFI事業の導入など国の制度を最大限活用し、積極的な官民連携を推進します。

関連計画

■大崎上島町公共施設等総合管理計画

基本施策28 他自治体との連携

現状



- 広島広域都市圏や広島中央地域連携中枢都市圏に参画し、連携市町による共同事業を実施しています。
- 広島県町村会、広島県中央地域振興対策協議会や広島臨空広域都市圏振興協議会などの枠組みにおいて、県への要望活動を実施しています。
- 広島県中部島地域架橋促進期成同盟会により、毎年、国と広島県に対し、「愛媛県の岡村島と大崎上島を繋ぐ安芸灘8号橋」、「大崎上島と竹原市を繋ぐ本土架橋構想」の実現に向けた検討を要望しています。

課題

- 連携市町による共同事業を実施するとともに、共通課題を持つ近隣市町との連携を深め、双方の地域課題の解決に向けた効果的な取組を実施する必要があります。
- 本町が直面する重要な政策課題の解決に向けて、国や県への継続的な要望活動を実施する必要があります。

10年後のまちの姿

- ・ 他自治体との連携した取組により、町の魅力が向上しています。

目標指標	単位	基準値	基準年	目標値
				R16
近隣市町と連携した新規取組の実施件数（累計）	件	0	R5	4
国や県への継続的な要望活動の実施回数	回	4	R5	4

施策推進の方向性

- 広域的にみて共通する課題に対し、類似の課題に取り組む市町との連携を一層強化し、課題解決の推進を図ります。

主な施策と内容

01 | 周辺市町との連携強化

海上からの幅広いアクセス性を活かし、観光周遊ルートの形成をはじめとした各種事業において、周辺市町と広域的に連携した地域の魅力向上を図ります。

02 | 他自治体との交流強化

新たな取組や既存事業を推進する際には、県内外の他自治体の先行事例を研究するとともに、積極的に意見交換することで情報収集を進め、効果的かつ効率的な事業の推進を図ります。



第Ⅳ部

資 料 編

策定経緯

令和 5 (2023) 年度

月 日	会議等	内 容
11月7日～ 11月27日	町民意識調査	対象：町内在住の18歳以上の方 1,000人 (無作為抽出) 回収率：46.6%
1月10日～ 1月17日	中高生アンケート調査	対象：町内の中学2年生、高校2年生 275人 (全数調査) 回収率：74.9%
1月22日	第1回審議会	・第3次長期総合計画策定の全体スケジュール ・アンケート調査の実施概要
2月21日	第1回町民ワークショップ	テーマ：～10年後のまちの姿を考えてみよう～
2月22日	第1回庁内策定部会	・第3次長期総合計画策定の全体スケジュール ・アンケート調査の実施概要 ・第2次長期総合計画の施策評価・課題整理 (グループワーク)
2月27日	第2回町民ワークショップ	テーマ：～まちの将来のためにできることを考えよう～
3月5日	グループインタビュー	テーマ：～10年後のまちの姿を考えてみよう～ そのために、各分野における現状と課題を語り合う
3月28日	第2回審議会	・現計画達成状況調査の結果報告 ・アンケート調査の結果報告 ・町民ワークショップの実施結果

令和 6 (2024) 年度

月 日	会議等	内 容
6月25日	第2回庁内策定部会 第3回審議会	・第3次長期総合計画基本構想(案)
10月1日	第3回庁内策定部会 第4回審議会	・第3次長期総合計画基本構想(案) ・第3次長期総合計画基本計画(案)
12月20日	第4回庁内策定部会 第5回審議会	・第3次長期総合計画(案)
12月24日～ 1月14日	パブリックコメント	意見件数：30件
1月31日	第5回庁内策定部会 第6回審議会	・第3次長期総合計画(案)
3月13日	第6回庁内策定部会 第7回審議会	・第3次長期総合計画(案)
3月25日	審議会 答申	町長へ答申

大崎上島町第3次長期総合計画について（答申）

令和7年3月25日

大崎上島町長 谷川 正芳 様

大崎上島町振興基本計画審議会
会長 有田 卓也

「大崎上島町第3次長期総合計画」について（答申）

本審議会は、諮問された「大崎上島町第3次長期総合計画（令和7年度～令和16年度）」について、慎重審議した結果を次のとおり答申する。

計画の推進にあたっては、格別の配慮をされるよう、意見として申し添える。

記

- 1 「大崎上島町第3次長期総合計画（以下、「本計画」という。）」は、今後、大崎上島町が進むべき方向と将来像を示し、町民と行政が一体となって進むべき指針である。
本計画は、町の活性化を指標とするものであり、将来に向けて計画実現のために尽力され、町全体が一体となり、各分野にわたって設定した目標の達成を含めた行政運営を、計画的に推進することを望む。
- 2 町民が最期の時まで安心して幸せに暮らせるまちづくりの実現のための各種基盤整備を図り、定住につながる魅力的な施策を展開し、誰もがこの町に住んで良かった、住み続けたいと思えるようなまちづくりを推進されたい。
- 3 各分野の取組は、まちづくり全般にわたって相互に関連しあっている点を十分踏まえ、計画的・効率的に推進されたい。
- 4 本計画の内容について、町民が熟知できるよう、計画の趣旨を町民に周知・徹底し、理解と協力を得るとともに、町民と協働したまちづくりを推進されたい。
- 5 親しみやすい役場づくりに取り組むとともに、重要な施策の実施にあたっては、できる限り町民が意思決定段階から参画できる機会を設け、町民主体のまちづくりを進めることを望む。
- 6 行政運営については、より効率的・機能的・緊急度・重要度を総合的に勘案した運営に徹し、健全財政を堅持しながら、計画が着実に実施されることを望む。

最後に、本計画が本町の将来に道が開かれる道標となる計画であると確信し、答申とする。

平成16年6月24日

条例第18号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として大崎上島町振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本町が定める事務処理の総合計画に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、本町の振興整備に関し、長期にわたる計画に関することで町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町の議会の議員 4名以内
- (2) 町の執行機関の職員 3名以内
- (3) 町の区域内の経済団体を代表する者 8名以内
- (4) 町の地域団体を代表する者 4名以内
- (5) 学識経験を有する者 6名以内

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は退任するものとする。

4 委員は再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもってあてる。

3 部会に所属する委員は、会長が指名する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月7日条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月16日条例第2号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月1日条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大崎上島町振興基本計画審議会委員名簿

組 織	氏 名	団体名
町の 地域団体 を代表 する者	有田 卓也（会長）	大崎上島町社会福祉協議会会長
	浅岡 法光（会長職務代理者）	大崎上島町連合区長会会長
	児玉 昭彦	大崎上島町連合区長会副会長
	山田 泰三	大崎上島町連合区長会副会長
町の 区域内の 経済団体 を代表 する者	小川 裕壮 （就任期間：令和6年1月1日～5月24日）	大崎上島町商工会会長
	信谷 裕	
	金子 仁	広島ゆたか農業協同組合代表理事組合長
	中村 修司	大崎内浦漁業協同組合代表理事組合長
	濱中 国雄	大崎上島漁業協同組合代表理事組合長
	森川 文代 （就任期間：令和6年1月1日～令和6年4月26日）	大崎上島町商工会女性部部长
	下末 法子	
	岡田 太郎	大崎上島町商工会青年部部长
	中原 幸太	大崎上島町観光協会会長
学識経験 を有する 者	河口 信義 （就任期間：令和6年1月1日～令和6年3月31日）	広島商船高等専門学校校長
	逸見 真	
	西田 秀夫 （就任期間：令和6年1月1日～令和6年7月31日）	大崎上島町農業委員会会長
	岩崎 太郎	
	森本 儉	大崎上島町民生委員児童委員協議会会長
	堀 一郎	青少年育成大崎上島町民会議会長
	田房 明美	大崎上島町地域女性連合会会長
	波多野 学 （就任期間：令和6年1月1日～令和6年4月26日）	大崎上島町PTA連合会会長
	末田 尚行	
町の 議会の 議員	信谷 俊樹	大崎上島町議会議長
	水橋 直行	大崎上島町議会副議長
	閑田 大祐	総務福祉文教常任委員会委員長
	森若 厳	産業建設常任委員会委員長
町の 執行機関 の職員	小田 博	大崎上島町副町長
	恵良 隆久 （就任期間：令和6年1月1日～令和6年3月31日）	大崎上島町教育委員会教育長
	佐々木智彦	
	山本 秀樹 （就任期間：令和6年1月1日～令和6年3月31日）	大崎上島町総務課長
	坂田 誠	

用語解説

	用 語	解 説
A	AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略称。コンピュータやロボットが人間のように考えたり、学習したりする技術のこと。
A	ALT	外国語指導助手（Assistant Language Teacher）。主として小中学校の英語の授業で日本人教師をサポートする外国人。
D	DX	デジタル技術の活用によって、人々の生活や仕事をもっと便利で豊かに変化させること。
I	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。情報や通信に関する技術の総称。
I	IT	Information Technologyの略で情報技術のことで、ICTと同義語として使われる。
L	LCC（ライフサイクルコスト）	Life cycle costの略。製品の調達・製造から使用、廃棄までに要する生涯コストのこと。
P	PPP / PFI	公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を活用する手法のこと。
S	SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。
S	SNS	Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略称。フェイスブック、エックス、インスタグラムなど、インターネット上で人々がお互いにコミュニケーションを取るためのツールのこと。
U	U・Iターン	Uターン：地方から都心で一度勤務した人が、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと。 Iターン：生まれ育った故郷以外の地域に就職・移住すること。
あ	アイランダー	島の魅力を体験できる年に一度の「島の祭典」として親しまれている「島と都市」、「島と島」をつなぐ日本全国の離島が参加する交流イベント。
い	インバウンド	「外から入ってくる・内向きの」という意味を持つ言葉。一般的に観光において、外国人旅行者を自国へ誘致する動きや訪日外国人旅行のことを指す。

	用 語	解 説
い	インフォーマルサービス	公的なサービス以外のもので、家族や近隣、地域社会、NPOやボランティアなどが行う援助活動のこと。
う	ウェルビーイング	「Well=良い」と「being=状態」があわさった言葉で、「より良い生活」や「幸福感」を意味する。
う	ウォームビズ	過度な暖房に頼らず様々な工夫をして冬を快適に過ごすライフスタイル。
お	大崎上島学	島の自然、伝統・文化、産業や暮らしを児童生徒が探究することで、自らを見つめ直し、自分の生き方を考えることにつなげようとする学習のこと。地域のすばらしさに気付かせ、地域を誇りに思う心や、地域の発展に貢献する態度を育てることを目標にしている。
お	オープンデータ	主に国や地方公共団体が公開している誰もが利用可能なデータのこと。民間企業や個人がこれらのデータを活用することで、新たなサービスの開発や政策立案のための意思決定支援が可能になる。
お	温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、フロンなどがあり、太陽からの熱を地球の大気中に取り込む役割を果たす一方、増えすぎると地球の気温が上昇し、気候変動や異常気象の原因となる。
お	オンライン診療	スマートフォンやタブレット、パソコンなどを使って、自宅等にしながら医師の診察や薬の処方を受けることができる診療のこと。
か	櫂伝馬	片舷7人ずつ14人の漕手により、船尾部の太鼓に合わせて櫂を合わせ、操船する手漕ぎの和船。櫂伝馬競漕は、200年以上続く大崎上島の伝統行事であり、夏祭りの主たる行事となっている。
く	クールシェア	エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合うこと。家庭では、複数のエアコン使用をやめ、なるべく1部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を利用することで涼をシェアするなど1人あたりのエアコン使用を見直すこと。
く	クールビズ	過度な冷房に頼らず、様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイル。室温の適正化とその温度に適した軽装などの取組がある。
け	権利擁護	支援が必要な人たちの権利や本人の意思を尊重しながら、福祉サービスの利用や生活環境の改善などを通じて、自立した生活を送れるよう支援する取組。

	用 語	解 説
こ	国際バカロレア	国際バカロレア機構が提供する国際的な教育プログラム。国際バカロレアは、チャレンジに満ちた総合的な教育プログラムとして、世界の複雑さを理解して、そのことに対処できる生徒を育成し、生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、国際的に通用する大学入学資格（国際バカロレア資格）を与え、大学進学へのルートを確保することを目的として設置された。
こ	コミュニティ・スクール	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのこと。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。
さ	再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマス（動植物由来の有機物）など、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。
さ	サウンディング型市場調査	自治体が民間事業者との意見交換等を通し、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する調査のこと。
さ	サテライトオフィス	本社や主要な事業所から離れた場所に設けたオフィスの総称。
し	ジェンダー	生物学的な性別で役割（男は仕事、女は家事など）や見た目（男は黒色の服、女は赤色の服など）を判断される社会的・文化的性差のこと。
し	次世代自動車	低炭素社会を目指して開発された環境負荷の少ない自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等のこと）。
し	森林環境譲与税	市町村において、間伐等、また人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等の整備に充てられる税のこと。
す	スクールカウンセラー	児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、または事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど行う「心の専門家」のこと。
す	スクールソーシャルワーカー	児童・生徒一人ひとりの生活の質の向上と、それを支える学校や地域をつくることを目的に、児童・生徒や家庭への訪問、自ら関係機関と児童・生徒の家庭をつなぐといった援助を行う。また学校に対する支援体制づくりや専門的な助言、関係機関等との連携の仲介などを行う専門化。

	用 語	解 説
す	スクラップアンドビルド	既存の事業を廃止して（スクラップ）新たな事業を始める（ビルド）ことで、組織の肥大化を抑制し、限られた財源を効果的に活用する手法のこと。
せ	成年後見制度	認知症や障がいによって判断能力に不安のある方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、法律面・生活面から支援する制度。
せ	セーフティネット機能	誰もが安心して暮らせる住まいの確保に向けた居住サポートのこと。
せ	ゼロカーボンシティ	環境省が推進する温室効果ガス削減に向けた取組の一つで、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを宣言した自治体（都道府県、市町村）。
せ	全国学力・学習状況調査	文部科学省が毎年小学6年生および中学3年生を対象に実施する調査で、全国の児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することで、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
そ	総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。
ち	地域共生社会	制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。
ち	地域猫活動	地域住民が主体となって、地域にいる野良猫の不妊去勢手術を行い、エサのやり方やふんの始末などに関するルールを定めて、地域で野良猫を適切に管理していくことにより、野良猫によるトラブルを減らすとともに、不幸な野良猫の数も減らして、住みよい地域にしていく活動のこと。
ち	地域包括ケアシステム	可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
て	デジタル人材	専門的なデジタル知識・能力を有し、デジタル実装により地域の課題解決を牽引する人材で、自治体のデジタル化を進める上で欠かせない存在。
て	デジタルソリューション	デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るサービスやシステムのこと。

	用 語	解 説
て	デジタルデバイド	デジタル技術による恩恵を受けることができる人とできない人の間に生じる格差。
は	パブリックコメント	行政機関がルールを定めたり、計画を策定する際にあらかじめ一般から意見を求める制度のこと。
ひ	避難行動要支援者	災害が発生した時、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な高齢者や障害者などの要配慮者のうち、特に支援を要する人のこと。
ふ	プライマリ・ケア	患者の心身を総合的に診て、初期段階での健康状態の把握や一時的な救急処置、日常的にみられる病気や軽度の外傷の治療、訪問診療などを行い、特殊な症例については、専門医に紹介する役割を担うこと。
ふ	フレイル	年齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態で、健康な状態と日常生活でサポートが必要な要介護の状態の中間。適切な介入・支援・予防により、健康に過ごせていた状態に戻る可能性がある。
よ	要支援者	高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦など、自ら避難することが困難な方で、円滑で迅速な避難を確保するために特別な支援が必要な人のこと。
り	リモートワーク	会社とは別の場所で働く勤務形態のこと。自宅でも働けるため、介護や子育てとの両立を図ることが可能。
れ	レスパイト	介護や育児など、普段誰かのケアを行なっている人が休息できるよう支援すること。小休止、中休み、中断といった意味合いを持つ言葉。
わ	ワークインライフ	「ワークインライフ」とは、仕事（ワーク）を生活（ライフ）の一部と捉え、両者を対立するものではなく調和させて考える概念のこと。
わ	わがまちスポーツ	それぞれの地域に存在する、地域をあげて取り組んでいるスポーツ資源を、「誇れるスポーツ」に磨きあげ、体験し、関わってもらうことで、地域を元気にしていく取組のこと。

大崎上島町
第3次長期総合計画

令和7(2025)年3月

発行／大崎上島町
編集／大崎上島町企画課

